

知的財産推進計画 2024（案）

～イノベーションを創出・促進する
知財エコシステムの再構築と「新たなクールジャパ
ン戦略」の推進に向けて～

2024年6月4日
知的財産戦略本部

知的財産推進計画2024（案）

目次

I. はじめに.....	1
II. 知財戦略の重点施策.....	5
1. 知的財産の創造.....	5
(1) 国内のイノベーション投資の促進.....	5
(2) 知財・無形資産への投資による価値創造.....	9
(3) AIと知的財産権.....	14
2. 知的財産の保護.....	19
(1) 技術流出の防止.....	19
(2) 海賊版・模倣品対策の強化.....	24
(3) 産業財産権制度・運用の強化.....	28
(4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備.....	33
3. 知的財産の活用.....	39
(1) 産学連携による社会実装の推進.....	39
(2) 標準の戦略的活用の推進.....	47
(3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備.....	57
(4) 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化.....	67
4. 高度知財人材の戦略的な育成・活躍.....	75
(1) 研究開発における人材育成・流動化.....	76
(2) コンテンツ開発や利活用における人材育成.....	81
(3) 知財活用を支える人材基盤の強化.....	85
5. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略.....	94
(1) 新たなクールジャパン戦略.....	95
(2) デジタル時代のコンテンツ戦略.....	97

I. はじめに

【基本認識】

(全般)

- デジタル化・DX化の進展や生成AIの急速な発展など、社会・経済を取り巻く状況が大きく変化し、国家間競争の激化など国際情勢も厳しさを増す中、「知的財産戦略」は、我が国の経済やイノベーションを活性化し、国際競争力を強化していく上で一段と重要なものとなっており、最新の科学技術・イノベーション政策や経済安全保障政策等とも連携した取組が一層重要となっている。
- 特に、AI技術が急激に進歩し、幅広い分野で社会実装が進む中、データとAIの融合は、グローバルな競争を加速させている。企業はAIを活用して膨大かつ多様なデータを収集・分析し、新たなビジネスモデルの構築や価値の創造に取り組んでおり、官民一体となったAI人材の育成・確保、AIの利活用の推進、研究開発力の強化が各国で急速に進められている。
- また、アニメやマンガなど日本のコンテンツが海外で人気を博すとともに、訪日外客数がコロナ禍前の水準に向けて回復し、訪日外国人旅行消費額も過去最高（5.3兆円、2023年）を記録した。このように世界から日本が注目されているところ、日本の魅力を世界に発信・訴求し、ソフトパワーによって日本が世界を牽引していくことが重要である。
- SDGsに代表される社会的課題の解決や健康志向の高まりといった価値観・ライフスタイルの変化への対応に加えて、今後余暇時間が増大する中で、文化的な活動を通じて世界の人々の人生を豊かにすることに対して、クールジャパンの取組によって、日本が貢献できる可能性が生まれている。
このため、アフターコロナを迎える中、コンテンツの海外展開、インバウンド誘致や農林水産物・食品の輸出などクールジャパンの更なる推進が重要となっている。

(成長型経済への変革)

- 現下の日本経済の状況を俯瞰すると、名目国内総生産（GDP）がドイツに抜かれ、世界第4位に後退した（2023年）ほか、時間当たりの労働生産性のOECDランキングが過去最低（30位、2022年）を記録するなど中長期的な経済の低迷に直面している。

- 一方、直近では、賃上げ、設備投資、株価などが軒並み好水準を記録するなど、日本経済は、30年間続いた低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から脱却し、新たな成長型経済に変革していくチャンスを迎えている。
- このような中、未来志向の戦略的な投資を促進し、新しいアイデアや研究成果を活かし、SDGsに掲げられたような社会課題の解決につながる高付加価値な新製品や新たなサービスを生み出し続けていくことが重要となっている。こうしたアイデアや研究成果を迅速かつ効率的に社会実装するためには、知的財産と収益のつながりを可視化することが求められている。
- このような企業、大学、スタートアップの各主体やそれらの連携を通じたイノベーションの創出・促進のほか、世界における日本発のアニメ、マンガ、ゲームなどの人気本格化する中、海外への日本の魅力発信に当たり、知的財産の果たす役割が従来にも増して大きなものとなっている。

(国際的な政治・経済情勢リスクへの対応)

- 他方、近年の米国と中国の対立激化、ロシアのウクライナ侵攻の長期化などを背景に、日本の安全保障を取り巻く環境が厳しさを増しており、国際的な政治・経済情勢リスクが高まっている。
- このように安全保障の裾野が経済分野にも拡大する中、技術流出の防止のほか、国際競争力強化のため戦略的な国際標準化の推進を始めとする知的財産にかかる取組が一層重要となっており、クールジャパン戦略の推進に当たっても、国際的な政治・経済情勢リスクを踏まえることが求められている。
- また、生成AIが急速に発展し、偽情報、知的財産権、プライバシーや個人情報保護等を巡る懸念やリスクが顕在化する中、2023年5月のG7広島サミットの結果を受けて立ち上げられた「広島AIプロセス」において、生成AIに関する国際的なルールの検討が行われた。
- このような世界的な潮流も踏まえつつ、著作権を始めとする知的財産権と生成AIをめぐる懸念・リスクへの対応等について、引き続き、取り組む必要がある。

【検討経緯】

- 以上の認識の下、2023年11月以降、知的財産戦略本部の下におかれた「構想委員会」で、「知的財産推進計画2024」及び「新たなクールジャパン戦略」の策定に向けた議論を精力的に進めるとともに、構想委員会の下に、コンテンツに関する現状と課題及び施策の方向性について検討するため、「コンテンツ戦略ワーキンググループ」を、クールジャパンの推進に向けて世界からの共感を得るための方策について検討するため、「Create Japan ワーキンググループ」を設置し、新たなクールジャパン戦略に向けた議論を進めてきた。
- 併せて、「知的財産推進計画2023」（2023年6月知的財産戦略本部決定）を踏まえ、新たに開催した「AI時代の知的財産権検討会」において、2023年10月以降、生成AIの懸念やリスク等への対応を適切に行うため、AIと知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、横断的に検討を進め、2024年5月に「中間とりまとめ」を公表した。
- 上記の検討成果や議論の内容を踏まえ、「知的財産推進計画2024」及び本計画の策定と同タイミングで「新たなクールジャパン戦略」を取りまとめたものである。

【本年度の構成】

- イノベーション創出・促進における知財エコシステムの構築に当たっては、企業や大学などの各主体による知的財産の「創造」、「保護」及び「活用」からなる「知的創造サイクル」の活性化や好循環を促進していく必要がある。
- 本年度は、我が国がイノベーション創出を牽引するために、国内のイノベーション投資の促進、知財・無形資産への投資による価値創造、技術流出の防止、標準の戦略的活用の推進、産学連携による社会実装の促進など、知的財産の創造、保護及び活用施策全般にわたり施策の見直しが必要ではないかという問題意識の下、今一度、「知的創造サイクル」という原点に立ち戻り、このサイクルを支える高度知財人材の戦略的な育成・活躍という「人材」の視点も入れ、検討を進め、「知的財産の創造」（第1章）、「知的財産の保護」（第2章）、「知的財産の活用」（第3章）、「高度知財人材の戦略的な育成・活躍」（第4章）の視点ごとに整理を行った。

- また、第5章において、今般、策定した「新たなクールジャパン戦略」の概要を軸に、海外へのビジネス展開、デジタル・ビジネスへの対応等を内容とするコンテンツ戦略のほか、インバウンド誘致、農林水産物・食品の輸出、地域の魅力発信等の横断的な取組について整理した。
- さらに、近年、「知的財産推進計画」の頁数が漸増し、読み易さへの配慮が必ずしも十分でなかった点を踏まえ、本年度は、簡潔な文章を心掛け、頁数を減らす一方、「現状と課題」において、図表を多く活用するなどの工夫を行った。

【結語】

- 今後、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力ある経済社会を実現するとともに、日本ファンの外国人を増やし、日本のソフトパワーを強化していくため、産業界、大学、政府などの関係者が一丸となって、本計画に基づく施策を着実に実行していくことが求められる。

II. 知財戦略の重点施策

1. 知的財産の創造

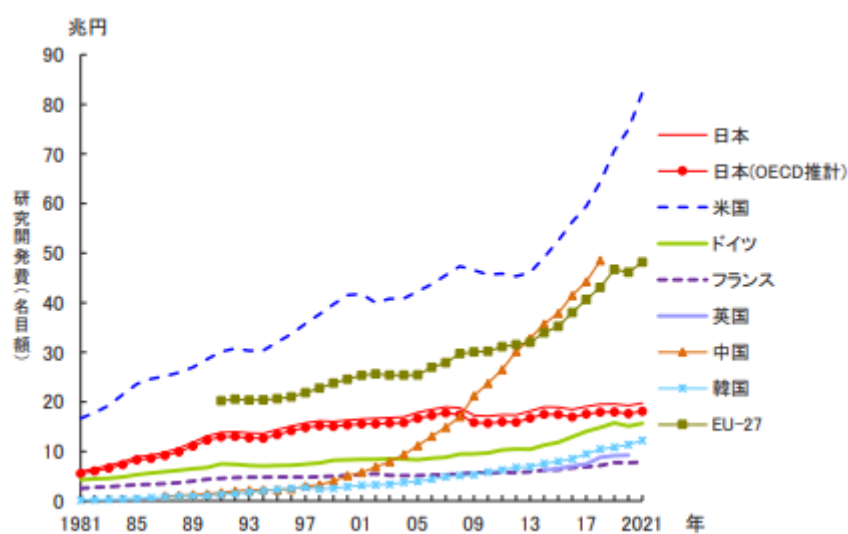
(1) 国内のイノベーション投資の促進

(現状と課題)

<国内研究開発投資の促進>

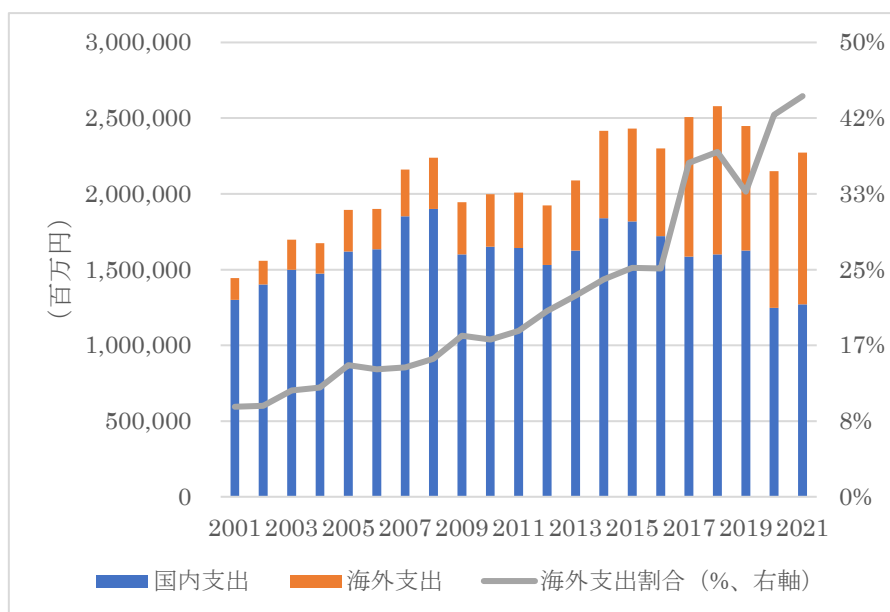
研究開発投資は、持続的な成長と社会課題の解決に向けて必要不可欠な要素であり、企業や国がイノベーションを推進する上で重要な役割を果たしている。研究開発投資の決定に当たっては、研究開発から得られた利益や、将来解決されるべき課題や獲得される市場からのバックキャストも加味し、中長期的な視点で、より戦略的に投資を行うことが求められている。

過去 20 年間の研究開発費は、主要国では増加しているのとは対照的に、我が国の民間企業では伸び悩んでいる状況にある。また、近年、研究開発活動のグローバル化が進展しており、2010 年以降、海外への研究開発投資が倍増するなど研究開発の海外シフトの動きが顕在化している。こうした背景もあり、日本国内の研究開発環境の優位性が下がり、先端技術・情報が海外に流出することが懸念される状況になっている。



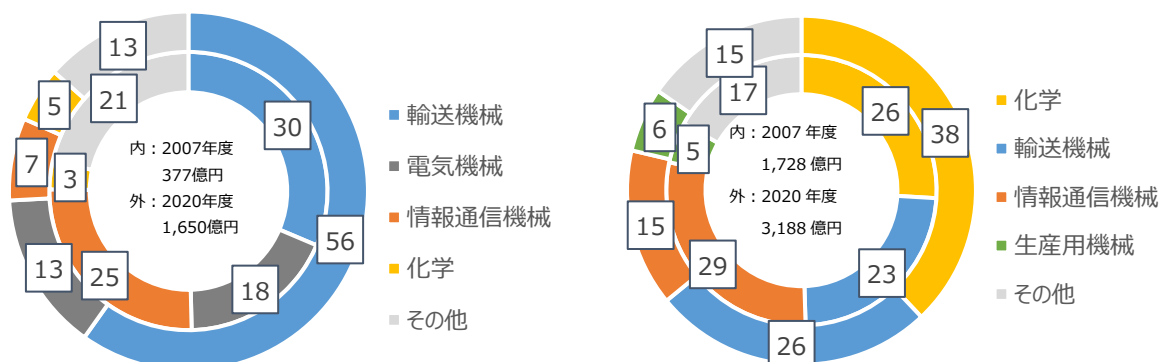
(出典) 科学技術・学術政策研究所、「科学技術指標 2023」より引用

図表 1：主要国における研究開発費の推移



(出典) 総務省「科学技術研究調査」、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2023」を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 2：日本企業の外部支出研究開発費の推移 (国内・海外)



(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 3：中国向け研究開発費の業種別構成比 (%)

図表 4：北米向け研究開発費の業種別構成比 (%)

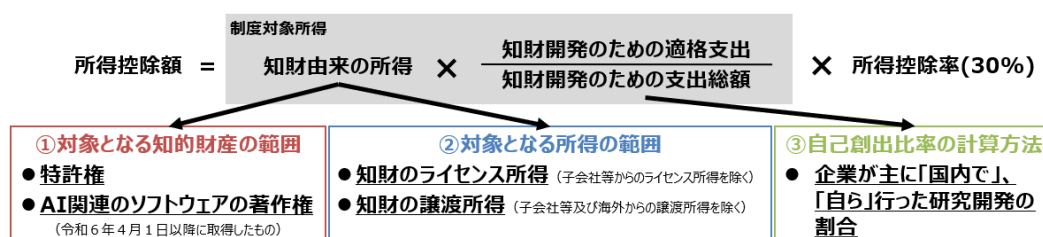
民間企業の研究開発拠点の立地の自由度や戦略性が高まる中で、研究開発拠点の立地の意思決定に際しては、税制を含む事業環境が重要な要素となっている。諸外国においては、研究開発成果である知的財産の社会実装により得られた収益に着目した税制としてイノベーションボックス税制を措置している。

イノベーションボックス税制は、2000年代より欧州を中心に導入されており、近年では、インド、シンガポール、香港等のアジアの国や地域にも広がりを見せている。我が国においても2023年12月にイノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)の導入が決定された。

我が国の制度は、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権や AI 分野のソフトウェアの知的財産から生じる所得に税制措置を適用するものであり、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しするものとして期待される。2025 年 4 月から、まずは本制度の着実な執行を進め、その上で、本制度の対象範囲や運用上での課題等については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、状況に応じ見直しを検討していく。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式



（出典）経済産業省 HP 「令和6年度税制改正について」

図表5：イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

<イノベーションマネジメントの高度化>

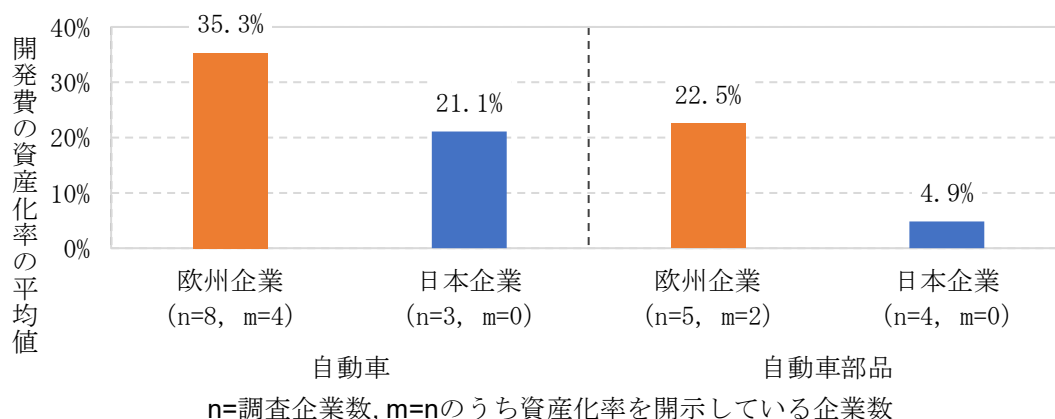
戦略的な研究開発投資を実現するためには、前提として、企業内で研究開発投資の生産性を可視化できる仕組みの構築が必要となる。具体的には、「研究開発投資を行った結果、どの研究開発が知財の創出につながったのか」、「創出した知財のうち、どの知財がどの程度の収益につながったのか」をトレースしていくための情報管理（財務情報と知財情報の統合）が重要である。

加えて、企業が研究開発を将来に向けた投資と考えるためには、研究開発を「費用」でなく「資産」の形成と捉える企業マインドの変革が必要である。開発費の積極的な資産化、開発資産の償却期間の決定、知財・無形資産を含む非財務情報の価値評価の在り方、財務諸表との関連付け等の議論はイノベーションマネジメントの高度化の観点から有益である。

また、国際会計基準（IFRS）では一定の要件下で開発費の資産化が求められるが、図表6のように、国際会計基準に基づき財務情報を開示している日本企業と欧州企業では、開発費の資産化率等に関して大きな違いがある。日本企業は、原則費用化する日本基準を長年使用してきたため、資産化に慎重ではないかとの専門家の意見もある。

今般、2024 年度税制改正においてイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）が導入されたことやこうした開発費の資産化に関する違い等

も踏まえ、無形資産と収益のつながりの可視化等、企業のイノベーションマネジメントの更なる高度化が必要である。



(出典)「無形資産に関する検討経過の取りまとめ」(2013年6月28日 企業会計基準委員会)を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表6：IFRS適用企業における開発費の資産化率等（2022年度）¹

（施策の方向性）

- 2024年度税制改正において措置された、特許権やAI分野のソフトウェアの知財から生じる所得に税制措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について、2025年4月の制度開始に向け、手続規定の整備を含めた執行体制の強化を行う。また、事業者が積極的に制度を活用できるよう、制度をわかりやすく解説したガイドラインの策定や制度の周知等を業界団体等とも連携して行うとともに、引き続き、税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、状況に応じ、見直しを検討する。

（短期・中期）（経済産業省）
- イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）における対象範囲の見直し検討や類似制度を導入している国における動向調査、知財・無形資産の非財務情報を含めた価値評価の在り方を検討することにより、研究開発成果としての知財・無形資産と企業価値の関連性の認識を促進し、イノベーションマネジメントの高度化につなげる。

（短期・中期）（経済産業省）

¹ 業種については、当該報告書における4分類の内、自動車（分類Ⅱ：社内発生開発費の資産計上を行っている）及び自動車部品（分類Ⅲ：社内発生開発費の資産計上を行っている企業と行っていない企業が混在している）を選定した。また、調査対象企業については、当該報告書に記載企業その他、「Fortune Global 500」（2024年4月時点）における日欧企業及びIFRS適用済の日欧企業を選定した。

(2) 知財・無形資産への投資による価値創造

(現状と課題)

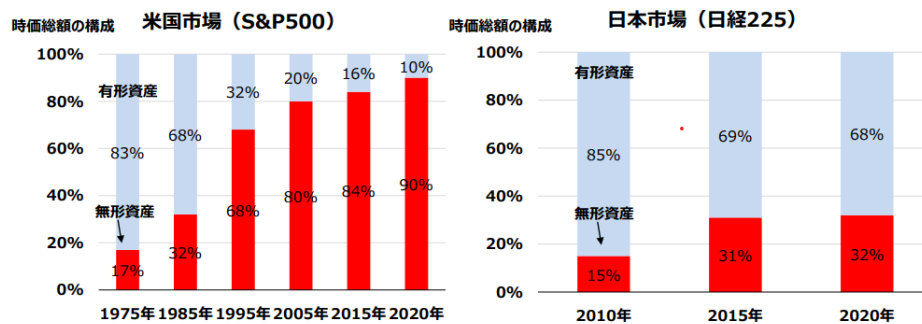
<コーポレートガバナンスの仕組みの活用>

① 知財・無形資産の投資・活用による「成長型経済」への変革

競争力の源泉としての知財・無形資産の重要性が高まっている中、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低い。また、1980年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率が低く、近年では国際的に低い水準となっている。日本企業は、自社の強みとなる知財・無形資産の把握やこれを活用したビジネスモデルの構築が十分にできておらず、そのことが企業価値低迷の一因ではないかとの指摘がある。

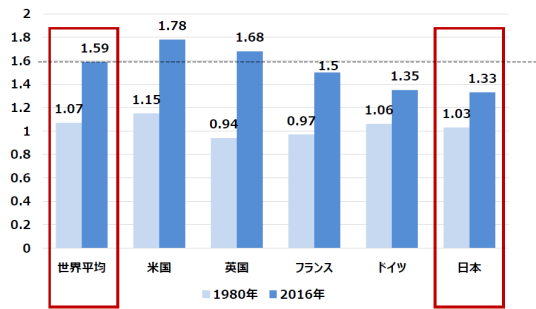
この30年間、我が国経済は、人への投資や賃金、設備投資・研究開発投資を削減して利益を出す「コストカット型経済」であったが、今後は、持続的な賃上げや研究開発投資、ブランド投資等への活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革が必要である。このため、前述の開発費の資産化を含め、企業がどのような知財・無形資産の投資・活用戦略を構築・実行しているかを一層可視化し、投資家との建設的な対話等を通じて、更なる知財・無形資産への投資に向けた資金の獲得につながる仕組みを構築することが重要である。

なお、知財・無形資産の投資・活用には、自前主義ではなくM&Aやオープンイノベーション等の他者のリソースの活用の視点も必要である。今後は、経営者自身が事業ポートフォリオ改革を支える知財ポートフォリオ戦略を把握し、知財戦略を経営戦略に組み込むことが日本企業の経営変革に極めて重要である。



(出典) 新しい資本主義実現会議 (第5回) 資料1, P50 (2022年)

図表7：時価総額に占める無形資産の割合



(出典) 新しい資本主義実現会議 (第 24 回)

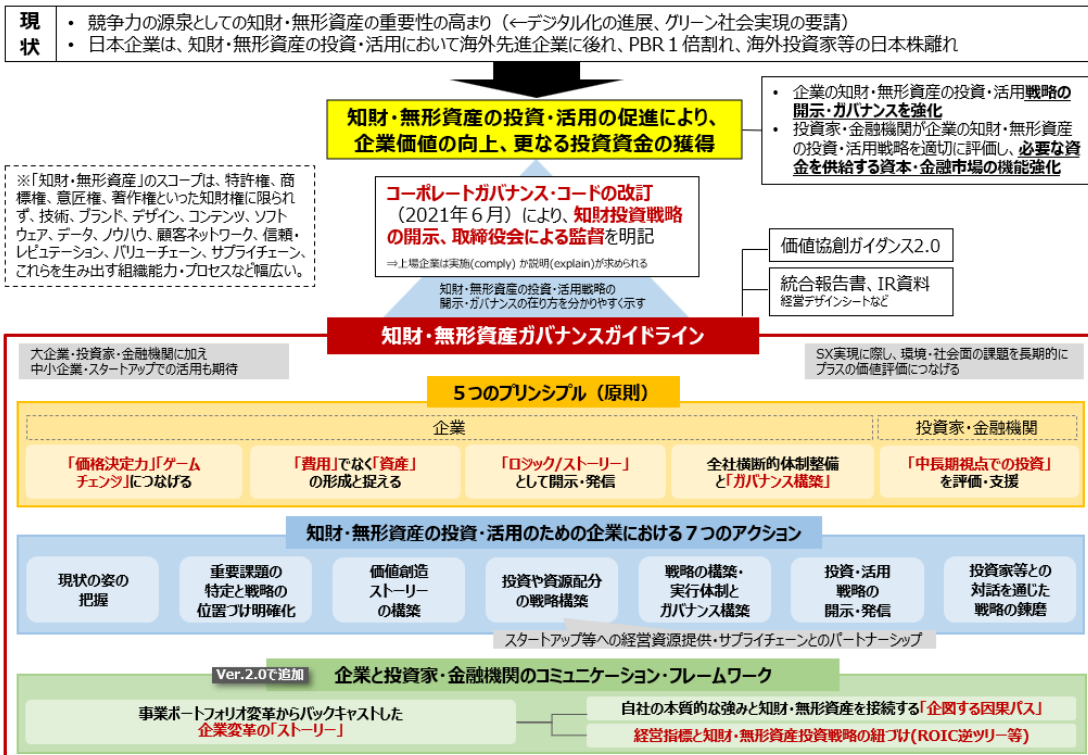
資料 1, P 8 (2024 年)

図表 8 : マークアップ率の国際比較

② 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの作成

2021 年 6 月のコーポレートガバナンス・コードの改訂において、知的財産への投資に関して、分かりやすく情報を開示・提供すべき点と取締役会が実効的に監督を行うべき点が盛り込まれた。これを踏まえ、2022 年 1 月に「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会 (以下「検討会」という。)」において、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver1.0 (以下「Ver1.0」という。)」を公表した。

その後、主に企業と投資家・金融機関の思考構造のギャップを埋めることを目的として、2023 年 3 月に検討会において「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver2.0 (以下「Ver.2.0」という。)」を公表した。



(資料) 内閣府知的財産戦略推進事務局作成

図表 9 : 知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.2.0 の全体像

③ コーポレートガバナンス改革

コーポレートガバナンス改革については、これまで、企業と投資家との建設的な対話を通じた自律的な取組を促進してきた。そのような中、金融庁は2023年4月に「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を公表している。引き続き、企業と投資家の自律的な意識改革を促進するための施策や企業と投資家との建設的な対話の実効性を向上させるための施策を基本とし、これを踏まえた企業と投資家における取組の着実な実践に向けた改革を進めることが適切である。

<サステナビリティを取り巻く現状>

気候変動問題や人権問題をはじめとしたサステナビリティ課題をめぐる状況は、企業活動の持続性に大きな影響を及ぼしている。

① ISSB の活動状況

国際会計基準の策定を担う IFRS 財団では、2022 年 11 月に国際的なサステナビリティ基準を設定するため、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) を設立した。ISSB は 2023 年 5 月に、情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」を公表し、2024 年からの 2 年間の活動に関する次のアジェンダの優先度に関して意見を募集した。

また、ISSB は 2023 年 6 月に、設立後初めての基準となるサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項に関する IFRS S1 号及び気候関連開示に関する IFRS S2 号を公表した。

② Ver2.0 公表以降の検討会の動き

前述した ISSB の協議に対して、検討会では、日本に根付いている統合思考の考え方が企業価値の創造に重要である点、知財・無形資産への投資・活用がサステナビリティ課題の解決に必要不可欠である点を主張するため、意見書を提出した。

今後は、国内外の動向を注視しながら、当ガイドラインの普及を更に進めることにより、企業と投資家が建設的な対話を重ね、企業価値の創造と投資資金の獲得という好循環を実現することが重要である。

③ SX の状況

また、2022 年 8 月に「伊藤レポート 3.0」、「価値協創ガイダンス 2.0」が公表された。この中で提唱された、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを同期化するサステナビリティ・トランスフォーメーション(以下「SX」という。)をキーワードとする経営変革が必要不可欠である。

こうした課題意識の下、経済産業省と東京証券取引所は、2023 年 2 月に、長期的かつ持続的な企業価値の向上に取り組んでいる先進的企業を「SX 銘柄」

として選定・表彰する事業を開始し、2024年4月に「SX 銘柄 2024」を公表した。SX 銘柄の選定の要件には、知的財産を含む無形資産等の確保・強化に向けた投資戦略の構築の有無も含まれている。

SX 銘柄の公表を通じて、国内外投資家の日本株に対する再評価を促すとともに、知財・無形資産の投資・活用を含む経営変革を実現することで、日本企業の企業価値が長期的・持続的に向上していくことが期待される。

④ インパクト投資

世界が持続可能な社会の構築に向けて舵を切る中、サステナブルファイナンスの一類型として、投資収益の確保に止まらず、社会・環境的な効果（以下「インパクト」という。）の創出を企図するインパクト投資への注目が高まっている。

金融庁は、2024年3月にインパクト投資に関する共通理解の醸成・浸透を図るため、インパクト投資に関する基本的な考え方を示した「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表した。また、2023年11月には産官学金等による幅広い連携を進めるため、「インパクトコンソーシアム」が設立された。

企業には製品・サービスの提供（アウトプット）だけでなく、その結果としての社会価値・経済価値（アウトカム）の実現が求められている。投資によるインパクトの特定・測定・管理等を通じて、社会・環境課題の解決に資する知財・無形資産の創出につながる研究開発投資や新規事業創出を更に促していくことが重要である。

＜知財・無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）の創設等による事業性に着目した融資の推進＞

中小企業やスタートアップにとって、知財・無形資産の投資・活用戦略を構築・実行し、成長のために必要な資金獲得を目指していくことは重要な課題である。このため、中小企業やスタートアップが、担保財産について実態上、有形固定資産が中心になっている現状から解放されて、知財・無形資産とその活用方策を含む事業全体の価値が適切に評価され、投資家や金融機関がより資金を提供しやすい環境を整備することが重要である。

このような中、不動産担保や経営者保証等に安易に依存しない事業性に着目した融資の推進を図るため、2023年12月に「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について」が閣議決定された。また、「事業性融資の推進等に関する法律案」が2024年通常国会に提出された。本法案では、有形資産に乏しいスタートアップ等の事業者の資金調達を円滑化するため、知財・無形資産を含む事業全体を担保とする企業価値担保権の創設等が盛り込まれて

いる。今後は、本法案の早期成立を目指すことが重要である。

(施策の方向性)

- ・ 知財・無形資産の投資・活用の促進に向けて、知財・無形資産を戦略的に活用し、企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度を推進すべく、民間の協力を得て実施する方策を検討する。また、企業がスタートアップを自社のエコシステムに引き寄せるための具体的な情報開示や取組について推進する等、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの考え方の国内外への普及・浸透を図る。

(短期・中期) (内閣府 (知財))
- ・ 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」に沿って、企業による収益性と成長性を意識した経営を促進するため、知的財産を含む無形資産への投資に関する取組を促す。

(短期・中期) (金融庁)
- ・ SXの実現のための価値創造ストーリーの協創に向けて、知財・無形資産戦略は人的資本戦略や事業ポートフォリオマネジメント戦略、DX戦略等と並んで重要な鍵であり、SX 銘柄を通じて、知財・無形資産戦略を始めとする各種戦略について統合的な戦略構築と開示を推奨する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財))
- ・ 2024 年通常国会に提出された「事業性融資の推進等に関する法律案」の早期成立を目指す。

(短期・中期) (金融庁、内閣府 (知財)、法務省、経済産業省)
- ・ 知財・無形資産を活かした経営の実践を我が国企業に浸透させるべく、知財戦略構築の専門家だけでなく、情報開示や投資の専門家も企業に派遣すること等を通じて、経営における知財・無形資産の位置づけの可視化やそのための体制構築と、投資家等のステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の投資・活用の開示を支援し、企業の持続的な価値向上、知財・無形資産の投資・活用の開示や、ステークホルダーとの建設的な対話の推進につなげる。

(短期・中期) (特許庁)
- ・ 知財・無形資産を活かした経営の実践を我が国企業に浸透させるべく、経営戦略や事業戦略の策定に際し、知財情報等を活用した分析を行う IP ランドスケープについて、目的別の分析手法等を取りまとめたガイドブックの周知を図ることで、経営戦略に資する IP ランドスケープの普及につなげる。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ グリーン・トランスフォーメーション技術区分表、及び当該技術区分表を用いた特許情報の分析結果の国内外への発信及び活用の促進を行う。また、こうした技術区分表が国際的に統一された技術区分表に組み込まれるよう諸外国への働きかけを行うとともに、特許審査官の知見も活用しつつ、技術区分表の充実化に向けた検討を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 一定の「投資収益」確保を図りつつ、「社会・環境的効果」の実現を企図するインパクト投資において、事業を行う企業と金融機関・投資家の対話に資するよう、知的財産の活用等を含む企業の創意工夫の取組について、事例の共有・分析等を行っていく。

(短期・中期) (金融庁、内閣府 (知財))

(3) AI と知的財産権

(現状と課題)

AI を巡っては、世界中で、毎日のように新しい動きが話題となっている。2023 年は、特に、我が国が議長国を務めた G7 においても重要なテーマの一つとなり、「広島 AI プロセス包括的政策枠組み」が取りまとめられている。

他方、AI と知的財産権の関係については、我が国において、既に 7 年前、知的財産戦略本部新たな情報財検討委員会において検討を行い、報告書を公表している (2017 年 3 月)。

同報告書では、具体的に検討を進めることが適当な事項として、学習用データの作成の促進に関する環境整備を掲げ、このことは、文化審議会における検討を経て、著作権法における柔軟な権利制限規定の導入 (2018 年著作権法改正) につながった。他方、同報告書では、AI 生成物の知財制度上の在り方については、AI の技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討することが適当であるとしていた。

その後、生成 AI をはじめとする AI 技術は急速な進歩を遂げている。特に、近年の Chat-GPT の出現は、生成 AI を広く社会に普及させ、身近な存在として認知させる契機となった。

AI は、情報のアクセシビリティの向上や、労働力不足の解消、生産性の向上など、大いなる可能性を予感させる技術である。しかしその一方で、大量のコンテンツ・データを利用し、人間による創作物と区別がつかないような生成物を生み出す AI の存在は、著作権等の侵害リスクや悪用に対する懸念等を生じさせるものともなっている (※)。

(※) 例えば、米国においては、AI 生成物の生成・利用や、学習用データとしての著作物利用について、著作権侵害であるとする訴訟が提起されたり、2023 年は、米国脚本家協会 (WGA) や全米映画俳優組合 (SAG-AFTRA) による映画テレビ製作者協会へのストライキも、大きく報道された。

また、生成 AI は文章、画像、動画等を取り込み、マルチモーダル化が進んでおり、著作権のみならず、知的財産権全体との関係について、具体的に検討することが必要である。

このような状況に鑑み、政府では、2023 年、AI と著作権の関係については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において検討が行われ、「AI と著作権に関する考え方について」が公表されるとともに (2024 年 3 月 15 日)、著作権以外を含む知的財産権との関係については、AI 時代の知的財産権検討会において検討が行われ、「中間とりまとめ」を公表した (2024 年 5 月)。

<生成 AI と知的財産を巡る懸念・リスクへの対応>

AI 時代の知的財産権検討会の検討では、生成 AI と知的財産をめぐる懸念・リスクへの対応に関しては、対応策としての法、技術、契約の各手段は、相互補完的に役割を果たす相関関係があることを確認するとともに、AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現を目指し、そのために AI 開発者、AI 提供者、AI 利用者等の関係主体に期待される取組例について、考え方を示している。



(出典) AI 時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」

図表 10：法・技術・契約の各手段の相互補完性

同中間とりまとめでも示されているように、知的財産権の侵害リスクとして指摘されるものは、声や労力の保護等、必ずしも知的財産法のルールのみでは解決できない点も複合的に関わる。そのようなリスク等への対応策については、AI ガバナンスの取組との連動が必要であり、生成 AI に関わる幅広い関係者

が、法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して機動的に取り組むことが必要である。

また、そのような各主体の取組を促進するためにも、文化庁、特許庁及び経済産業省において、それぞれが所管する知的財産法について、AI 技術の進展等を踏まえた必要な検討の継続を行うことや、文化・産業に関わる関係府省庁が連携して、関係主体に対する周知啓発を進めることが必要である。あわせて各主体の垣根を超えた共通理解の醸成を図ることも必要である。また、著作物等の適正な管理を期する権利者等の意思を貫徹し、契約による対価還元を実現するためにも、インターネット上の海賊版対策を強化するとともに、民間においても、適正に管理された正規版の普及の取組も必要である²。

<AI 技術の進展を踏まえた発明等の保護の在り方>

AI 技術の発明分野での利活用は、発明創作活動の質的变化を伴いながら人手作業を主体としたプロセスの合理化を進め、既に多くの好事例が報告されている。

【取組事例】

<材料科学分野の AI 利活用事例>

2024 年 1 月、マイクロソフトは、米国パシフィックノースウェスト国立研究所と共同で、新たな電池材料の発見のために、AI を活用することにより、3,200 万の無機材料候補から有望な 18 候補までにわずか 80 時間で絞り込むことに成功したと発表した³。

<創薬分野の AI 利活用事例>

NEC は、Transgene と共同で、AI を用いて患者ごとに異なる遺伝子変異を予測し、患者固有の変異に基づいて腫瘍細胞を認識・破壊する個別化がんワクチンの研究開発を行っており、2021 年には臨床試験において良好な予備的データが得られたことを発表しており⁴、2024 年 1 月にこれまでの結果を踏まえて更に臨床試験を拡大することを発表した⁵。

その様な背景を踏まえ、AI 時代の知的財産権検討会では、AI 技術の進展を

² 「海賊版・模倣品対策の強化」については後掲 2（2）を参照。

³ マイクロソフトホームページ「数年ではなく、わずか数週間で発見：AI とハイパフォーマンス コンピューティング（HPC）が科学的発見をいかに加速するか」参照。

⁴ NEC ホームページ「Transgene 社と NEC、画期的な個別化がんワクチン TG4050 の第 I 相臨床試験において良好な予備的データを報告」参照。

⁵ NEC ホームページ「Transgene 社と NEC、個別化ネオアンチゲンがんワクチン TG4050 の共同臨床開発を継続するため協業を延長」参照。

踏まえた発明の保護の在り方について、検討を行っている。

まず、「発明者」（共同発明者を含む。）として認められるための要件については、現時点での AI 技術水準を見れば、AI 自身が、人間の関与を離れ、自律的に創作活動を行っている事実は確認できておらず、依然として、自然人による発明創作過程で、その支援のために AI が利用されることが一般的であるといえ、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者を発明者とするこれまでの考え方に従って自然人の発明者を認定すべきと考えられる。

他方で、今後、AI 技術等の更なる進展により、AI が自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについては、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら、発明者認定への影響を含め、引き続き必要に応じた検討を特許庁は関係省庁と連携の上で進めることが望ましい。

次に「AI の利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題」については、現時点では、発明創作過程における AI の利活用の影響によりこれまでの特許審査実務の運用を変更すべき事情があるとは認められないとした。例えば、進歩性や記載要件の判断に当たっては、幅広い技術分野における発明創作過程での AI の利活用を含め、技術常識や技術水準を的確に把握した上で判断を行うべきと考えられるとしている。

この点、特許庁は 2023 年 10 月に AI 担当官を 13 名から 39 名に増員し、2024 年 4 月に AI 担当官への研修・助言を行う AI アドバイザー（外部有識者）3 名を新規設置するなど審査サポート体制を拡充している。また、2024 年 3 月には AI 関連技術に関する審査事例を 10 事例（進歩性 4 事例、記載要件 4 事例、発明該当性 2 事例）を新たに公表し、出願人等への理解促進へとつなげている。

他方、AI を用いた機能・性質の推定等の技術がより発展した場合など、これまでの進歩性・記載要件等の考え方ではイノベーションの成果を適切に保護することができなくなる可能性もあり、今後の AI 技術等の進展を見据えつつ、引き続き我が国制度に対する影響を把握する必要がある。

さらに、発明分野に限らず意匠分野においても、AI 技術の進展が創作活動に与える影響も注目すべき事項であり、最新動向の把握と共に審査実務における対応について検討を進める必要がある。

（施策の方向性）

- ・ 生成 AI について、文化庁文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」に基づき、著作権制度等に関し、社会に分かりやすい形での周知啓発を行うとともに、好事例等の収集及び関

係者への共有を行いながら、必要に応じた更なる明確化に向けた検討と、検討結果の周知を継続的に行う。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 生成 AI における俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、不正競争防止法との関係について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行う。また、他人の肖像や声等の利用・生成に関し、その他の関連法についても、法的考え方の整理を行う。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、特許庁、法務省、消費者庁)

- ・ AI 時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」等を踏まえ、AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、各知的財産法と AI の適用関係や各主体に期待される取組例等について周知し、取組を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、総務省、文化庁)

- ・ 生成 AI 及びこれに関する技術についての共通理解の獲得、AI 学習等のための著作物のライセンス等の実施状況、海賊版を掲載したウェブサイトに関する情報の共有など、関係当事者間における適切なコミュニケーションを促進する。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省)

- ・ 2023 年度の調査研究結果 (「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」) を踏まえつつ、2024 年度も引き続き深掘り検討を行う。また、AI 関連発明の国際的な議論を促進するために、2023 年度に拡充・公表した AI 関連発明の特許審査事例を含めた我が国の審査実務を諸外国に情報発信していく。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ AI 技術の進展による意匠分野での AI の利活用の拡大を踏まえ、創作非容易性等の意匠審査実務上の課題やその他の意匠制度に生じる課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討する。

(短期・中期) (特許庁)

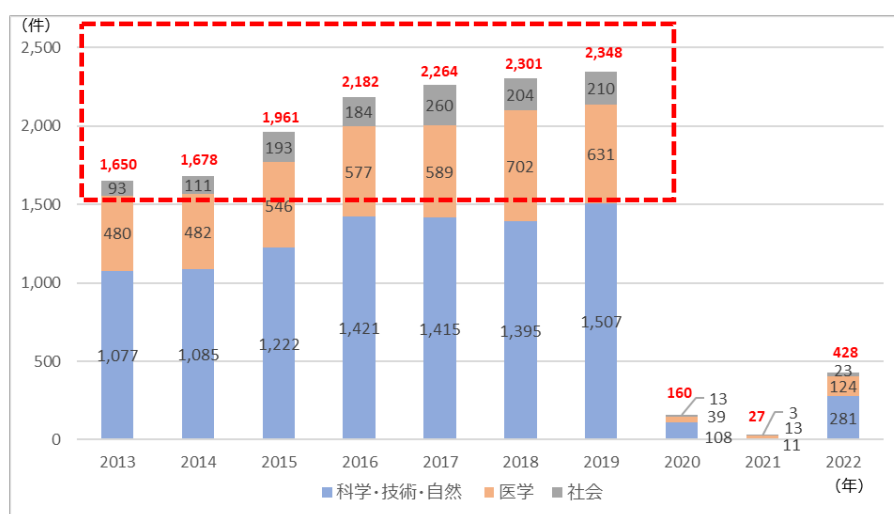
2. 知的財産の保護

(1) 技術流出の防止

(現状と課題)

<研究活動のグローバル化、オープン化>

我が国において優れた研究開発に向けて、オープンイノベーションによる多様な知識の結集を伴う国際的な人材交流や共同研究開発が、アカデミアや産業界において推進されており、それにより研究活動のグローバル化、オープン化が進んでいる⁶。例えば国際的な人材交流の状況として我が国の国際会議（科学・技術・自然、医学、社会分野）の開催件数を見ると、コロナ禍前は一貫して増加し続けてきたところであり、現在は回復途上にある。



(出典) JNTO「2022年国際会議統計」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 11：分野別 国際会議の開催件数

<研究セキュリティ・インテグリティ>

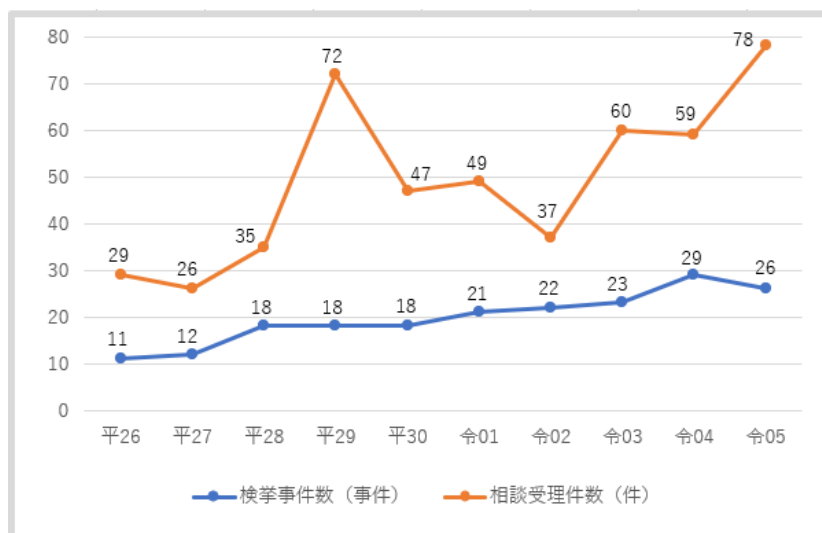
国際的に開かれた研究開発活動の進展に応じて、健全な研究環境基盤が損なわれる懸念や技術流出のリスクが生じており、そのリスクマネジメントの徹底が図られるべきである。

その対応策として、研究セキュリティ・インテグリティに関して従来から、技術流出・情報流出に対応すべく安全保障貿易管理や営業秘密の保護の観点や、研究活動の透明性及び説明責任を果たすための観点から、国際的な動向も踏ま

⁶ 参考として、在留資格「教授」、「高度専門職1号イ」または「研究」を有する在留外国人の総数は、2023年6月末時点で1万人を超えている。

(出典) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

えつつ様々な取組が行われている⁷。背景には、営業秘密侵害事犯の検挙事件数及び相談受理件数はいずれも近年、全体として増加傾向にあるなど、情報管理の重要性が益々高まっている点がある。



(出典) 警察庁「令和5年における生活経済事犯の検挙状況等について」を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 12：営業秘密侵害事犯の検挙事件数及び相談受理件数の推移

そこで、統合イノベーション戦略推進会議（第9回）（2021年4月27日）において、研究インテグリティの確保に係る政府の対応方針として、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定されて以降、①研究者自身による適切な情報開示、②大学・研究機関等のマネジメント強化、③公的資金配分機関による申請時の確認からなる3つの方針に基づいた取組も進められている。

これらの取組はG7をはじめOECDなど国際的な枠組みにおいても、また各国・地域レベル⁸においても議論されており、2023年5月、G7仙台科学技術大臣コミュニケにおいて、世界的な研究セキュリティと研究インテグリティのための共通の価値観及び原則並びにそれらの普及の重要性が再確認された。

⁷ 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）」（2022年2月改訂）、「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリット事例集」（2023年9月更新）、「大学・研究機関における営業秘密管理の必要性について」、「経済安全保障啓発パンフレット」、「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」など。

⁸ 研究インテグリティ（Research Integrity）に係る調査・分析報告書（2023年、未来工学研究所）

https://www8.cao.go.jp/cstp//kokusaiteki/integrity/ri_report_fy2022.pdf

各国・地域（米英豪加欧）における研究インテグリティの取組状況について調査・分析結果が掲載されている。

また、OECD のポリシーペーパーにもあるように、研究セキュリティと研究インテグリティは相互に関係があり、両者を一体的にとらえて取り組む必要がある。

その様な中、2023 年 6 月、国立研究開発法人の職員が不正競争防止法違反の容疑で逮捕される事案が発生した。それを受け、内閣府は大学・研究機関等向けの研究インテグリティに係るチェックリストを改定し、大学・研究機関等に対し、リスクの適切な把握と対応を求める通知を発出するなどの対応が取られた。

本チェックリストの改定を受けて、研究者・職員から報告された情報の事実関係を客観的に確認する仕組みの整備状況など新たに 3 つの項目を追加してフォローアップを実施した⁹。その結果、国立研究開発法人等は 2022 年度から調査している項目について、ほぼ全ての機関が実施中であり、2023 年からの追加項目に対して 7～8 割の機関が実施中であることが判明し、研究インテグリティに対する意識が高まっている様子が窺える。

大学に対するフォローアップにおいても¹⁰、国立大学は 2022 年度から調査している項目について約 9 割の機関が実施中、2023 年からの追加項目に対して約 8 割の機関が実施中であり、意識が高まっている様子が窺える。なお、公私立大学を含めた結果では、同項目において、約 4～5 割の大学が 2023 年度中に実施・実施予定と回答しており、今後も各大学における研究インテグリティの確保に関する取組の進展が望まれる。

次に不正競争防止法においては、今般、秘密情報の保護ハンドブックを改定し、大学・研究機関など企業以外の組織における情報管理について追記するなど改めて営業秘密管理の重要性について注意喚起がなされている。

また、外国の法令遵守のために日本の不正競争防止法に違反する行為がなされないよう、不正競争防止法の逐条解説（2024 年 4 月 1 日施行版）では、海外重罰の対象となる「開示」に関して、「営業秘密侵害罪について、当該行為が、政府に対して情報提供を義務付けることを内容とする外国の法令に基づく行為であることの一事をもって、違法性が阻却されるものではない。」ことが追記され解釈の明確化が図られた。今後は、その浸透に向けた周知活動が求められる。

安全保障貿易管理面では、外国為替及び外国貿易法に基づく「輸出者等遵守基準」の遵守が義務づけられているところ、保有する機微な技術が軍事転用されることのないよう、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」等を踏まえた安全保障貿易管理体制の徹底が求められる。

⁹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2024/dai2/siryoku4.pdf>

¹⁰ https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/ri_follow-up_fy2023/unv_fu_fy2023_sum.pdf

政府としては更に国立研究開発法人の機能強化の取組の一環として、柔軟な人事・給与の仕組みによる多様な人材の確保、研究マネジメント人材の育成、適切な知的財産の管理による研究成果の社会実装の推進、研究セキュリティ・インテグリティの確保・徹底を含む「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（2024年3月29日関係府省申合せ）を策定するなど取組強化を図っている。

関係する様々な研究セキュリティ・インテグリティの確保に向けた取組は我が国が国際的に信頼性のある研究環境を構築することにもつながり今後の国際協力や国際交流を発展させていく上で不可欠なものと言え、継続的に見直しを行っていく必要がある。

＜安全保障に係る技術の流出防止＞

経済産業省では、産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会中間報告（2024年4月24日）を踏まえ、安全保障上の観点から、技術管理強化のための官民対話スキームを構築することを予定している。具体的には、技術流出リスクの高い技術・行為を特定した上で、外為法に基づく事前報告を求めるとともに、適切な技術管理に向け、政府からの懸念情報等の提供を含む、官民対話を実施することを予定している。

他にも、経済安全保障分野上の重要技術の研究開発成果活用の促進と技術流出防止の双方について検討がなされており、検討結果に応じた具体的な措置を講じる必要がある。

例えば、日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としているが、受託者が子会社又は親会社である場合等には、国による委託研究の成果が国外流出することを防止できない可能性がある。具体的には、①子会社又は親会社である外国企業へ研究成果（権利）が移転される場合、②当該成果を有する企業が買収等により外国企業の子会社となり、当該外国企業に知財が譲渡される場合、③当該成果を有する企業の本社が国外に移転する場合、がある。

このため、経済産業省では「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」を作成し、国外企業たる親会社又は子会社への知財の移転に当たっては、研究開発の委託者に事前連絡の上、必要に応じて契約者間の調整を行うことについて、委託契約書において定めておくこととしており、経済安全保障の観点から関係機関を含む政府全体で徹底すべく、検討が進められている。

加えて、一般的に、海外企業等への研究開発委託も技術流出の一因となっているとの意見もある。

さらに、2024年5月には経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度が施行され、安全保障上拡散すべきでない発明について特許出願がなされた場合に、保全指定という手続により、出願公開等の特許手続が留保されるとともに、情報流出防止の措置が講じられる。また、保全指定を受けたこと等によって損失を受けた者には、通常生ずべき損失を国が補償することとしている。新制度の導入に伴い、事業者等の制度に対する理解の促進のため、引き続き周知・広報及び情報提供を行うことが必要である。

(施策の方向性)

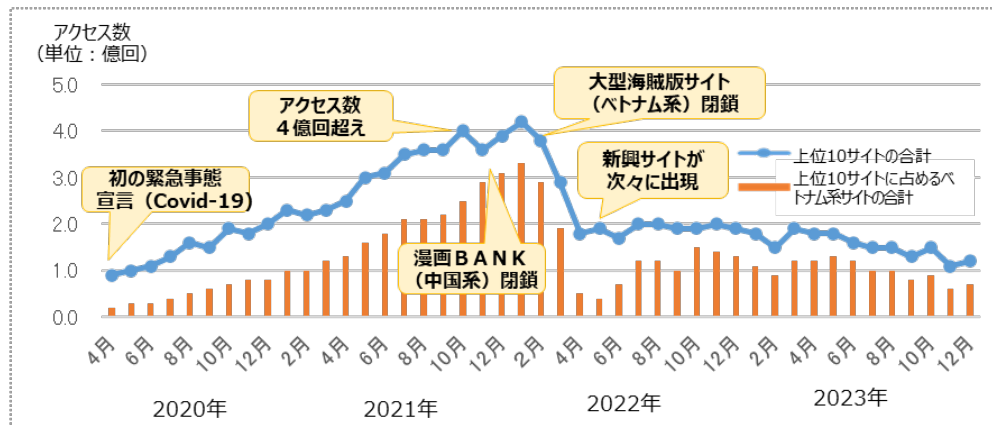
- ・ 改訂版「秘密情報の保護ハンドブック」の周知、従業員向けのわかりやすい啓発資料（他言語の翻訳版を含む）の作成・周知等を進めることで、営業秘密の漏えい防止に向けた啓発活動を強化する。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会」中間報告を踏まえ、技術流出リスクが高いと考えられる我が国の優れた技術を特定し、官民対話を通じて適正な技術流出対策を講じていくスキームを構築する。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」(2024年3月29日関係府省申合せ)等¹¹に基づき、研究機関や大学における研究セキュリティ・インテグリティの確保に関する取組を推進する。
(短期・中期) (内閣府(科技)、関係省庁)
- ・ 我が国が技術優位性を持つ技術及び将来の技術優位性の創出を目指す技術であって、かつ技術流出による経済安全保障上の不利益が見込まれるものを対象に国の資金による委託等により行われる社会実装を見据えた研究開発プロジェクトに関して、リスクに応じた技術へのアクセス管理や技術移転等の際の対策など、入口から出口までの段階に応じた技術流出防止対策に取り組む。
(短期・中期) (内閣府(政策統括官(経済安全保障担当))、関係省庁)
- ・ 2024年5月に施行された経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度について、損失の補償に関する考え方も含めて、事業者等の制度に対する理解を促進するための持続的な周知・広報及び情報提供に努める。
(短期・中期) (内閣府(政策統括官(経済安全保障担当))、特許庁)

¹¹ その他に研究セキュリティ・インテグリティに関する関係法令、文書として、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(2021年4月統合イノベーション戦略推進会議決定)、「不正競争防止法」、「外国為替及び外国貿易法」、「サイバーセキュリティ基本法」に加え、脚注7に記載のものが挙げられる。

(2) 海賊版・模倣品対策の強化

(現状と課題)

デジタル化・ネットワーク化の進展は、マンガ・アニメ・ゲーム・映画等といった、我が国の魅力あるコンテンツを広く世界に発信する機会となっている一方で、その魅力の高さと相まって、それらの著作権等に対する侵害行為が、国境を越えて拡大する状況ともなっている。



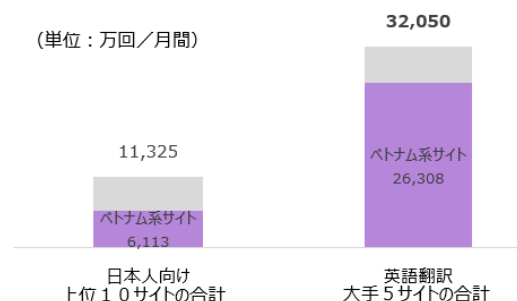
(出典) (一社) ABJ 調べに基づき内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 13: 日本向け漫画等の海賊版上位サイトへの月間アクセス数

我が国のマンガ等の海外海賊版サイトの状況をみれば、日本向けの上位 10 サイトへのアクセス数は、大型海賊版サイトの閉鎖により、最近では月間 1 億 2 千万回の規模まで減少してきている。

一方で、2023 年 11 月時点において、英語版の大手海賊版 5 サイトへのアクセス数は月間約 3 億 2 千万回、ベトナム語版の大手海賊版 3 サイトへのアクセス数は月間約 2 億 1 千万回の規模であり、海外発海外向けの海賊版サイトへの対応が喫緊の課題となっている。

また、マンガ以外も含む日本コンテンツ（ゲーム・音楽・出版・映像）のインターネット上の海賊版被害額は、2022 年で約 2 兆円（2019 年比 5 倍）と推計されている¹²。2022 年の日本のコンテンツの海外市場規模は約 4.7 兆円規模¹³であることを踏まえると、その被害の深刻さは明白であり、今後、我が国



※ベトナム語翻訳大手 3 サイトの合計は 21,300 万回/月間 (ベトナム語版は、ベトナム国内からのアクセスが 97%)

(出典) (一社) ABJ 調べに基づき内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 14: 漫画等の出版物の海賊版サイトへの 2023 年 11 月月間アクセス数

¹² (一社) コンテンツ海外流通促進機 (CODA) 調べ

¹³ 「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2023」(株) ヒューマンメディア) による。

のコンテンツの海外展開を一層進めていく上においても、海賊版に対する対策を強化していくことが重要である。

海外向けの対応としてはこれまでに、中国江蘇省公安局が2023年2月から3月にかけて日本人向けアニメの最大級海賊版サイト「B9GOOD」運営者やアップローダーを刑事摘発し、また、同時期にブラジル政府による「アニメ作戦」により現地人向けの日本アニメの海賊版サイトが複数閉鎖、摘発されるなど、日本（CODA）による刑事告発に基づく成果が表れている。他方で、海外当局執行機関の協力が得られない場合や取締能力の不足、当該国における法制度の不備など、政府による対応や支援が一層求められる場面が、今後とも見込まれる。

また、国境を超えてサイト運営者、サーバー、ドメイン登録等が所在していることや、匿名運営を可能とするサービスが出現していることにより、サイト運営者の特定がより困難となっている。

他方、そのような中、政府においては、民間と連携しつつ、国際連携・執行等の強化や、正規版の流通促進等を進めることが必要であり、本年5月には、上記の課題を踏まえ、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」（2019年10月策定・2021年4月更新）の再更新を行ったところである。

今後は、同対策メニュー等に基づき、①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組、②海賊版サイト運営者の摘発など著作権侵害に対するエンフォースメントの取組、③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組を、着実に進めていくことが重要である。その際、民間においては、例えば、マンガの海賊版に対し、出版業界・IT業界・有識者が定期的に協議を行いながら、精力的に取組が進められてきているところ、このような民間の主体的な取組と政府の取組との有機的な連携も重要となる。

以上を踏まえ、海賊版・模倣品対策として、厳正な水際取締りの強化・民間との連携による取組の強化を図り、関係省庁一体となって対策を推進する必要がある。

（施策の方向性）

- ・ 海賊版対策に係る民間及び関係府省庁の実務者級連絡会議を開催し、最新情報の共有等を図りながら、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューに基づく取組を官民一体となって進める。

（短期・中期）（内閣府（知財）、警察庁、総務省、法務省、外務省、文化庁、経済産業省）

- ・ 海賊版・模倣品を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む海賊版・模倣品を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、関係省庁・関係機関による啓発活動を推進する。

(短期・中期) (警察庁、消費者庁、総務省、財務省、文化庁、農林水産省、特許庁)

- ・ 検索サイト事業者における海賊版に係る検索結果表示の削除又は抑制など、海賊版サイトの運営やこれへのアクセスに利用される各種民間事業者のサービスについて必要な対策措置が講じられるよう、それら民間事業者と権利者との協力等の促進、当該民間事業者への働きかけ、権利行使を行う権利者への支援等を行う。

(短期・中期) (総務省、文化庁、経済産業省、内閣府 (知財))

- ・ 日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態について、継続的な把握を行う (配信先が国外向けか (日本への配信も含む)、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能かの検討も含む)。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、外務省、警察庁)

- ・ 世界知的所有権機関 (WIPO) や二国間協議等の枠組み、国際会議等の場を活用し、海賊版対策の強化に向けた働きかけを行うなど、国際連携の強化を図る。海外海賊版サイトの運営者摘発等に向け、外国公安当局への積極的な働きかけ、国際的な捜査協力等を推進するほか、民間事業者との協力の下、デジタルフォレンジック調査の実施等の取組を進めるなど、国際執行の強化を図る。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、警察庁、総務省、法務省、外務省、文化庁、経済産業省)

- ・ インターネット上の国境を越えた著作権侵害等に対し国内権利者が行う権利行使への支援の取組の充実を図る。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ インターネット上の違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付けるためのプロバイダ責任制限法の改正¹⁴ (2024年5月)に基づき、省令等の制

¹⁴ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成 13 年法律第 137 号)。2024 年 5 月に、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 25 号) が公布され、本文に記載されている内容が盛り込まれるとともに、題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(略称: 情報流通プラットフォーム対処法) に改められることとされている。

度整備や、ガイドライン等を通じ、どのような情報を流通させることが法令違反や権利侵害となるかの明確化、及びそれらの適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 海外の現地の人々に向けて日本のコンテンツを配信する海外の海賊版サイト等の巧妙化・多様化¹⁵に対応し、在外公館等を通じた現地の言語での周知啓発、海賊版サイト等に関する情報提供のインセンティブ付与等の在り方の検討、海外市場における日本コンテンツの正規版の流通促進などの健全なエコシステムの促進に向けた取組を、官民一体となって推進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、総務省、外務省、文化庁、経済産業省)

- ・ CDN¹⁶サービス事業者における海賊版サイトへのサービス提供の停止など、海賊版サイトの運営に利用される各種民間事業者のサービスについて必要な対策措置が講じられるよう、当該民間事業者への働きかけ等を行う。

(短期・中期) (総務省、内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、2022年10月に施行された改正商標法・意匠法・関税法により、海外事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品が税関による取締りの対象となったことを踏まえて、模倣品・海賊版に対する厳正な水際取締りを実施する。加えて、善意の輸入者に不測の損害を与えることがないよう、引き続き、十分な広報等に努める。また、他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う。

(短期・中期) (財務省、特許庁、文化庁)

- ・ 海外における日本の農林水産物・食品のブランド製品の模倣品等の流通を防ぐため、外国とのGIの相互保護の枠組みづくり及び海外ECサイトの調査、農林水産物・食品の模倣品疑義情報相談窓口の運用等を通じた不正使用の侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、外務省、特許庁)

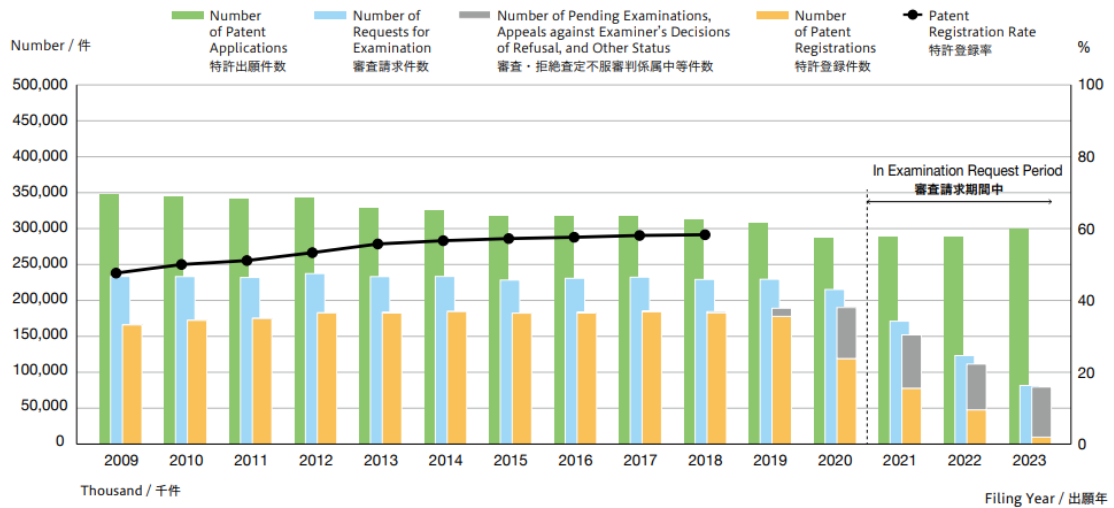
¹⁵ 初期においては、日本国内の事業者が国内向けに海賊版サイトを運営しているものが多かったが、海外の事業者が国内向けに運営したり、海外の事業者が海外向けに運営したりするケースが増えている (いずれのケースも、日本のコンテンツを違法に配信等しているものである)。

¹⁶ Content Delivery Network の略で、Web サイトのコンテンツを複製・保存し、最適な経路でエンドユーザーに配信するネットワークのこと。これにより、Web サイトの表示速度を早めたり、アクセスの集中を分散させることができる。

(3) 産業財産権制度・運用の強化

(現状と課題)

<特許>



(出典) 特許庁「特許庁ステータスレポート 2024」

図表 15：出願年別特許登録件数等

我が国の過去 15 年間の特許登録件数等を見ると、特許登録件数は 17 万件前後で推移しており、特許出願件数に対する特許登録件数の割合(特許登録率)は増加傾向にある。これら傾向から、出願人による特許出願の厳選が進んでいることや、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える。

その上で、我が国の産業競争力の向上のためには、質の高い審査を通じて革新的技術にいち早く特許を付与することにより、更なるイノベーションの創出を促進することが不可欠である。そこで、我が国では 2014 年度以降、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現を目指し、審査請求から特許の「権利化までの期間 (TP)」と「一次審査通知までの期間 (FA)」について 10 年後の 2023 年度末に達成すべき目標として、それぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内を掲げてきたところであり、我が国の特許審査が「世界最速・最高品質」の水準を達成すべく取組を進めている。

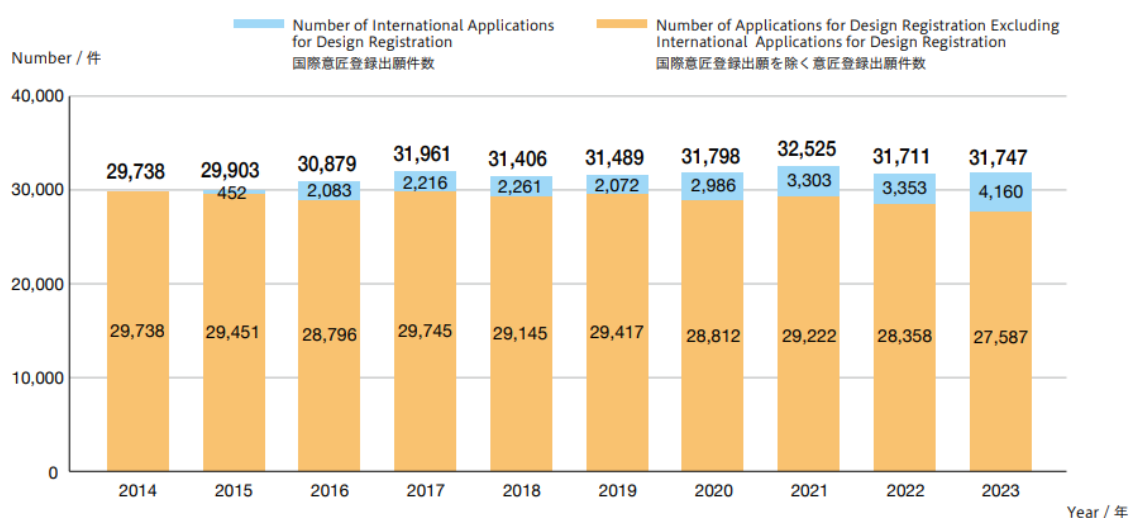
一方、直近の 10 年間を振り返ると、先行技術調査が必要な外国語特許文献の増加、AI 技術の浸透等による発明の高度化・複合化など、審査に要する業務負担は増加の一途をたどっており、今後も我が国企業による革新的技術について迅速かつ適切な保護を行う必要がある。

そこで、今後の特許審査に係る取組としては、世界最速・最高品質の特許審

査を基礎としたイノベーションの創出に向けた各種支援策を講ずることを基本方針として、特許審査のレジリエンス向上による迅速性（STP14）の維持、質の更なる向上、環境変化に対応したイノベーションの創出支援、知財外交の推進といった各種施策を着実に実施していく必要がある。

その為には AI 技術も活用しながら審査の質と生産性の向上を支援し、また各々の特許審査官が複数の技術分野に習熟することも進めることで、強靱な審査体制を整備していき、長期的に安定した審査体制を実現することが求められる。

<意匠>



(出典) 特許庁 HP「特許庁ステータスレポート 2024」

図表 16：意匠登録出願件数

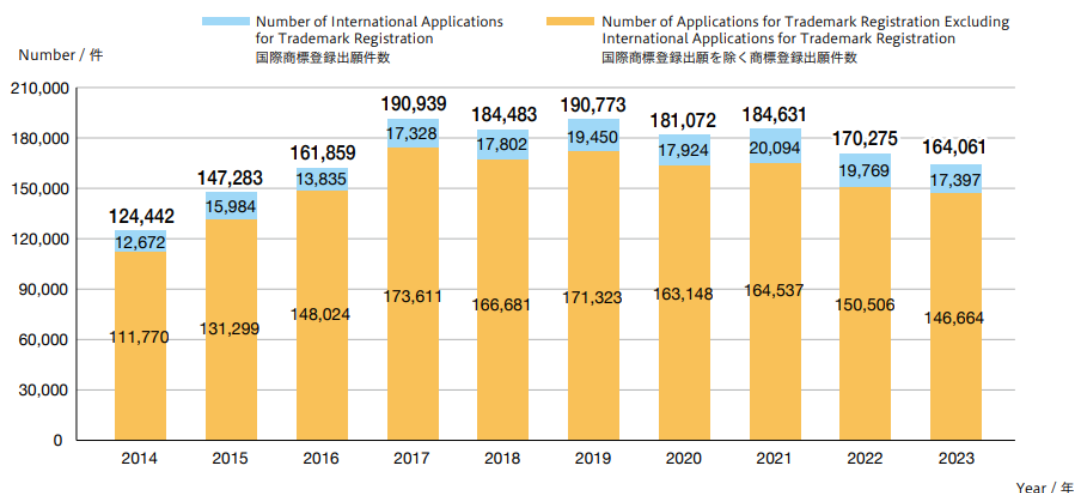
我が国の意匠登録出願件数をみると、多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2023 年は前年比 0.1% 増の 31,747 件であった。出願件数が伸び悩んでいる背景としては、海外企業からの出願件数は増加傾向にある一方、日本企業からの出願件数が、開発製品数の減少等により減少傾向にあることが挙げられ、引き続きデザインの重要性、意匠権の戦略的な活用方法等の周知の強化と共に、ユーザーニーズに沿った対応が求められる。

また、意匠審査については、厳しい人員状況である中、中国をはじめとした外国意匠公報の増加や、SNS、EC サイト等の利用拡大に伴う意匠の公開手法の多様化などによる調査範囲の拡大、審査判断が難しい国際意匠登録出願や画像の意匠登録出願の増加など、審査負担が年々増加している。

そうした中、2021 年度に迅速な意匠審査の遂行、審査品質の一層の向上など 5 つの柱を定め取り組んできており、引き続き、高品質な審査による安定し

た意匠権を適時に取得しやすい環境の実現に向けた取組が求められる。

<商標>



(出典) 特許庁 HP 「特許庁ステータスレポート 2024」

図表 17：商標登録出願件数

我が国の商標登録出願件数は、コロナ禍で一時的に増えていた分野（衛生マスク等）の正常化や、中国など主要国からの出願の減少などの影響により直近2年で減少傾向にあり、2023年は前年比3.6%減の164,061件であった。しかし、長期的には新たなビジネスモデルの保護の必要性の増加、ブランドが有する資産的価値の重要性を背景に、商標登録出願件数は高い水準で推移するものとみられる。

こうした状況下において、商標審査については2022年度末にFA6.5か月、TPを8か月とする政府目標の達成に向けて、拒絶理由のかからない出願促進等を通じた審査処理の効率化の推進や、商標審査官の増員や商標の拒絶理由横断調査事業等の活用による審査体制の充実化を進めた結果、審査期間の短縮を実現し政府目標を達成してきた。

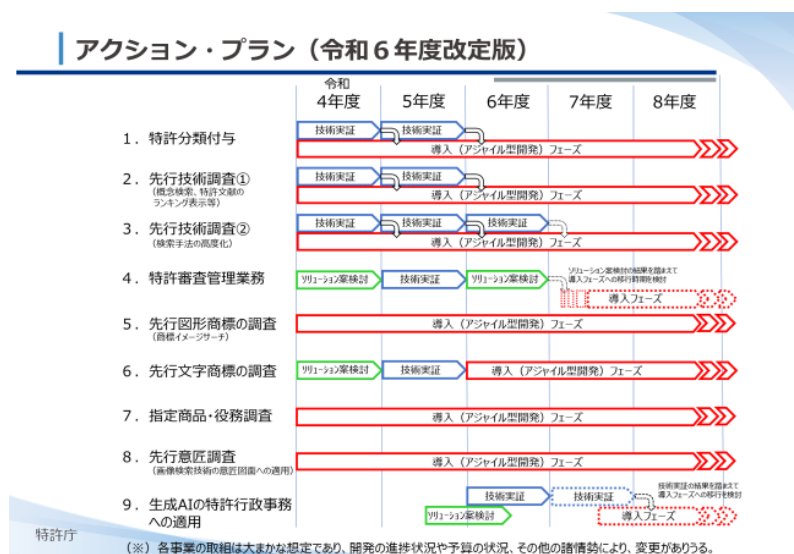
なお、近年は、店舗等の外観・内装の保護を目的とした立体商標出願への対応や、仮想空間など新たなビジネスモデルの創出に伴う新しい商品・役務を含む商標出願が増加しており、また、2023年改正商標法の施行に伴い、2024年4月1日以降の出願からは、コンセント制度の適用を主張する出願や他人の氏名を含む商標の出願に関して新たな審査運用が適用されるなど、審査負担が年々増大している。

今後も、ユーザーニーズに沿った審査期間を維持しつつ、審査の質の維持・向上を図るため、商標出願の審査処理の効率化と審査体制の更なる充実化が求

められる。

＜産業財産権制度におけるイノベーション＞

AI 技術の進展を踏まえ、特許行政事務の高度化・効率化に向けた AI 技術の活用が進められており、審査官への試行提供等により業務の効率化や品質向上が図られている。今後の取組の計画として、特許庁では「人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（令和 6 年度改定版）」（2024 年 5 月 20 日）を公表しており、その着実な履行が求められる。



（出典）特許庁 HP「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和 6 年度改定版について」

図表 18：人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン
（令和 6 年度改定版）

また、発明等の創造・保護・活用の各過程における AI 技術の活用（例えば、特許性の検討等の出願や権利化をサポートする AI サービスの開発・利用等）を通じたイノベーションの創出についても、AI 技術の進展の状況を踏まえて検討が必要である。

（施策の方向性）

- AI 関連技術の出願が急増する中においても特許審査の迅速性を維持するため、「AI 時代の知的財産権検討会」における議論も踏まえつつ、審査官の人員補充や、審査官の複数の技術分野への習熟を含む能力向上等の対応を進め、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」（標準審査期

間) を 2033 年度においても「平均 14 か月以内」に維持するよう審査体制を整備する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 特許審査の質を更に向上させるために、特許審査イノベーションの推進に向け、ユーザーとの共創に基づく施策の改善、特許審査プロセスにおける AI 技術の活用を含む徹底した効率化などを検討し、必要な措置を講じる。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 早期審査に負担がかかる意匠審査においては、現状、スタートアップ等に向けた早期審査は行っておらず、資金調達等のための早期の権利化のニーズに応えられていないことを踏まえ、スタートアップ等の早期審査のニーズに対応するべく、必要な審査体制を整備する。また、デザインの重要性、意匠権の戦略的な活用方法等の周知の強化を引き続き行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 商標登録出願件数が高い水準で推移する中、2024 年度においても、商標審査の質を維持しながら「権利化までの審査期間」と「一次審査通知までの期間」を、それぞれ、平均 7～9 か月、平均 5.5～7.5 か月にする目標に向け、拒絶理由のかからない出願促進及び商標の拒絶理由横断調査事業を活用する等、商標出願の審査処理の効率化及び審査体制の充実を図る。

(短期・中期) (特許庁)

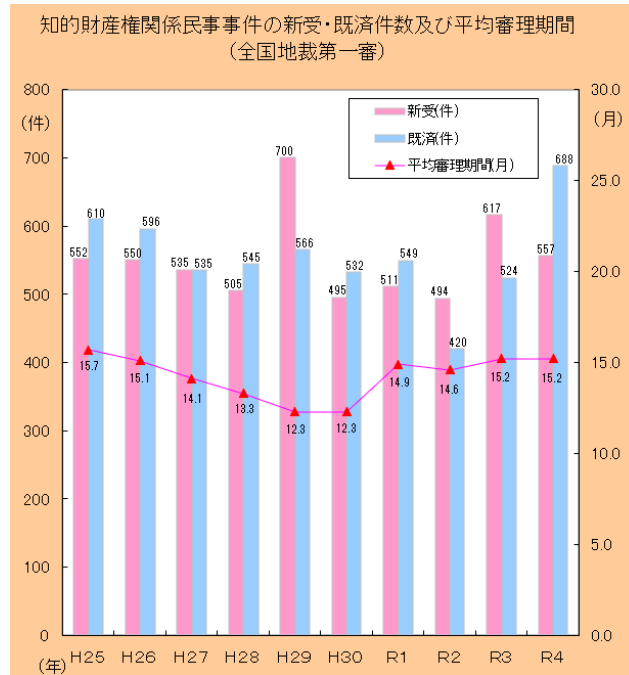
- ・ 今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、オンライン講義も活用しつつ、新興国等の知財人材に対して、我が国の審査官や弁理士等の専門家を講師に含めた研修等を行うことで、新興国等の知的財産制度の整備を支援するとともに、我が国の審査基準・審査実務の普及と浸透を図る。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 生成 AI 技術の発達や仮想空間における取引の拡大によるビジネスの多様化が進むなど、企業活動における DX が進展する中、産業財産権制度にも新たな課題が生じている。また、行政手続の更なる利便性向上が求められている。これらを踏まえて、DX 時代にふさわしい産業財産権制度の在り方について検討する。

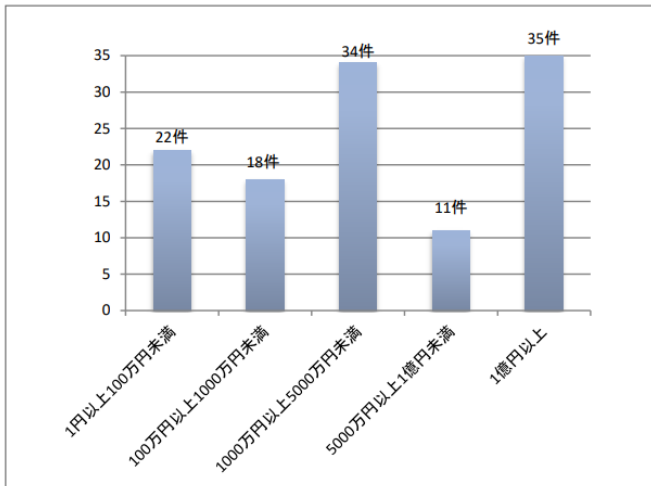
(短期・中期) (特許庁)

(4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備 (現状と課題)



(出典) 知的財産高等裁判所 HP「統計」(「知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間 (全国地裁第一審)」)

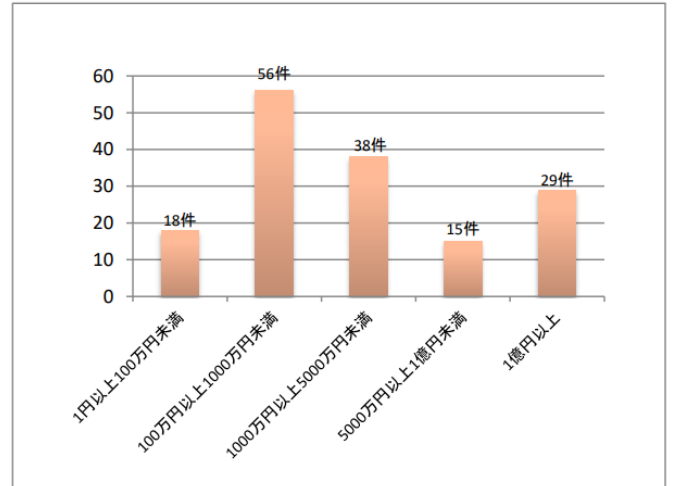
図表 19 : 知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間



※附帯請求及び訴訟費用に関する金額は含まない。

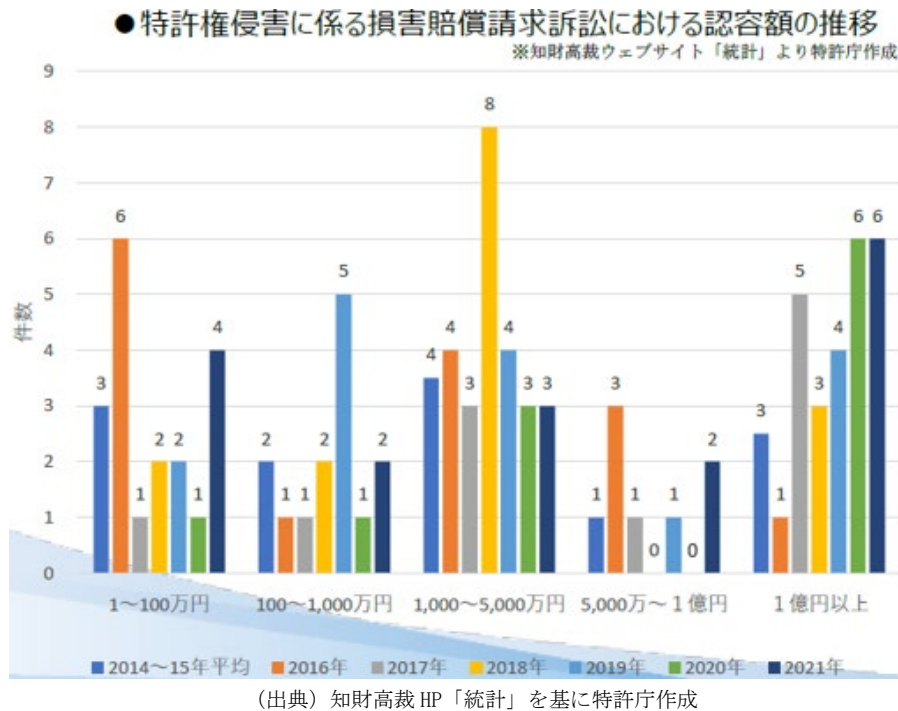
(出典) 知的財産高等裁判所 HP「統計」(「特許権の侵害に関する訴訟における統計 (東京地裁・大阪地裁、平成 26 年～令和 4 年)」)

図表 20 : 判決で認容された金額



※訴訟費用及び和解費用に関する金額は含まない。

図表 21 : 和解において支払うことが約された金額



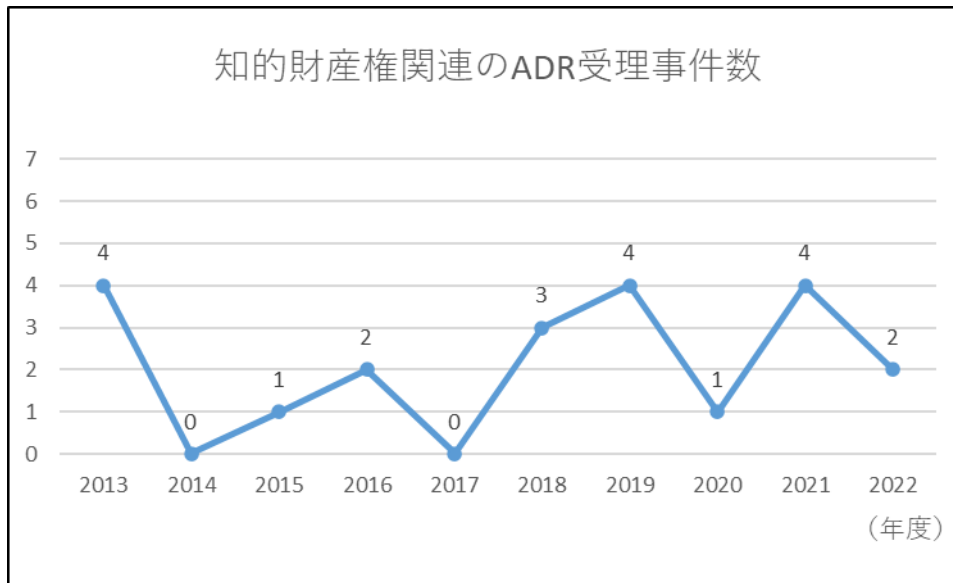
図表 22：特許権侵害に係る損害賠償請求訴訟における認容額の推移

知的財産権関係民事事件の新受件数の動向を見ると、全国の地裁での第一審の件数は増加減少を繰り返しながらおよそ 500~700 件で推移している中（図表 19）、特許権の侵害に関する訴訟において、判決で認容された金額および和解において支払うことが約された金額が 1 億円以上であるケースは、それぞれ約 29%、約 19%となり、判決では和解と比較してより高額な金額が認容されている（図表 20 及び図表 21）。

この背景として、2019 年の改正（特許法 102 条）により損害賠償額算定方法の見直しがなされ、侵害者が販売した侵害品のうち、権利者の製造・販売能力等を超える部分について侵害者にライセンスしたとみなして損害賠償額に加算可能となった点が挙げられる。法改正後、裁判所が高額な賠償を認めるケースが増加している（図表 22）。

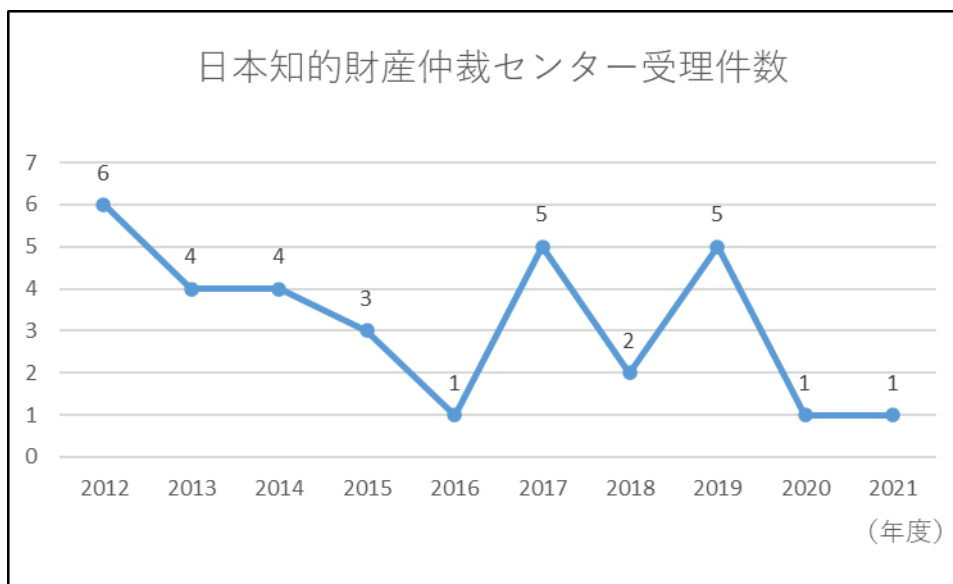
さらにグローバルな事業展開を行う企業が知財紛争に巻き込まれるリスクはますます高まっており、知財紛争のグローバル化が進むにつれ、その解決方策も複雑化している。知財の適切な保護・活用を図るためには、知財紛争の解決に向けたインフラ整備が必要不可欠である。

これまで、知財紛争解決に向けたインフラの整備に向けた取組が進められてきたが、権利を侵害された者を適切に救済し、侵害の抑止が図られるよう、損害賠償制度の充実等を求める声も依然として存在している。今後、具体的なニーズを踏まえつつ、インフラ整備の検討を進めていくことが必要である。



(出典) 仲裁 ADR 統計年報（日本弁護士連合会）を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 23 : 知的財産権関連の ADR 受理事件数



(出典) 認証紛争解決事業者の取扱件数（法務省）を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 24 : 日本知的財産仲裁センターにおける受理事件数

知財紛争を解決する手段として、訴訟以外に裁判外紛争解決手続（ADR）の活用が有効な場合がある。民間での ADR の利用として、知的財産権関連では、例えば日本弁護士連合会「ADR（裁判外紛争解決機関）センター」での ADR 受理事件数（年間）や日本知的財産仲裁センターでの受理事件数は、数件程度で

推移しているに留まる（図表 23 及び図表 24）。他方で、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所では、知的財産権に関する紛争を解決する専門調停の運用が 2019 年より開始され、今後、更なる利用拡大が期待される。

この点について、アクセシビリティ向上などの観点から、ADR をオンライン上で実施する ODR (Online Dispute Resolution) も有効な手段となる。ODR の社会実装に向けては、一つのデジタルプラットフォーム上で法律相談から ADR までをワンストップで行うことができるサービスを提供し、その効果、課題及び対応策の分析・検証を行う「ODR 実証事業」を実施した。その結果等を踏まえ、更なる課題の検証を実施するなどして、ADR・ODR の一層の拡充及び活性化を図る予定である。

また、国際仲裁は、ニューヨーク条約等の諸条約により外国における執行が容易であること、専門的・中立的な仲裁人を選ぶことができること、基本的に非公開であり企業秘密が守られることなどのメリットがあり、国際商取引における紛争解決のグローバルスタンダードとなっているが、日本における利用は伸び悩んでいる。当事者が仲裁地を選択するに当たっては、対象国の法制度の在り方が重大な関心事となるところ、国際仲裁の活性化に向けて仲裁法を改正し、最新の国際水準に見合った仲裁法制の整備が完了した。

また、今後の国際仲裁の活性化のためのより効果的な施策を検討するため、「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会」を 2023 年 7 月に立ち上げ、今後の方向を示した報告書を 2024 年 1 月に公表した。これらを踏まえ、今後政府が重点的に取り組むべき国際仲裁の活性化に向けた施策を示すものとして、2018 年に取りまとめた指針を改定し、2024 年 5 月に新たな指針を策定した。

日本企業の海外取引や海外投資の機会が増えることにより、グローバルな知財紛争も増加していくと考えられる中、ADR・ODR や国際仲裁の活性化に向けたインフラ整備や、人材育成、広報・意識啓発等の環境整備に関する施策の更なる推進が求められる。

近年、IoT 技術の浸透に伴い、通信等の標準規格を実施する上で不可欠な特許である標準必須特許がグローバルな競争に与える影響はますます高まっている。

こうした中、標準必須特許の紛争解決のルール形成を巡るグローバルな主導権争いは、近年ますます激化している。その様な中、英米法では重複訴訟への対応手段として認められている禁訴令 (anti-suit injunction) について、中国でも中国国外での司法救済の追求を禁止する手段として当該禁訴令が裁判所において頻発し、標準必須特許に係る紛争を解決しようとする姿勢を強めている。

この点について、知的財産権法の法理として属地主義を採用しており憲法上の「裁判を受ける権利」の保護の観点から、反訴は特許権が登録された本案提起国を法廷地として行うべきものとの意見もある。

なお、2022年2月には、欧州委員会が中国に対し、WTO協定に基づく協議要請を行い、2023年1月にパネルが設置されており、状況は注視していく必要がある。

また、様々な分野において標準必須特許のライセンス交渉が重要となっている。標準必須特許のライセンス交渉の円滑化に向けて、2022年に経済産業省が「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」を公表し、特許庁が「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂を行い、引き続き普及を進めている。これらの内容も踏まえつつ、必須性の透明性向上やライセンス対価設定の透明性確保について議論を深めていくとともに、ライセンスの対価負担について、サプライチェーンの中で関係者が議論して対処されることが重要である。

（施策の方向性）

- ・ 知財紛争を含むグローバルな法的紛争の公平・公正な解決手段である国際仲裁を我が国でも利用できる環境を整えることなどを目的として、最新の国際水準に対応した改正仲裁法等が2024年4月に施行されたこと等も踏まえ、関係府省連絡会議において示される方針に基づき、我が国を拠点とする仲裁人材の育成や周知啓発活動等の更なる取組を推進する。
（短期・中期）（法務省、関係府省）
- ・ アジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やそのフォローアップ等を目的とするセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図るとともに、欧米諸国の司法関係者とも国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、日本の法曹関係者や民間企業等に知財紛争解決に関する情報を提供する。
（短期・中期）（法務省、特許庁）
- ・ デジタル技術を活用してADRをオンライン上で行うODRを推進し、知的財産等の問題を抱える者に対し、多様な紛争解決手段を提供するとともに、ODR実証実験の結果等を踏まえ、更なる課題の検証等を実施し、また、ADR・ODRに関する周知・広報、認証ADR事業者と関係機関との連携・強化等の取組を進めることにより、ADR・ODRの一層の拡充及び活性化を図る。
（短期・中期）（法務省）
- ・ 法令外国語訳の取組について、AI翻訳の活用及びこれを踏まえたより

迅速で効率的な業務スキームの導入により、高品質な英訳情報の提供を拡充・加速化させ、知財関係の分野に関する英訳法令等の積極的な海外発信を行う。

(短期・中期) (法務省)

- ・ 新興国等における知財の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。

(短期・中期) (法務省、外務省)

- ・ 標準必須特許のライセンス交渉の円滑化に向けて、2022年に改訂した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」について引き続き普及を進める。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、2022年10月に施行された改正商標法・意匠法・関税法により、海外事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品が税関による取締りの対象となったことを踏まえて、模倣品・海賊版に対する厳正な水際取締りを実施する。加えて、善意の輸入者に不測の損害を与えることがないように、引き続き、十分な広報等に努める。また、他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う。

(短期・中期) (財務省、特許庁、文化庁) 【再掲】

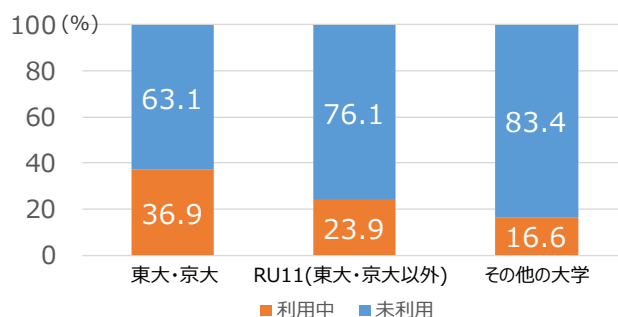
3. 知的財産の活用

(1) 産学連携による社会実装の推進

(現状と課題)

イノベーション機能を担うスタートアップにとって、特許を始めとする知的財産はビジネスの成否に直結する重要な要素であり、知財戦略の成否がスタートアップの創出や育成を決定づけているといっても過言ではない。スタートアップ・エコシステムを形成するためには、スタートアップが大学の優れた最先端の研究成果としての知財を活用し、これを機動的かつスピーディーに事業化につなげられる環境を整備することが必要である。

しかしながら、大学の研究成果としての知財は、図表 25 に示すように、十分に活用されているとは言い難い。その背景には、大学における事業化を見据えた知財マネジメントの不足、事業化を見据えた知財の創出や権利化の不足、研究成果の社会実装機会の最大化に向けた体制や予算の不足等の様々な要因があると考えられる。



(出典) 文部科学省「令和2年度大学等における産学連携等実施状況について」を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 25 : 大学保有特許の利用状況

また、大学と共同研究先とが共同で創出した研究成果については、当該研究成果に係る特許が大学と共同研究先との共有となることが多いが、そのような場合、契約の内容によっては特許法第 73 条の規定により大学が共同研究先以外の者に実施許諾できない状況も起こりうる。

以上の状況を踏まえ、内閣府、文部科学省及び経済産業省は、大学が創出した知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環の達成に向けて、「大学知財ガバナンスガイドライン」を2023年3月に策定・公表し、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（以下「産学官連携ガイドライン」という。）の附属資料として位置付けた。

【大学知財ガバナンスガイドライン】

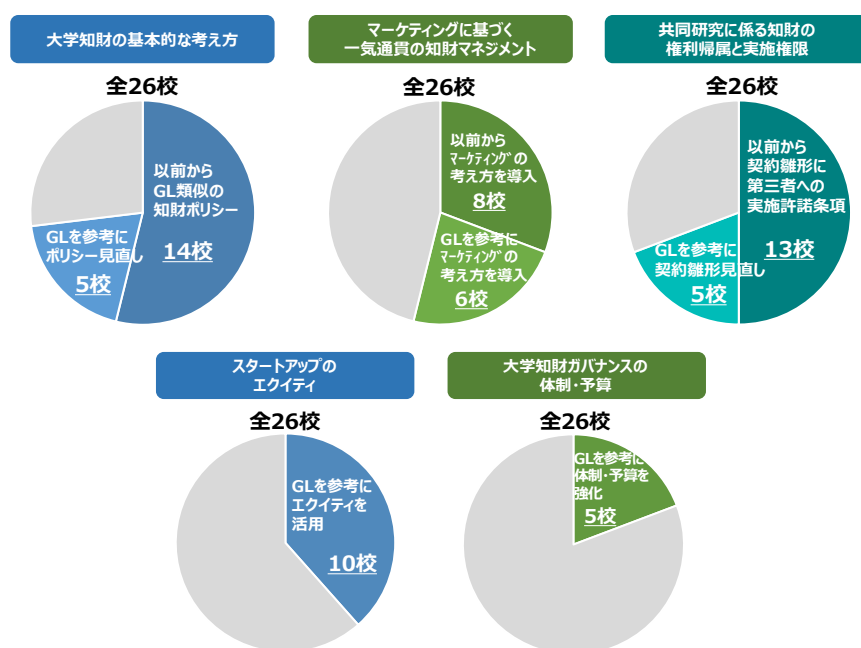
「大学知財ガバナンスガイドライン」は、大学が有する多くのミッションの中でも、大学が創出した知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要と考えられる、共同研究成果に係る知財の権利帰属と実施権限の在り方やライセンス対価としてのスタートアップの新株予約権の活用等について示している。これを、国際卓越研究大学制度との連携や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業との連携等を通じ、全国の対象大学に浸透させ、大学の知財ガバナンスを向上させることを目指している。同ガイドラインでは以下の事項を示している。

- ① 大学の知財の基本的な考え方
- ② マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント
- ③ 共同研究に係る知財の権利帰属と実施権限
- ④ 特許の質の管理
- ⑤ スタートアップの株式・新株予約権（エクイティ）
- ⑥ 大学知財ガバナンスの体制及び予算

＜「大学知財ガバナンスガイドライン」の効果と課題＞

内閣府、文部科学省及び経済産業省は、「大学知財ガバナンスガイドライン」を全国の対象大学に浸透させ、大学の知財ガバナンスの向上を図るため、産学連携関連の様々な学会やイベント、大学の産学連携関係者や知財関係者が集まる会議体、産業界の産学連携関係者や知財関係者が集まる会議体等で「大学知財ガバナンスガイドライン」についての講演やパネルディスカッション等を実施した。

また、内閣府は、学術研究懇談会（RU11）及び地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 2023 年度採択校を含む全国の大学（全 26 校）との意見交換を実施するとともに、産業界や法曹界の知財関連団体や一部の企業との意見交換を進め、「大学知財ガバナンスガイドライン」の浸透状況の確認、同ガイドライン策定による効果、同ガイドライン記載内容に関する課題の抽出を実施した。これらの意見交換の結果を基に、図表 26 及び 27 に「大学知財ガバナンスガイドライン」の効果、図表 28 に「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する課題を示す。



(出典) 内閣府知的財産戦略推進事務局の調査に基づき作成

図表 26 : 「大学知財ガバナンスガイドライン」の効果

	各大学における具体的な効果の事例
大学の知財の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 大学の研究成果の社会実装機会最大化に向けて、大学の知財ポリシーを見直した / 見直しに着手した。 「大学知財ガバナンスガイドライン」が提起したエコシステムの考え方が学内に浸透し、知財戦略だけでなく産学連携戦略の考え方の基礎になった。
マーケティングに基づく知財マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 大学の研究成果に係る知財のマーケティング体制強化に着手した。
共同研究に係る知財の権利帰属と実施権限	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究契約の雛形を見直した / 見直しに着手した。 共同研究先との良好な関係を維持しつつ、共同研究成果を基にしたスタートアップ設立に成功した。 共同研究先との良好な関係を維持しつつ、共同研究先の非事業領域について第三者への実施許諾に成功した。
スタートアップのエクイティ	<ul style="list-style-type: none"> 大学とスタートアップの Win-Win の関係構築を前提とする運用が確立した。 大学発スタートアップと良好な関係で契約締結することに成功。
大学知財ガバナンスの体制・予算	<ul style="list-style-type: none"> 大学の知財ガバナンス体制を強化・再編した / 再編に着手した。 知財体制・予算に関して、「大学知財ガバナンスガイドライン」を学内での交渉材料として活用した。

(出典) 内閣府知的財産戦略推進事務局の調査に基づき作成

図表 27 : 「大学知財ガバナンスガイドライン」の効果 (詳細)

「大学知財ガバナンスガイドライン」が公表されてからまだ1年だが、図表 26 及び 27 に示されているように、多くの大学が「大学知財ガバナンスガイドライン」を参考に知財ガバナンスの見直しに着手し、項目ごとに具体的な効果が出始めている。大学の研究成果に係る知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環の実現に向けて「大学知財ガバナンスガイドライン」が一定の効果を上げつつあると思われる。

一方、意見交換を通じて「大学知財ガバナンスガイドライン」に沿った取組を進める際の課題も明らかとなってきた。例えば、「大学知財ガバナンスガイドライン」を正確に理解することが難しいとの意見がある。また、そのためか「大学知財ガバナンスガイドライン」の趣旨や意図から逸脱した硬直的な契約交渉事例(契約雛形から一切変更を認めない等)が散見されるとの意見がある。

加えて、共同研究先との良好な関係を維持しつつ、共同研究成果を基にしたスタートアップ設立に成功した事例が出始めていることから、我が国におけるスタートアップ設立の好事例やその成功要因を共有して欲しいとの意見がある。成功要因の一つとして、大学発スタートアップに実施許諾する場合とその

他の一般企業（競合企業を含む）に実施許諾する場合とを区別することが有効との意見がある。

これらを含め、意見交換から明らかになった「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する意見や要望の詳細を図表 28 に示す。

	課題
全般	<ul style="list-style-type: none"> 「大学知財ガバナンスガイドライン」の効果検証の継続（意見元：大学、企業）
	<ul style="list-style-type: none"> 「大学知財ガバナンスガイドライン」の趣旨や意図を正確に理解頂くための説明資料や説明動画の整備（意見元：大学、企業）
マーケティングに基づく知財マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の社会実装につながる企業（含 海外企業）の紹介を含めた支援の提供（意見元：大学、研究者）
共同研究に係る知財の権利帰属と実施権限	<ul style="list-style-type: none"> 「大学知財ガバナンスガイドライン」のプリンシプルの実践に向けた好事例及びその成功要因の共有、その他の必要な施策の検討（意見元：大学、研究者、企業）
	<ul style="list-style-type: none"> 「大学知財ガバナンスガイドライン」の趣旨から逸脱した、硬直的な契約交渉事例（契約雛形から一切変更を認めない大学が散見される等）の削減（意見元：企業）
スタートアップのエクイティ	<ul style="list-style-type: none"> 「大学知財ガバナンスガイドライン」等による対応方法の周知（意見元：大学、研究者）
大学知財ガバナンスの体制・予算	<ul style="list-style-type: none"> 各大学における人材・予算の不足への対応手段の検討（意見元：大学）

（出典）内閣府知的財産戦略推進事務局の調査に基づき作成

図表 28：「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する課題

＜大学の海外出願支援の強化＞

大学の研究成果の社会実装機会の最大化及び資金の好循環には必要な費用に基づく予算計画を策定することが必要だが、とりわけ海外出願に当たっては、出願・維持に係る費用、翻訳費用、現地の代理人費用など、多額の費用を要し、大学等でこうした海外出願の資金を確保することは現実的には困難なことが多い。

世界の大学の PCT 国際出願の公開件数ランキング（図表 29）では、上位 30 位以内に米国は 11 校、中国は 10 校、韓国は 5 校がランクインしているのに対し、日本は 2 校しか入っていない。

また、世界の大学の米国特許の取得件数ランキング¹⁷では、中国は 20 校、韓国は 7 校がランクインしているのに対し日本は 5 校である。

主要国の大学と比較して日本の大学はグローバルな知財戦略において後れを取っている状況にある。

こうした状況を踏まえ、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）では、知財活用支援事業（権利化支援）において、大学等が出願人となって行う PCT 国際出願及び各国への特許出願費用の一部を支援しているところ、2023 年度からは支援対象を拡大し、大学等発スタートアップによる大学等の研究成果の事業化につながる特許を支援するため、大学等発スタートアップ、中小企業等との共同出願を基礎出願とする PCT 国際出願及び各国への特許出願について、大学等の負担分を支援対象としている。

また、特許庁においても、スタートアップや大学等による海外での権利取得を更に促進するため、これまで実施してきた外国出願及び中間手続（特許の審査請求や拒絶理由通知への応答）に要する費用を助成する事業を見直し、助成対象となる外国出願の補助を実施する期間を拡大し、年度をまたいだ補助事業の実施が可能となるなど、より充実化した新事業を 2024 年度より開始してい

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学(米国)	552
2	浙江大学(中国)	309
3	蘇州大学(中国)	303
4	スタンフォード大学(米国)	217
5	テキサス大学システム(米国)	187
6	清華大学(中国)	174
7	マサチューセッツ工科大学(米国)	161
8	ジョンズ・ホプキンス大学(米国)	160
8	ソウル大学校(韓国)	160
10	漢陽大学校(韓国)	149
11	延世大学校(韓国)	148
12	高麗大学校(韓国)	147
13	シンガポール国立大学(シンガポール)	138
14	江南大学(中国)	128
15	江蘇大学(中国)	125
16	南洋理工大学(シンガポール)	119
17	東京大学	118
18	深圳大学(中国)	116
19	韓国科学技術院(韓国)	112
20	華南理工大学(中国)	110
21	ミシガン大学(米国)	109
22	アリゾナ大学(米国)	108
23	東南大学(中国)	99
23	フロリダ大学(米国)	99
25	山東大学(中国)	98
26	ノースウェスタン大学(米国)	96
27	大阪大学	95
28	コーネル大学(米国)	90
29	上海交通大學(中国)	88
29	ハーバード大学(米国)	88

（出典）特許庁「特許行政年次報告書 2023 年版」

※出願件数は 2022 年に国際公開された出願の件数。最初に記載された出願人名を基に件数を計上

図表 29：PCT 国際出願の公開件数
上位 30 位にランクインした
国内外の大学（2022 年）

¹⁷（出典）Top 100 Worldwide Universities Granted U.S. Utility Patents in 2023（National Academy of Inventors）

る。

＜大学における職務発明＞

大学等における職務発明等の取扱いについて、現状、大学等から、あるいは公的に支給された何らかの研究経費を使用して大学において行った研究又は大学等の施設を利用して行った研究の結果生じた発明を職務発明の最大限として、その範囲内で各大学等が自らのポリシーに基づいて取得・承継する権利を決定する運用がなされている。

他方、内閣府が大学の研究者等と意見交換したところでは、研究者の転退職時の知財の取扱いに関して以下のような意見が出されている。今後、研究者のみならず大学や企業等との意見交換を更に進め、課題や対策等の分析、整理を進めていく。

【大学研究者等からの意見の例】

- ・ 研究者の転退職時の特許取り扱いへの対応の仕方が分からない。
- ・ 転退職時に権利移転の作業が滞ると転退職後に研究継続するのが難しい。予め研究者に考え方や選択肢を示しておくことが望ましい。
- ・ 転退職後に研究成果の社会実装が難しくなる可能性がある。
- ・ 大学の研究成果は研究者が転退職した場合も研究活動や社会実装が円滑に進められるように取り扱われることが望ましい。

（施策の方向性）

- ・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」を産学連携関連の会議・会合等での説明等を通じて全国の対象大学に浸透させる周知活動を引き続き進め、大学の知財ガバナンスを向上させる。
(短期・中期) (内閣府 (知財)、文部科学省、経済産業省)
- ・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、当該ガイドラインを踏まえた知財マネジメントの実施状況、課題と対策等を分析、整理する。
(短期・中期・長期) (内閣府 (知財)、文部科学省)
- ・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」のプリンシプルの実践に向けた好事例等の収集を進め、その結果を公表する。
(短期・中期) (内閣府 (知財)、文部科学省)
- ・ JST に新設した大学発新産業創出基金により、大学発スタートアップ創出の抜本的強化を進める中で、国際特許出願支援も強化する。
(短期・中期) (文部科学省)
- ・ 中小・スタートアップ企業や大学等による国際的な知的財産戦略の構

築を支援するため、外国出願費用、審査請求費用、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用を助成し外国における権利取得を促進するとともに、海外での知的財産権侵害への対策費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得、事業化及び権利行使につなげる。

(短期・中期) (特許庁)

- 大学評価や国からのファンディング制度において、ライセンス収入の評価項目への取入れなど多様な評価を検討する。

(短期) (内閣府 (科技、健康医療)、文部科学省、経済産業省)

- 大学と事業会社・スタートアップとの持続可能な連携を通じ、「知」の社会実装と新しい「知」の創出の好循環による社会価値の総和の最大化を価値軸とする「OIモデル契約書 (大学編)」の普及と定着に取り組む。また、引き続き「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」の周知を行う。

(短期・中期) (公正取引委員会、特許庁)

- 「大学知財ガバナンスガイドライン」により大学知財ガバナンスが改善しつつあるが、大学の研究成果を創出する研究者に対して産学連携本部による知財に関する情報提供等の支援が届いていない懸念がある。このような現状を踏まえ実態を調査するとともに、知財を適切に保護するために知っておくべき情報を研究者に届ける方法を調査する。

(短期・中期) (特許庁)

- 知財戦略デザイナー派遣事業と産学連携・スタートアップアドバイザー事業を発展的に統合した iAca 事業 (大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業) を実施し、知的財産マネジメントの専門家である「知財戦略プロデューサー」を大学等に派遣する。本事業では、研究ステージの初期段階におけるシーズ発掘と出口戦略の策定の支援から、スタートアップの創出を含む優れたシーズの事業化に向けた産学連携活動の支援まで、切れ目のない支援を実現する。

(短期・中期) (特許庁)

- 開放特許情報データベースにおいて検索可能な形式で提供している企業、大学、研究機関等の開放特許情報を一括して取得できるようにしたことを民間事業者にも周知する。また、同データベースの効率的な登録方法や活用可能性を上げるためのヒント、活用例等を盛り込んだマニュアルを作成・公表したことを登録者に周知する。そして、開放意図のある特許の情報を利活用したマッチング事業などを通じて、開放意図のある特許のライセンスを受けた事業化を支援する。

(短期・中期) (特許庁)

(2) 標準の戦略的活用の推進

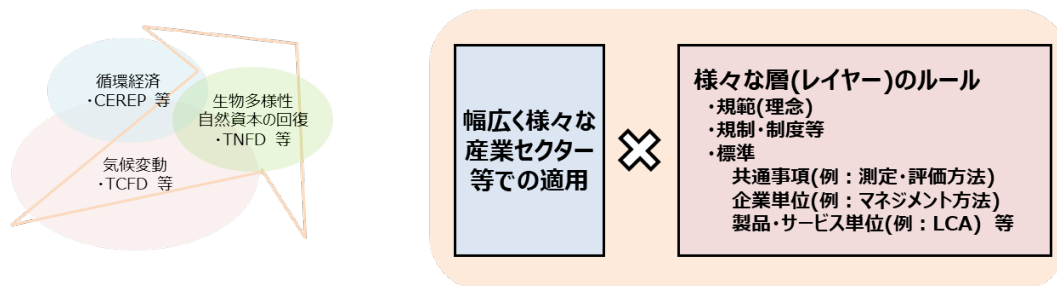
(現状と課題)

<国際ルール形成の活発化>

今や世界的に、社会課題解決を重視する価値観の浸透、デジタル社会・経済への移行、先端技術開発、これらを踏まえた新たな国際ルール（規範、制度、標準等）の形成が、著しく進展している。従来の市場も大きく変化し、新たな市場が次々と創出されるため、様々な領域（産業・社会・技術等）でルール形成が活発化し、民間の経済活動に多大な影響を与えている。

中でも社会の価値観に関わるルールのグローバルな影響力は、その背景にあるステークホルダーの影響力を伴い、非常に強い。例えばサステナビリティ（環境対策）を重視した国際ルールは、電気自動車への移行が典型例のように、市場競争のゲームチェンジをもたらし、幅広い産業やサプライチェーンに影響を及ぼす。ルール形成の対象も、気候変動に始まり循環経済（サーキュラーエコノミー）、生物多様性・自然資本の回復（ネイチャーポジティブ）へと拡張し、様々な産業領域等でのルール形成にも連鎖的に波及している（図表 30 参照）。

このため、民間企業も政府も、市場競争のゲームチェンジの根源となり choke point（要衝）となる国際ルール形成をいかに先取りするかが、自らの国際競争力に直結する状況にある。特に新たな市場（ブルーオーシャン）で、収益率高く競争優位を確保する効果的な手段となる。



(出典) 内閣府知的財産戦略推進事務局の調査に基づき作成

図表30：環境ルール形成の拡張と幅広い産業領域への連鎖（イメージ）

<国際標準の影響拡大>

国際ルールの中でも国際標準は、影響力が非常に拡大している。特に民間で国際標準化を行う国際的な場は、最も有名な国際標準化機構（ISO）の他に多く存在する（図表 31 参照）。国際標準化の対象も、社会・経済環境の変化に対応して、質が深化し、量が拡大している。

国際標準は、市場の在り方やルールをより詳細に定める位置にあるだけでなく、民間主体でルール形成を行える余地が大きい。民間企業にとっては、ビジ

ネスで自らの競争優位をもたらす市場ルールを自らで設ける非常に有効な手段となる。政府主体で形成されたルール（条約・協定、国際的な規制・制度、外国での規制・制度等）に紐付き、その遵守が強制され、致命的な市場規制効果を持つこともある。

	政府機関 (民間含む場合あり)	民間機関 (関係国代表機関)	民間機関 (企業団体、学術機関等)
全般		ISO	
電機・電子		IEC	IEEE
情報通信	ITU	3GPP	IEEE、W3C、IETF
農業			AgGateway
食品	Codex		
医薬品	ICH(民間含む)		
医療機器	IMDRF		ASTM、IEEE
海事	IMO、IALA(民間含む)		
航空	ICAO		RTCA、EUROCAE、SAE、ASTM
環境			WRI、TCFD、TNFD

※それぞれの機関名は例示(他に存在する場合あり)

(出典) 内閣府知的財産戦略推進事務局の調査に基づき作成

図表31：国際標準化に関する国際機関・団体の例

＜国際標準を巡る主要国の競争＞

欧米企業は、国際標準をビジネスの手段とすることを経営戦略やビジネス戦略として当然視し、主体的・戦略的に活用していることがよく指摘されている。主要国も、自国の国際競争力の強化に活用すべく、自国の民間企業による国際標準の戦略的な活用（国際標準戦略）を強力に支援し、その能力基盤を強化する戦略的な方針を国家戦略として競い合うように掲げて、推進している。

近年、2021年から2023年の間に、中国、EU、米国は国家としての総合的な標準戦略（国家標準戦略）を相次いで発表した（図表32参照）。自国の国際競争力の強化による経済安全保障の確保も強く意識し、産業政策やイノベーション政策等と一体的に進める点に特徴がある。中国は、2025年までに中国標準と国際標準の85%以上を整合化する目標を設定し、各種の取組を強化する。EUは、欧州域内の標準化システム、国際標準化、標準教育等を強化する。米国は、国家安全保障に不可欠な重要・新興技術の競争力確保のため、優先的な基盤技術とアプリケーションを特定して国際標準化を強化する。

<p>【中国】中国国家標準化発展綱要 (2021年10月10日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国共産党中央委員会、國務院から公表。 ・2025年までの中期目標として、国家標準と国際標準の85%以上の整合化等を設定。 ・①先端技術、新技術の産業化、新製品・新産業開発、②国際標準化活動への積極参加、国際協力、③標準化のイノベーション基盤整備(人材強化含む)等、幅広く記載。 	<p>【EU】EU標準化戦略 (2022年2月2日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧州委員会から公表。 ・EUの国際競争力強化、技術的主権確保、戦略的依存度縮小、価値観保持のための標準化強化策。 ・①欧州標準化システムの強化、②国際標準策定の強化、③迅速な規格開発の促進、④標準教育の強化等、記載。 	<p>【米国】重要・新興技術に関する国家標準戦略 (2023年5月4日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトハウスから公表。 ・国家安全保障に不可欠な重要・新興技術の標準策定強化に向けた国家戦略。 ・基盤技術8分野とアプリケーション6分野を優先ターゲットに設定。 ・①研究開発・標準策定への投資拡大、②民間標準策定促進と官民連携強化、③同志国との連携強化、④人材育成等、記載。
---	---	--

(出典) 内閣府知的財産戦略推進事務局の調査に基づき作成

図表32：中国、EU、米国の国家標準戦略

我が国の国家標準戦略は、2006年12月に知的財産戦略本部が公表した「国際標準総合戦略」以降、長らく整備されていない。現状を踏まえ、経済安全保障の観点からも、国全体を挙げて産学官による国際標準の戦略的な活用をより一層推進すべく、その推進基盤として、政府の推進体制を更に強化し、優先的に対応すべき領域や施策をはじめとする国家標準戦略を改めて整え、実行に移す必要がある。

＜戦略的な活動を支えるエコシステム＞

我が国の国家標準戦略を整えるに当たり、大きく3つの課題が挙げられる。

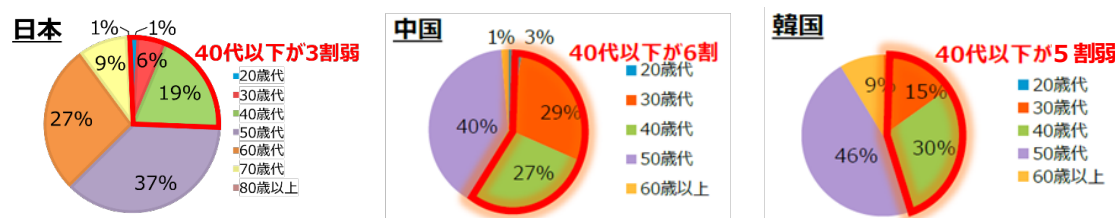
1つ目の課題は、産学官の行動変容である。これまで我が国でも、国際標準戦略の強化に向けた施策が継続的に講じられてきたが、主要国と異なり、未だその重要性への意識が十分に浸透せず、伴うべき戦略性も十分ではないと考えられる。特に民間企業では、経営戦略やビジネス戦略として国際ルール形成や

国際標準化に主体的に関与する姿勢が、欧米企業と異なり、全般的に未だ乏しいことが指摘されている。

このため、国際標準化の対象が専ら技術基準(技術的な仕様や試験測定方法、評価方法等)に偏重する、ビジネスの手段である国際標準化が自己目的化しがちとなるなど、ビジネスモデルに効果のある国際標準化の進め方や、成立した国際標準のビジネスモデルへの効果的な活用が実行されない恐れがある。民間企業を支援する政府・政府系機関も、産業政策やイノベーション政策等での国際標準の効果的な活用に関して、同様の状況に陥る恐れがある。

幅広い領域や政策で、国際ルール形成・国際標準化を戦略的に活用することこそが我が国にとって国際市場で競争を行う必須条件との意識改革を実現することが官民ともに求められる。したがって、戦略性を高める構想力やスキルを向上させ、個別の技術標準のみではなく、標準の実効性を高めるための認証や規制とのつながり、技術標準を覆す可能性のある上位のルール形成も並行して追求するなど、国際標準や国際ルールを効果的に使いこなせるように、産学官それぞれで行動変容を促す施策を改めて強化する必要がある。

2つ目の課題は、国際標準戦略に投入する資源(人材、資金、体制等)の脆弱さである。1つ目の行動変容の課題の帰結でもあり、同じ文脈で対応する必要がある。



図表33：国際標準化活動に携わる人材の年代構成¹⁸

特に民間で、国際標準化活動に携わる人材の高齢化(図表33参照)や縮減が進行し、国際会議への派遣人員や投資資金が削減される傾向にあることが指摘されている。このままでは国際ルール形成の活発化や国際標準化の質の深化と量の拡大への対応がますます困難となる。この傾向を反転すべく、産学官の行動変容の促進を含む施策の強化が求められる。また、国際コミュニティ・フ

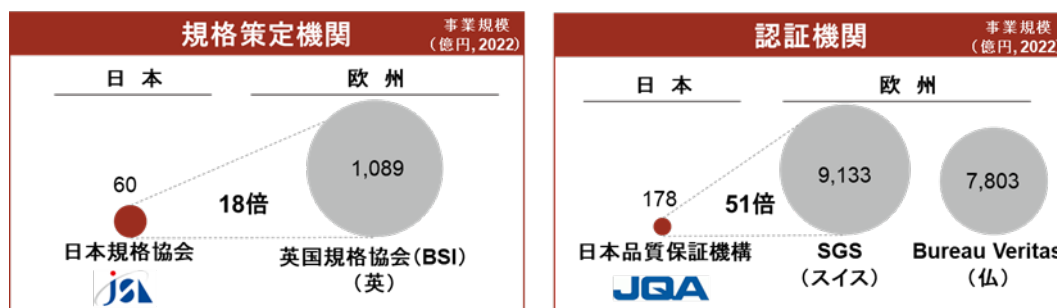
¹⁸ 日本のグラフは、ISO/IECの議長、国際幹事、コンベーナ、国内審議委員会の委員等の中で、確認できた範囲のもの(2023年3月末時点)。中国・韓国のグラフは、ISO/IECにおける一部TC等への参加者について、最も中心的な役割と考えられる者の年齢に関し、日本の参加者による推測を基にまとめたもの(2015年度実施)。

オーラムへの継続的な参画が促進され、要職ポストも確保できるよう、政府としても支援や取組を強化する必要がある。

3つ目の課題は、民間企業の国際標準戦略に基づく事業活動を促進する支援基盤の脆弱さである。

民間企業が国際市場の獲得拡大を図る事業プロセス全体(国際標準戦略を含むビジネス戦略の策定、国際標準化、事業展開での国際標準の活用等)に対する支援基盤として、外部機関(標準化機関、認証機関、政府系機関(研究開発機関等)、アカデミア、経営戦略コンサルティング企業等)や専門性に優れた外部人材、そして政府で広く構成されるエコシステムが、欧米と異なり、十分に整備されておらず、自律的に機能していないと考えられる。

その要因に、①外部機関、特に標準化機関と認証機関の事業規模・体制が欧米の機関と比べて格段に小さいこと(図表 34 参照)、②外部機関が提供する国際標準化や認証に係る支援サービスについて、需要側である民間企業の行動変容の課題もあり、ビジネスとして活性化していないため、供給側のサービス内容の向上が自律的に図られないこと、③欧米のように、流動性が高く、キャリアステップが存在し、報酬水準に優れた外部人材の市場が十分に整えられていないこと等が挙げられる。これらは1つ目と2つ目の課題を含めて相関関係にあると考えられる。



- 事業規模が、
- 規格策定機関：日本規格協会(JSA)は英国規格協会(BSI)の18分の1(標準化機関)
 - 認証機関：日本品質保証機構(JQA)はスイスSGSの51分の1

(出典) 各機関の公表データを基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 34：標準化機関と認証機関の事業規模の国際比較

また、民間からは、社会・経済の変化を踏まえ今後の取り組むべき領域や方策等を戦略的に検討して共有する産学官の場を政府が率先して整備すること

が支援ニーズとして挙げられている。

我が国産業界では、市場創出や市場競争力向上に有効な手段として、戦略的な国際ルール形成とその一環である国際標準戦略が必要との認識が近年高まりつつあり、これらの課題への官民での対応が要請されている¹⁹。

このため、民間の国際標準戦略への支援基盤となるエコシステムの整備・強化に向けて、民間企業の行動変容や投入資源の課題への対応と併せて、国家標準戦略を推進する中で総合的に取り組む必要がある。

(施策の方向性)

- ・ 新規市場の創出、国際競争力の強化等を目的とした、産学官による国際標準の戦略的な活用の取組（国際標準戦略）について、政府全体で統括して総合的に推進する体制を知的財産戦略本部において強化する。

また、国際標準戦略に関してアドバイザーを行う有識者のネットワークを整備する。

さらに、全体俯瞰的かつ総合的な見地から国際標準戦略の推進を必要とする領域・テーマ等について、関係府省の連携・分担により、国際動向等をモニタリングし、機動的に対応できる体制を整備する。

(短期) (内閣府 (知財、科技)、総務省、外務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、関係府省)

- ・ 経済安全保障、環境ルール、先端技術等、我が国の産業・社会等へのインパクトが大きい等の観点から、戦略的に国際標準の活用を推進する代表的な領域（戦略領域）等を設定し、有識者が国際標準戦略を推進する、またはアドバイザーとして支援する体制を整備する。

また、関係府省において、国際標準戦略の推進体制（統括的な責任体制を含む）の更なる整備・強化を図る。

(短期) (内閣府 (知財、科技)、総務省、外務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、関係府省)

- ・ 我が国としての総合的な標準戦略（国家標準戦略）について、先行する EU・中国・米国の国家標準戦略、知的財産戦略本部で 2006 年 12 月策定の「国際標準総合戦略」のレビュー、2023 年 6 月の経済産業省の日本産業標準調査会による取りまとめ文書、2024 年 2 月の（一社）日本経済団体連合会による提言等を踏まえ、2025 年春目途に策定し、戦

¹⁹ （一社）日本経済団体連合会は、2024 年 2 月 20 日に国際標準戦略のあり方に関する提言をとりまとめ、産業界の意見として、具体的な課題や官民による必要な対応を挙げている。

略領域、民間企業の行動変容促進、人材育成やエコシステム整備等に係る取組を強化する。

(短期・中期) (内閣府 (知財、科技)、総務省、外務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、関係府省)

- ・ 国際標準戦略を推進する主要な関係府省で構成される「標準活用推進タスクフォース」の下、関係府省連携で、以下の領域をはじめ、産業政策等と一体的に国際標準戦略を推進する。

- 経済安全保障、環境ルール、先端技術 (量子技術、AI、フュージョンエネルギー等) に係る領域
- 通信 (Beyond 5G)、水素・燃料アンモニア、医療・ヘルスケア、農林水産・食品、モビリティ、データ連携基盤、レジリエンス

国際標準戦略の推進に必要な外国政府や国際機関等とのパートナーシップを構築・強化する。

また、関係省庁による国際標準戦略の推進に係る重要な施策に対し、必要な支援を行って強化する。

(短期・中期) (内閣府 (知財、科技)、総務省、外務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、関係府省)

- ・ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づき設置された官民の協議会 (以降設置される協議会を含む) において、個別のプロジェクトの状況、協議会の議論等を踏まえ、必要に応じ国際標準化及びその支援方策の検討を図る。

(短期・中期) (内閣府 (政策統括官 (経済安全保障担当)、知財))

- ・ 科学技術・イノベーションの早期社会実装等のため、政府の支援する研究開発事業において、民間企業による国際標準戦略の推進を担保する仕組みを幅広く浸透する。

具体的には、民間事業者等に対して社会実装戦略、国際競争戦略及び国際標準戦略の明確な提示とその達成に向けた取組について経営層のコミットメントを求める、事業運営やフォローアップ等の仕組みを導入する。

今後とも試行的な運用を含めた取組を推進し、以下の研究開発事業を先行事例として、関係省庁において導入範囲を拡大する。また、取組過程で得られたノウハウについて、関係省庁における技術評価に関する制度や運用等も活用して、以下の研究開発事業以外にも横展開を図る。

- グリーンイノベーション基金事業
- 革新的情報通信技術 (Beyond 5G(6G)) 基金事業

- ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業
- SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）第3期事業
- 経済安全保障重要技術育成プログラム事業
- バイオものづくり革命推進事業
- 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による研究開発事業

（短期・中期）（内閣府（知財、科技、政策統括官（経済安全保障担当））、
総務省、経済産業省、関係省庁）

- ・ 知的財産と標準の一体的な活用など、オープン&クローズ戦略を推進する民間企業と大学等の共同研究開発計画に対する認定制度を令和6年通常国会で改正された産業競争力強化法において創設。これにより、我が国におけるオープン&クローズ戦略の民間企業・大学・アカデミアへの普及浸透、研究開発成果の市場化の推進に伴う収益力向上と競争力強化を図る。

（短期・中期）（経済産業省、特許庁、関係府省）

- ・ 民間企業の経営戦略における標準化・ルール形成の取組を強化するため、以下を通じて、当該取組の見える化を図る。
 - 1) 「価値協創ガイダンス」や「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」における関連記載を基に、民間企業は投資家に経営戦略としての取組内容を説明し、投資家は民間企業の取組内容に対するエンゲージメントを強化することを促すこと。
 - 2) 統合報告書を通じて取組内容の説明を民間企業に促すこと。
 - 3) 「市場形成力指標」を整備・改善すること。また、これらを含め、標準化・ルール形成の取組に関する好事例の共有や、民間企業における最高標準化責任者（Chief Standardization Officer：CSO）の設置の促進等により、民間企業と投資家に対して、市場形成力や標準化戦略の重要性に関する理解浸透を進め、行動変容を促す。

（短期・中期）（経済産業省）

- ・ 規格開発に関して、特に異業種間の連携、若手人材育成、中小企業・スタートアップとの連携等への支援を継続的に強化する。
サービス分野での標準化に関して、新規案件の発掘を推進する。
アカデミアとの連携に関して、標準化に関する各種学会での発信、教育プログラムの実証等を行う。
産業界と認証産業（認証機関、認定機関）の連携強化のため、両者間での議論の場の構築やモデルとなる連携事例を創出する取組等を行う。

（短期・中期）（経済産業省）

- ・ 標準化人材の育成・確保のため、以下の取組を行う。
 - 1) 我が国の標準化人材をワンストップで検索可能なデータベースを立ち上げ、アカデミアや弁理士を含む幅広い人材の活用を促進する。
 - 2) 規格開発人材、標準化戦略人材や若年人材を増やすべく、研修事業等の取組により支援する。
 - 3) 独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）と連携して、オープン&クローズ戦略に取り組む中小企業に対する支援を強化する。
（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 量子技術の実用化・産業化に向けた「量子未来産業創出戦略」、「量子産業の創出・発展に向けた推進方策」を踏まえ、量子コンピュータ、量子暗号通信、量子センサ等の知財・標準化について、将来の計算機、通信システム、センシングシステム等を見据えて推進する。
また、官民一体の体制整備や民間の標準化活動への支援も含め、我が国が量子技術に関する国際ルール形成を主導する体制や仕組みを構築する。
（短期・中期）（内閣府（科技）、総務省、文部科学省、経済産業省）
- ・ 行政と産業のデジタル化推進のため、以下の取組を行う。
 - 1) 政府情報システムの整備・管理等に関する「デジタル社会推進標準ガイドライン群」の整備、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化、政府相互運用性フレームワーク（GIF）をはじめとしたデータの標準化に向けた取組等を推進する。
 - 2) 国全体のデジタル社会形成の観点から、データに係る基準・標準の整備等を推進するため、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）について、これまでの情報処理推進に加え、データ標準化に係る業務を追加するとともに、同機構をデジタル庁との共管とするデジタル社会形成基本法等改正法案を2024年通常国会に提出した。こうした体制強化も踏まえ、行政・準公共・産業分野のDX推進やデジタル規制改革に必要となるデータ・システムに係る基準・標準の検討等を行う。
（短期・中期）（デジタル庁、関係府省）
- ・ 2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラ Beyond 5G（6G）について、我が国発の技術を確立し、社会実装や海外展開を推進して、国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るため、国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）の情報通信研究開発基金により、民間企業等による Beyond 5G（6G）の重点技術等に関する研究開発や国際標準化活動を支援する。
（短期・中期）（総務省）
- ・ Beyond 5G(6G)に関する知財・標準化活動について、民間企業の経営戦

略の下で、戦略的に推進されることを目的に、総務省に設置した「Beyond 5G 新経営戦略センター」において、産学官が連携・協力して各種活動を展開する。

また、国際標準化活動を研究開発の初期段階から推進するため、信頼でき、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 農林水産・食品分野における国際標準の戦略的活用に向け、関係省庁が連携・協力し、関連独立行政法人等とともに、国際標準化活動を推進する。また、国際標準化ニーズが適切に実現されるよう、地域の関係機関同士の連携による連絡・情報共有・相談に係る体制を着実に運用する。

(短期・中期) (農林水産省、経済産業省)

- ・ 貿易コスト削減や強靱なサプライチェーン構築を目的に、貿易プラットフォームを活用した貿易手続のデジタル化(貿易 DX)を推進する中で、データ連携を国際標準に基づき進めるため、貿易分野での国際標準を定める国連 CEFACT (貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター) に対して、国際標準の改定申請を 2023 年度に引き続き行う。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ スマートシティに関して、諸外国による知財・標準化の動向や国際標準の戦略的・国際的な活用の取組を踏まえ、国内外の標準の専門家等と連携して、関連する国際標準の活用や提案を個別具体的に推進する。

また、関係省庁連携の「日 ASEAN 相互協力による海外スマートシティ支援策 (Smart JAMP)」等により海外展開を推進する際に、国際標準を積極的に活用する。

(短期・中期) (内閣府 (科技)、経済産業省、国土交通省、関係府省)

- ・ 環境ルール形成が進展・拡大し、民間企業の経済活動の在り方がますます規定されていく傾向にある中、気候変動対策、循環経済、生物多様性の要素を包含した形で自然資本の回復 (ネイチャーポジティブ) に関するルールが著しく進展していることを踏まえ、以下の取組を行う。

➤ 環境ルール形成拠点の整備

環境ルールの形成に係る動向 (EU 等の政府、非政府組織、重要なビジネスセクターでの動向、技術動向等) を踏まえ、対応戦略の検討や民間企業等のルール形成人材の育成を含め、戦略的に対応する基盤を整備する。

➤ 自然資本に関する国際標準化活動の強化

TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース) や、SBTN (Science

Based Targets Network) における自然資本の回復に関する我が国主導の国際標準化活動（例えば、産業立地と渇水リスクに関する評価等）に関して強化する。

（短期・中期）（環境省、関係府省）

（３）デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備 （現状と課題）

デジタルアーカイブの推進は、重要な課題である。デジタルアーカイブは、社会が持つ知や、文化的・歴史的資源等の記録を未来へと伝えるものであり、新たなコンテンツ創造の土台にもなり得るものであるとともに、教育、研究や、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど、様々な分野における利活用が期待される。

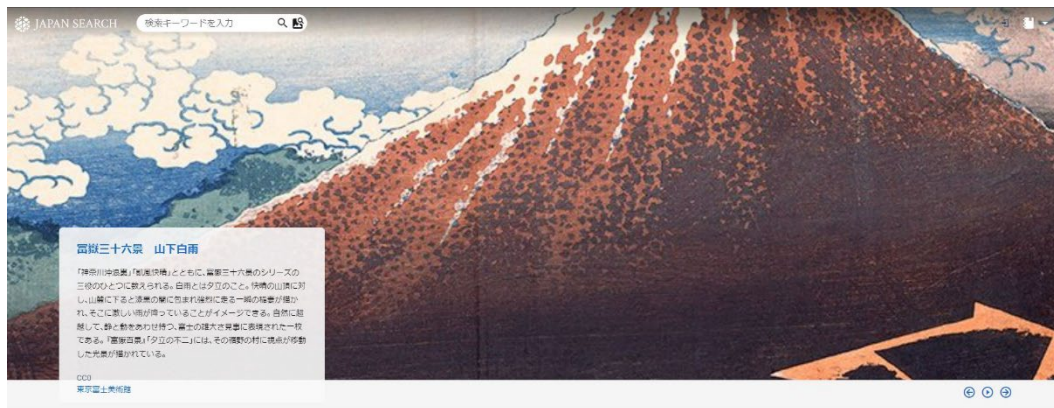
また、世界で急速に進展・高度化しているデジタル化は、イノベーションを促進し、経済発展と社会的課題の解決を同時にもたらす大きな可能性を有している。データは智慧・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられる。

我が国においては、「包括的データ戦略」（2021年6月18日）²⁰や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定。2022年6月、2023年6月改訂）（以下「重点計画」という。）に基づいて、データ流通・利活用の推進のための環境整備などの取組が進められてきている。引き続き、国内外のデータ流通・利活用等の動向を踏まえつつ、重点計画に基づき、デジタル庁を中心に関係省庁等が連携して、各施策を着実に推進することが必要である。

<デジタルアーカイブ社会の実現>

政府では、デジタルアーカイブが日常的に活用され、多様な創作活動を支える「デジタルアーカイブ社会」の実現を目指し、デジタルアーカイブの推進に取り組んでいる。各分野のアーカイブ機関と関係府省庁が連携して「デジタルアーカイブジャパン」体制を整備し、2020年には「ジャパンサーチ」を正式公開した。

²⁰ 重点計画の別紙として閣議決定され、2023年6月に重点計画に統合された。



JAPAN SEARCH

日本のデジタルアーカイブを探そう

検索 検索 検索 コーパス 検索 検索 検索

(出典) <https://jpsearch.go.jp/>

図表 35 : ジャパンサーチ (トップページ)

「ジャパンサーチ」は、文化財、美術、書籍など、国が保有する様々な分野のコンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォームとして立ち上げたものであり、「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」の枠組み²¹の下、デジタルアーカイブの構築・共有と利活用促進に向けた取組を実施している。

また、コロナ禍は、デジタルアーカイブの役割を再認識させる機会ともなった。コロナ禍によるオンライン化の加速、また、巣籠り需要の影響から、アーカイブ化されたデジタル資料等

にインターネットを通じてアクセスできることや、過去のコンテンツの利用ニーズが高まっている。音楽、映像、書籍をはじめとした商用コンテンツの流通のデジタルシフトの加速の中で、更に多様な UGC (User Generated Contents) が創作・発信されるなど、社会全体においてコンテンツをデジタルアーカイブ化することの重要性が、日々拡大している。

加えて、昨今の生成 AI 技術の急速な発展とマルチモーダル化に伴い、多様なアーカイブを連携し、横断的な利活用を可能にした良質で管理されたデータセットの需要も高まっている。

ジャパンサーチ連携分野

- 文化財
- 美術
- メディア芸術
- 映画
- 放送番組
- 書籍等
- 公文書
- 人文学
- 自然史・科学技術史
- その他

(出典) デジタルアーカイブ戦略懇談会 (第 1 回) 資料 2 「デジタルアーカイブ推進のこれまでの取組と今後の進め方について」

図表 36 : 「ジャパンサーチ」連携分野

²¹ デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」(2021年9月)、同「ジャパンサーチ・アクションプラン 2021-2025」(2022年4月)及び同『「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」の実行に向けた各分野の工程表」(2022年7月)

このようなデジタルアーカイブを取り巻く環境の変化に鑑みれば、デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会の実現に向け、デジタルアーカイブの利活用プラットフォームである「ジャパンサーチ」を基軸とした従来からの取組を更に充実させ、アーカイブ化されたコンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造の活性化を推進する必要がある。

ただし、現時点において、ジャパンサーチの連携先は、国や独立行政法人等の関連施設等としての図書館、博物館・美術館、研究所等の文化施設・学術機関が主となっており、例えば地方公共団体や民間事業者等との連携は一部にとどまっている。このため、ジャパンサーチによる検索が可能なコンテンツも、それら施設等が所蔵し、公開・利用に供している文化資産・学術資料等に係るものが中心となっており、いわゆるポーンデジタルや商用のコンテンツとの連携は限定的である。また、ジャパンサーチについて、EUにおける文化遺産のためのデジタルプラットフォームである Europeana と比較すると、コンテンツにアクセス可能な件数は限定的である。

こうしたことも踏まえ、従来からの文化資産・学術資料等のアーカイブの取組のより一層の充実に加え、民間との連携の在り方も含め、多様なデジタルコンテンツについてのアーカイブ拡充の検討が求められる。

	Europeana (欧州)	ジャパンサーチ (日本)
公開年月日	2008年11月20日	2020年8月25日
メタデータ数	約5790万件 (2024.4.4時点)	約2970万件 (2024.4.4時点)
〔うちコンテンツにアクセス可能なもの〕	〔ほぼ全て〕	〔約850万件 * 限定公開データ (約320万件)を含む〕

(出典) 国立国会図書館調べを基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 37 : Europeana とジャパンサーチとの対比

また、単にデジタルアーカイブを拡充するだけではなく、多様なアーカイブ資産をオープン化し、二次利用・二次創作等の利活用を促進することも、デジタルアーカイブ社会の実現のためには重要である。

例えば、一部の権利処理が完了しないために作品全体が利用できないなどの事案が生ずることのないようにすることが必要である。このため、二次利用・二次創作等の利活用に係る条件整備や、著作権者等の探索のための分野横断権利情報検索システムとジャパンサーチの連携をはじめとするコンテンツ情報と権利情報の適切な連携により、アーカイブ化されたコンテンツの利活用を円滑に行うことができる基盤を充実させていく必要がある。

あわせて、上述のとおりアーカイブすべきコンテンツは極めて多岐にわたり、

かつ、その利活用の手法も多様であり得る。したがって、各アーカイブ機関やアーカイブ化を推進する地域をはじめとする、ジャパンサーチとの連携を強めるための「つなぎ役」や、デジタルアーカイブの利活用の事例を公開するなど、デジタルアーカイブの「活用者」を支援し、コミュニティにおける活用者を増やしていく取組を行う「拡げ役」を支援することも求められる。

また、例えば、アニメの動画や原画、漫画の原画など、我が国の貴重なコンテンツ資産が、経年劣化や、管理主体による維持が困難となって廃棄せざるを得なくなったり、記録媒体が劣化したりする等により、日々刻々と散逸・消失している状況も存在しているため、これらコンテンツ資産を早々に収集・保存するとともに、デジタルアーカイブに関する人材の育成と社会に対する意識啓発も求められる。

これらのデジタルアーカイブを取り巻く現状と課題に鑑み、政府は本年2月に、「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」を発足している。これは「デジタルアーカイブジャパン」の新たな推進体制として位置づけられるものであり、2026年度以降のデジタルアーカイブ推進計画の検討も含め、今後のデジタルアーカイブ戦略の舵取りを担うことが期待されている。

関係府省庁や各アーカイブ機関等は、デジタルアーカイブ施策の優先度を高めながら、デジタルアーカイブ社会の実現に向けて、官民連携して、取組を推進していくことが期待される。

<データ流通・利活用環境の整備>

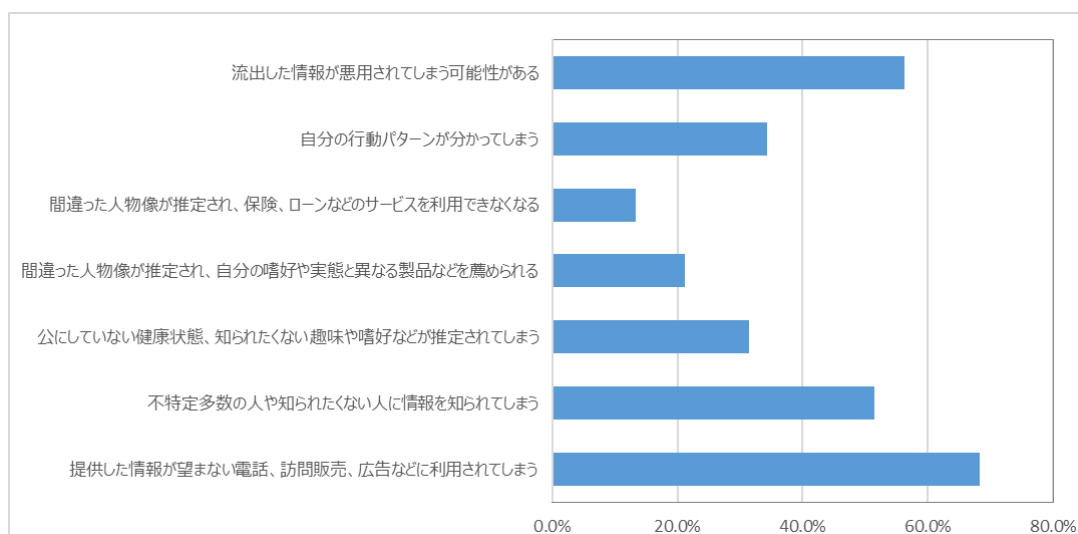
① データ取扱いルール

デジタル技術の進展に伴い、「データ」について、重要性、多様性、容量が爆発的に増大したが、我が国においては、生成、収集、利活用などすべての側面において環境整備が十分ではなかった。他方、海外においては、データを効果的に生成、収集、利活用するための取組が活発に行われており、プラットフォームの構築や法整備が進められている²²。

このような状況において、我が国においては、データ利活用が進み新たな価値が創出されるためには、プラットフォーム上のデータ流通に係る被観測者の懸念・不安を払拭するためのデータ取扱いルールの実装が必要であることから、2022年3月にデータ取扱いルールを実装する際に踏まえるべき検討の視点と手順を示した「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイド

²² 例えば、2022年2月に公表された欧州データ法が2024年1月に発効した（2025年9月に適用される予定）。また、2024年2月にデジタルサービス法（DSA：Digital Service ACT）が全面施行され、2024年3月にデジタル市場法（DMA：Digital Market Act）の本格的な運用が始まった。

ス Ver1.0」(以下「ルール実装ガイダンス」という。)を策定した。



(出典) 総務省「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」(2023)
を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 38 : サービス利用時のパーソナルデータ提供に抵抗を感じる理由

準公共分野においては、デジタル庁が関係府省庁と連携し、プラットフォームやデータ連携基盤の構築、ルール実装が進められている²³。

- ・ スマートシティについては、関係府省庁(内閣府、デジタル庁、総務省、経済産業省、国土交通省)におけるスマートシティ関連事業の取組や、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPE 2 / 3の一部においてスマートシティに関連した取組が進められているところ、共通のアーキテクチャであるスマートシティリファレンスアーキテクチャやルール実装ガイダンスの参照を通じて、セキュリティや個人情報等の適正な取扱いを確保した上で、データ連携基盤の導入、技術の実装等に取り組んでいる²⁴。
- ・ 防災については、2024年4月より運用を開始した新総合防災情報システム(SOBO-WEB)による防災関係機関間での情報共有ルールをルール実装ガイダンス等を参考に整理し、更に現在設計・構築に向けた取組が行われているデータ連携基盤との連携など防災分野のデータ流通促進のための検討を進めている。
- ・ 医療については、マイナンバーカードを各種医療費助成の受給者証や、予

²³ 重点計画において、ルール実装ガイダンスを参照し、重点分野のデータ連携基盤やデジタル田園都市国家構想で構築されるデータ連携基盤に適切なルール実装を推進することとされている。

²⁴ 今後、スマートシティリファレンスアーキテクチャを改訂し、ルール実装ガイダンスを参照することを明確にすることとしている。

防接種、妊婦健診・乳幼児健診の接種券、受診券として利用できるよう、関係主体の間で必要な情報を共有するための共通基盤を整備するとともに、一部の地方公共団体において先行的な取組に着手している。

- ・ 教育については、セキュリティや個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、教育データの利用・分析を進めるため、「教育データの利活用に係る留意事項」や「文部科学省教育データ標準」、「学習 e ポータル標準モデル」を策定し、随時改訂していく²⁵とともに、共通に活用できる基盤的ツールとして、「文部科学省 CBT システム (MEXCBT: メクビット)」や「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」の整備・活用を進めている。

今後、具体的なルール実装のフェーズになっていくが、それぞれのプラットフォーム等で行われるデータ取引におけるリスクを特定し、リスクに応じた適切なルールを設定することが求められる。

データの性質・特性や利活用の方法、関与者（ステークホルダー）等が特定されているほどリスクを特定しやすくなり、適切なルールを設定することが可能となるため、個別の分野ごとにルール実装ガイダンスを活用するなどして、適切なルールを実装する取組を推進することが必要である。

② 研究データ

政府は統合イノベーション戦略推進会議において、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（2021年4月）を策定し、公的資金による研究データについての管理・利活用に向けた取組を定めた。

具体的には、

- ・ 大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関において、データポリシーを策定するとともに、機関リポジトリへ研究データを収載する。
- ・ 公募型の研究資金のすべての新規公募分について、研究者や研究プロジェクトのマネジャー等が管理対象とする研究データを特定した上で、データマネジメントプラン (DMP) を作成し、体系的なメタデータを付与する仕組みを導入する。

といった取組を推進することとされている。

現在、各機関等において、これらの取組が進められており、データポリシーについては、国立大学は 26 大学、大学共同利用機関法人は 4 法人・機関、国立研究開発法人は 24 法人・機関が策定済みとなっている（2024年3月末時

²⁵ 2024年3月に「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」、「文部科学省教育データ標準 4.0」及び「学習 e ポータル標準モデル Ver.4.00」を公表した。

点)。公募型の研究資金の新規公募分における DMP 及びこれと連動したメタデータを付与する仕組みについては、SIP 第 3 期等において導入が進み、競争的研究費制度における導入率は 78%（一部導入済みのものを含む。）（2024 年 3 月末時点）となっている。関係府省庁及び関係機関において、引き続き、取組を進めることが必要である²⁶。

研究データの取組の推進に当たっては、2022 年 12 月に日本学術会議から、今後のデータ駆動型科学の振興のために考慮すべき事項やデータ共有への具体的取組方策に関する考え方等が示されており²⁷、内閣府においては、このような提言も踏まえ、研究データの管理・利活用の取組をより一層促進していくこととしている。

③ 限定提供データ

限定提供データに係る規律については、2018 年の不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）の改正により創設されたが、制度創設時は、他者と共有するビッグデータは秘密管理されるものではないと想定していたため、2023 年改正法前では「秘密管理されていないビッグデータ」のみ保護対象であったが、近年、自社で秘密管理しているビッグデータであっても他者に提供する企業実務があることから、2023 年 6 月に同法を改正し、対象を「秘密管理されたビッグデータ」にも拡充することで、営業秘密と一体的な情報管理を可能とした。

法改正を受けて、経済産業省において、産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会における検討を経て、2024 年 2 月に「限定提供データに関する指針」を改訂するとともに、事業者団体等への説明会を行うなど制度の周知・普及啓発に努めている。

（施策の方向性）

＜デジタルアーカイブ社会の実現＞

- デジタルアーカイブジャパンの新たな推進体制である「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」において 2026 年度以降の推進計画等を検討し、関係府省庁の連携の下、達成目標を設定の上、コンテンツのデジタル化等のデジタルアーカイブの取組を総合的に推進する。

²⁶ 前者の取組は 2025 年度まで、後者の取組は 2023 年度までに行うこととされている。特に、後者の取組について、引き続き、未導入の制度におけるメタデータの付与を行う仕組みの導入を推進する。

²⁷ 「研究 DX の推進－特にオープンサイエンス、データ利活用推進の視点から－に関する審議について」

(短期・中期) (内閣府(知財)、国立国会図書館²⁸、関係府省庁)

- デジタルアーカイブジャパンの新たな推進体制の下で示す中長期の達成目標のもと、各分野において、デジタルアーカイブの更なる拡充及びデジタルアーカイブの利活用促進を進める。その際、各分野におけるデジタルアーカイブの意義を踏まえつつ、ボーンデジタルのコンテンツメディアを含めたコンテンツのデジタル化や保存、それらの自由な二次利用を可能にするオープン化の推進等に努める。可能なものについては、デジタルアーカイブされたコンテンツをオンライン配信に活用したり、海外展開等による収益化を図るなど、更なる利活用を進める。国立国会図書館の資料デジタル化を推進するとともに、絶版等資料のインターネット送信の拡充を図る。

(短期・中期) (内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、国立国会図書館)

- 文化遺産のデジタルアーカイブ化や、マンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術作品、舞台芸術作品の保存・利活用を支援、さらには、「メディア芸術ナショナルセンター」(仮称)としてマンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の①収集・保存・デジタル化、②調査研究、③人材育成・教育、④国内外への情報発信、⑤展示・利活用、⑥普及交流の機能を有する拠点の整備に向けた取組の推進など、文化芸術のデジタルアーカイブ化を促進するとともに、ジャパンサーチとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザーの相互誘導を促進する。

(短期・中期) (文部科学省)

- 日本の多様なコンテンツに関する情報をまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームであるジャパンサーチにおいて、様々なデジタル情報資源を網羅的にナビゲーションできるよう、コレクションポリシーを定め、連携先の拡大などアーカイブ機関との連携のさらなる拡充を図る。

(短期・中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

- 教育、学術・研究、観光、地域活性化等の様々な分野・テーマにおいて、関係府省庁の連携の下、ジャパンサーチの連携コンテンツを活用した利活用モデルの周知広報を強化し、利活用の機会拡大を図るとともに、多言語化や海外のアーカイブ機関との交流を進め、海外発信の強化に取り組む。また、ジャパンサーチ連携アーカイブ機関が所蔵するデジタルコンテ

²⁸ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

コンテンツの効率的な活用を促すよう、それらのコンテンツについて、各機関による二次利用条件の分かりやすい表示を促進する。

(短期・中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

- ・ 著作権に係る分野横断権利情報検索システムとジャパンサーチとの連携等について、ジャパンサーチの連携アーカイブ機関が保有するデジタルアーカイブに係るコンテンツメタデータの一部を分野横断権利情報検索システムに提供するなど、所要の連携を可能とするよう、デジタルアーカイブジャパンの新たな推進体制の下で検討し、必要な措置を講じる。

(短期・中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

＜データ流通・利活用環境の整備＞

- ・ 重点分野のデータ連携基盤及びデジタル田園都市国家構想で構築されるデータ連携基盤（当面は、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPE 2 / 3 におけるデータ連携基盤）²⁹等において、ルール実装ガイダンスを参照した適切なルール実装を推進する。また、データ連携基盤の利用実態、優良事例や活用方法、ルール実装ガイダンスの参照状況等に関する調査を行い、その結果を情報提供等することによって、ルール実装ガイダンスの更なる活用促進を図り、データ取扱いルールの実装を推進する。

(短期・中期) (デジタル庁、関係府省)

- ・ 公的資金により得られた研究データの管理・利活用を図るため、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関は、データポリシーの策定を行うとともに、機関リポジトリへの研究データの収載を進める。併せて、研究データ基盤システム上で検索可能とするため、研究データへのメタデータの付与を進める。また、先行事例や課題点等の横展開を促進する。

(短期・中期) (文部科学省、内閣府 (科技)、関係省庁)

- ・ 公募型研究資金の新規公募分において、データマネジメントプラン (DMP) 及びこれと連動したメタデータ付与を行う仕組みを導入する取組を着実に推進する。そのため先行的な取組としてムーンショット型研究開発制度において導入した先進的データマネジメントの実施を促進しつつ、得られた知見やユースケースを展開する。

(短期・中期) (内閣府 (科技)、文部科学省、関係省庁)

- ・ 政府情報システムにおけるデータの標準化を加速するため、データ標

²⁹ デジタル田園都市国家構想交付金の一部の採択団体等に対して行った当該ガイドラインの参照状況の調査を踏まえ、引き続き、利用を促進する。

準の実装状況やニーズについて調査し、データ標準化の参照モデルである政府相互運用性フレームワーク（GIF）を見直し、政府情報システムにおける活用に向けた普及に取り組む。

（短期・中期）（デジタル庁）

- データ連携基盤におけるブローカーの無償提供と活用に関する助言を進め、各地域による統合的なデータ連携基盤の構築を支援する。また、同一機能を有した基盤への重複投資を避けつつ、複数サービス（分野）間のデータ連携を推進するため、都道府県においては、国の支援の下、データ連携基盤の共同利用に係るビジョンを策定する。

（短期・中期）（デジタル庁）

- 農業機械に関するデータについて、これまでのオープン API の整備やデータ形式の標準化、データ利用権限等の取扱いルールを踏まえ、2024 年度以降も引き続き、データ形式の標準化等の取扱いルールの策定、異なる種類・メーカーの機器から取得されるデータの連携実証を行うとともに、新たに、これまで実装・公開したオープン API を活用した新たなサービス開発によるサービス事業者の育成・機能強化に対する支援を通じてオープン API の整備・活用を推進する。

（短期・中期）（農林水産省）

- 2021 年 6 月に策定したデータヘルス改革に関する工程表に沿って各施策に関する取組を推進中であり、2023 年度は、全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大（レセプトに基づく手術情報）、自身の健診情報を閲覧できる仕組みの拡大（事業主健診情報）等を実施した。2024 年度以降も、引き続き、データヘルス改革の各施策に関する取組を着実に進める。

（短期・中期）（厚生労働省）

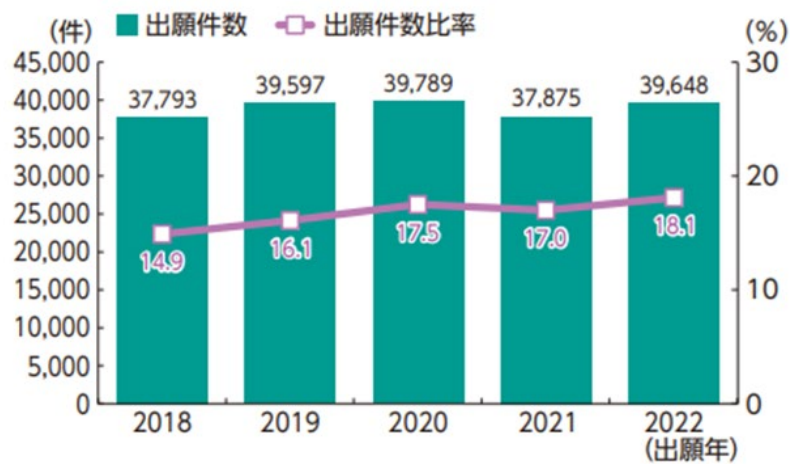
- スマートシティにおけるデータ連携に情報銀行が関与することにより、健康・医療分野の要配慮個人情報情報を安全・安心に流通させることで地域課題の解決を実現するユースケースを実証し、認定指針の課題を検証する。PDS（パーソナルデータストア）の活用については、教育現場における実証を行い、教育分野におけるパーソナルデータの活用に向けた検討を実施する。

（短期・中期）（総務省、経済産業省）

(4) 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化 （現状と課題）

<中小企業／地方（地域）の知財活用支援>

中小企業は、全企業のうち 99.7%を占め、我が国経済全体を支える原動力になっているとともに、地域においては雇用創出、地域活性化等の大きな役割を担っている。また、成長力が高い中堅企業は地域経済を牽引する役割が期待され、日本を代表する大企業もかつては中小企業としてビジネス展開し発展してきた経緯を踏まえると、その存在はイノベーションの源泉として我が国におけるイノベーション・エコシステムにおいて極めて重要な存在である。



(出典) 特許庁 HP「年次報告書 2023」

図表 39：中小企業の特許出願件数の推移

しかしながら、知財に関する情報・知識・人材の不足や資金の不足等により、知財活動が十分に行われていないのが現状である。近年は出願全体に対する出願件数比率は高まっているものの、中小企業の出願件数自体は横ばいの状態にある（図表 39）。

また、大企業に比して保有する経営資源の少ない中小企業やスタートアップにとって、技術やノウハウ、アイデア、更にはデザイン、ブランドといった知財は重要な経営資源であるが、これに対する「気づき」が十分とは言えず、知財を用いた資金調達にも課題がある。

こうした状況を受けて、関係省庁・関係機関においては、地域における成長意欲のある中小企業・スタートアップへの知財経営支援等を強化・充実化し、地域の「稼ぐ力」の向上に取り組んでいる³⁰。

³⁰ 企業支援のあり方として、積極的な先行投資により、短期的には赤字であっても、中期的には黒字の見込まれる場合には支援を実施すべきとの意見がある。この点について、例えば各都道府県に設置されている中小企業活性化協議会では、収益性のある事業を有しているが財務上の問題を抱えている中小企業者に対する支援を行っている。

特許庁では、金融機関向けに中小企業等の知財を活用したビジネス全体を評価した「知財ビジネス評価書」や中小企業等の知財を踏まえた経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」を提供するとともに、金融機関の事業性評価等に資する知財評価活用のためのガイドラインやひな形を作成し、知財金融を通じて中小企業の知財活用を促進している。

さらに、知財が企業の価値創造メカニズムにおいて果たす役割を的確に評価して経営をデザインするためのツールである経営デザインシートは、中小企業の事業承継や金融機関による知財への融資を拡大・加速していくに当たり、金融機関による事業性評価等に有用であり、全国のよろず支援拠点において経営デザインシートを活用するなど、引き続き普及に努める。

また、1.(2)に記載のとおり、「事業性融資の推進等に関する法律案」が2024年通常国会に提出されており、有形資産に乏しいスタートアップ等の事業者の資金調達の円滑化に向けて、本法案の早期成立を目指すことが重要である。

地域経済の活性化に向けては、全国に設置されている地域知的財産戦略本部において、各地域の実情に合わせた知財支援を実施している。特許庁は2025年度までの3年間の「第3次地域知財活性化行動計画」を公表し、「ターゲットを意識した支援の実践強化と地域における価値創造の促進」、「中央と地域における中小企業に対する知財支援シナジーの創出」、「KPIの設定・共有と支援施策への活用」の3つの基本方針を示し、中小企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するための支援等を実施している。

また、2023年3月、特許庁・INPIT、日本弁理士会、及び日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を構築するための共同宣言が行われた。これにより、知財総合支援窓口に限らず、各支援機関も最大限活用していくことが重要であり、今後、各地域において知財の取得・活用を促進し、イノベーションを創出できるよう環境を整備し、スタートアップを含め広くその取組について周知・浸透を図ることが必要である。

さらにINPIT法の改正により、INPITの業務として新たに中小企業等に対する助言・助成業務や、改正産業競争力強化法（産競法）において新設された「特定新需要開拓事業者」への助言業務などが追加されたが、今後も随時、業務内容の見直しを図りつつ必要な手立て（支援策の充実化等）について検討をすることが求められる。

中小企業庁では「パートナーシップ構築宣言」に関する施策を進め、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携や、下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守に向けて取り組んでおり、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指している。2023年は本パート

ナーシップ構築宣言の実効性向上のため、宣言企業と下請企業の双方に対して、「知的財産取引」に関する設問も含めた取組状況調査を実施し、調査結果を宣言企業の代表者宛にフィードバックを行った。今後も知的財産取引に関するガイドラインの徹底に向けた取組が求められる。

(施策の方向性)

- ・ 「第3次地域知財活性化行動計画」に基づき、中小企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するための支援等を実施する。また、地方経済産業局・特許庁、INPIT、弁理士会地域会、各地商工会議所を主とした各地域の支援機関による知財経営支援ネットワークを通じて関係機関のネットワークの強化を図り、農水分野も含めた知財経営について、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ 知財経営支援を強化・充実化し、地域の稼ぐ力の向上につなげるため、地域の支援ネットワークの連携強化と地域企業のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域(知財経営支援モデル地域)の創出に向けた取組を実施する。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ 中小企業が知財を活かした経営戦略に基づいて持続的に成長し、自らの企業価値を高めるとともに、高めた企業価値が金融機関に適切に評価されるように、中小企業と金融機関が協力して将来像を描き、現状を分析した上で、知財・無形資産の観点を含めた経営戦略を構築するための支援を行う。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ スタートアップ・中小企業等へ経営デザインシートの活用を更に広げるなど、価値デザイン経営の普及実践エコシステムの構築に向けて取り組む。
(短期・中期) (内閣府(知財)、特許庁)
- ・ よろず支援拠点において、経営デザインシートの作成による長期ビジョンの検討に対する支援を行うなど、経営相談への対応において、その活用を図る。
(短期・中期) (中小企業庁、内閣府(知財))
- ・ 特許庁がハブとなり、各種啓発活動における事業紹介や合同セミナー開催等を通じて、INPITやJETRO等といった支援機関間の連携を高め、中小企業が海外展開するに当たって直面する知的財産に関する課題への支援を強化する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ パートナーシップ構築宣言等を通じて、知的財産取引に関するガイドラインの遵守を求めるとともに、契約書ひな形の普及・活用を図る。さらに、知的財産関連の取引問題に専門的に対応する知財Gメンによって、知的財産に関する取引実態を把握するとともに、「知財取引アドバイザーボード」を開催し、親事業者への指導・助言など必要な措置を講ずる。
(短期・中期) (中小企業庁、内閣府 (政策統括官 (経済財政運営担当)))

(現状と課題)

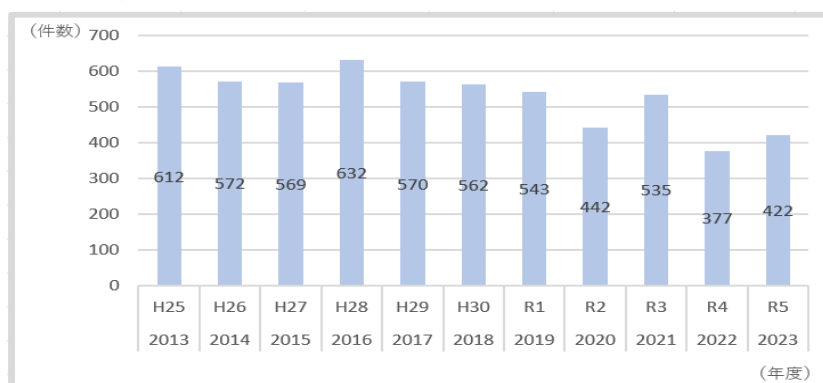
<農林水産分野の知財活用強化>

① 農林水産分野における知的財産の現状

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値なものを作る技術やノウハウ、我が国の食文化や伝統文化等の「知財」によって、他国に類を見ない特質・強みを有し、海外市場を獲得している。

海外市場での需要の拡大は、海外での日本ブランドの模倣品等の流通、我が国で開発された優良品種の海外流出、和牛の遺伝資源の不正な海外持出等の誘因となり、努力してきた地域の農林水産事業者や研究開発機関の利益や権利が損なわれるとともに、有力な海外市場を失う原因ともなる。こうした課題に対処するため、近年、農林水産分野及び食品産業分野における知的財産に関する総合的な戦略を定めた「農林水産省知的財産戦略 2025」に基づき、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の施行による家畜遺伝資源の知財としての価値の保護や流通管理の強化、種苗法による育成者権者の登録品種の海外持出制限や自家増殖の許諾制の推進、海外における品種登録等の支援の実施等の取組を進め、グローバル時代に即した制度作りに取り組んできた。

② 育成者権の保護



(資料) 農林水産省作成

図表 40 : 我が国で育成された品種登録出願件数の推移

我が国で育成された出願品種については、過去 10 年間の品種登録出願件数の動向をみると、図表 40 で示されるとおり、年によって多少の変動がみられるものの、全体として減少傾向にある。

こうした中、果樹等の優良品種の海外流出が顕在化しているが、これらの主たる育成者権者である公的機関等による登録品種の適切な管理や侵害対策の徹底には限界がある。また、国内では、新品種からの許諾料収入が低廉であることから品種開発への投資も難しいという点などが課題として挙げられる。

このため、育成者権者の意向を踏まえ、育成者権者に代わって、専任的に知財権を管理し、ライセンスや侵害の監視等の侵害対応を行う育成者権管理機関の取組を、2023 年 3 月、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が関係機関と連携して開始したところである。また、「海外ライセンス指針」を 2023 年 12 月に策定し、日本品種の無断栽培を実効的に抑止しつつ、国内農業振興・輸出促進に寄与する戦略的な海外ライセンスを推進している。

加えて、コロナ禍以降のオンライン取引の増加により、権利者が把握・管理しにくい匿名性の高い取引や非農業者の苗木の取扱が拡大し、新たな流出リスクとなっており、これらに対応した、種苗の管理が求められている。このため、農林水産省では、2024 年 3 月より、優良品種の管理・活用のあり方等について検討を行っている。

③ 地理的表示（GI）保護制度の普及

地理的表示（GI）保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知財として保護するものである。これにより、地域と結びついた製品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みを見える化し、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとして利用されている。

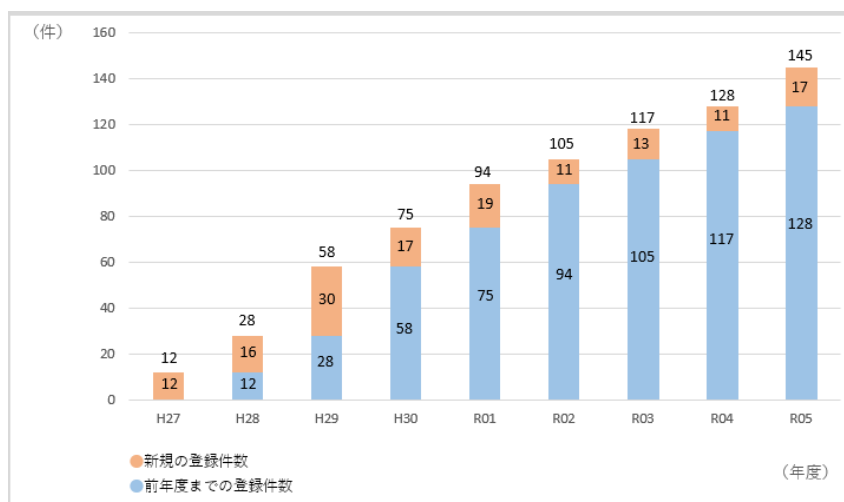
以前は、GI 産品は他産品との品質差を証明しやすく地域でまとまりやすい小規模・地場の伝統野菜等に偏り、知名度の高いもの、加工品、輸出志向の産品は僅かで、市場において目にする機会も限定的であり、GI の認知・価値向上が課題となっていた。

そこで、2022 年 11 月より、GI 制度の運用を以下のように見直し、所得・地域の活力の向上や輸出促進を更に後押しすることとした。

- 地域で守られるべき伝統産品から、加工品、海外志向の産品まで、多様な産品の登録につながるよう間口を広げるとともに、登録申請前及び登録後における地域の負担を軽減する。

○ GI を市場において目にする機会の増大に向けた戦略的なプロモーションを強化し、GI の認知・価値を高めていく。

また、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として設置されている「地理的表示保護制度活用支援中央窓口」(GI サポートデスク)において、専門家によるアドバイスを無料で実施している。



(出典) 農林水産省 HP「登録産品一覧」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 41 : G I の登録件数 (国内産品) の推移

登録件数は年々増加し、特に 2024 年は、17 件と登録件数が近年の中で多く、2024 年 3 月末時点での国内産品の登録件数は 145 件となった(図表 41)。

今後も引き続き、GI 制度の活用促進に向けた各種取組を着実に進める必要がある。

④ 食料・農業・農村基本法の見直し

農林水産省は、2024 年通常国会において改正された「食料・農業・農村基本法」の中で、その基本理念として、「生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展」を追記し、その基本的施策の 1 つとして「農産物の付加価値の向上 (知財保護・活用等)」を掲げるなど、知財重視の姿勢を明らかにした。

引き続き、農林水産・食品分野の国際競争力強化と付加価値向上を図るために、知財の戦略的な創出・保護・活用に向けた取組を進めていく必要がある。

(施策の方向性)

- ・ 農業・食品産業全体における知財マネジメント能力の強化に向けて、教育カリキュラムの検討やセミナーの試行を支援し、現場での取組に助言

できる専門人材の育成・確保や、農業・食品産業関係者全体の知財意識向上を推進する。また、知的財産を有効に活用した企業等の表彰に向けた調整を進め、優良事例の横展開による農業・食品分野における知的財産保護・活用能力の向上を目指す。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 我が国の植物新品種の海外での保護・活用に向け、海外での育成者権の取得や侵害対応等への支援、税関当局との連携による育成者権侵害種苗の持ち出し防止を図り、育成者権者による登録品種の適切な管理を進める。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 育成者権者に代わって、海外への品種登録やライセンスによる実効的な侵害対応を行う育成者権管理機関の取組を推進する。その一環として、早期の法人化のほか、海外ライセンス指針に則し、海外からのロイヤルティ収入を新品種開発に投資するサイクルや、輸出先国における周年供給モデル構築により輸出促進に寄与するライセンスの実現に向けた取組を後押しする。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 戦略的な海外ライセンスの実効性を確保するために、足下の国内における優良品種の取引や栽培技術の管理を徹底する。特に、オンライン取引の増加による非農業者の苗木の取扱拡大をはじめとする昨今の取引実態の変化といった新たな流出リスクに対応するため、優良品種の苗木の生産や取引を厳格に管理するシステムを充実させるとともに、苗木業者等の意識・管理能力の向上などの知財人材の育成等を推進する。このほか、育成者権者による管理や権利行使の実効性の向上に向けて、制度的枠組みの整備も含め総合的に検討する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 海外において、我が国の品種を適切に保護していくため、日本のイニシアチブで設立した東アジア植物品種保護フォーラムの活動等を通じて、東アジア諸国をはじめとした品種保護制度が十分に整備されていない国々での品種保護制度の整備と UPOV 条約加盟を促すとともに、審査協力や出願様式の共通化等に取り組む。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 我が国の植物新品種の海外での保護・活用に向け、海外で日本の品種登録に係る特性調査データが活用され、日本の品種が適切かつ迅速に登録されるよう審査基準の国際調和を進める。特に、果樹等の品種の早期権利化に資するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗

管理センターにおいて果樹等に係る国際基準に即した特性調査の実施体制を順次整備するほか、品種登録審査の効率化に向け、海外で利用が進む遺伝子情報等の活用に資する国際的な技術開発状況を調査する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農林水産業関係者の所得・地域の活力の向上や輸出促進に更に貢献するため、地理的表示 (GI) 保護制度の認知度向上、食品産業・他産業との連携、加工品や輸出向け産品を含む多様な産品の登録を推し進める。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 海外における日本の農林水産物・食品のブランド産品の模倣品等の流通を防ぐため、外国との GI の相互保護の枠組みづくり及び海外 EC サイトの調査、農林水産物・食品の模倣品疑義情報相談窓口の運用等を通じた不正使用の侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、外務省、特許庁) 【再掲】

- ・ GI 保護制度の活用促進のため、GI 申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、GI 産品販路拡大等の GI の市場における露出拡大を図る取組を支援する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 「家畜改良増殖法」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に基づき、家畜遺伝資源の知財としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適正化を図るため、以下の取組を推進する。
 - 1) 和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約のひな形の普及について、家畜遺伝資源生産事業者への普及は定着したことから、その下流の関係者への普及に引き続き取り組み、不正競争防止を図り、知財としての価値の保護を推進する。
 - 2) 全国の家畜人工授精所に対する立入検査を継続して実施するとともに、家畜人工授精師等に対する研修会の開催等により、法令遵守の徹底を図り、流通管理の適正化を推進する。
 - 3) 家畜人工授精所からの報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のための全国システムの運用及び機能強化を図り、電子化を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農林水産・食品分野における国際標準等の戦略的活用に向け、関係省庁が連携・協力し、関連独立行政法人等とともに、標準化活動を推進する。また、標準化ニーズが適切に実現されるよう、地域の関係機関同士の連携による連絡・情報共有・相談に係る体制を着実に運用する。

(短期・中期) (農林水産省、経済産業省)

- ・ 農業機械について、メーカーやシステムの垣根を越えたデータ連携を

実現するため、2020 年度に「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」を策定し、トラクター、コンバイン等の農業機械において位置情報や作業時間等を取得するオープン API を整備した。さらに、穀物乾燥機、施設園芸機器及び病害虫の予察情報における営農に資するデータ項目について、データ形式の標準化、データの利用権限等の取扱いルールを策定を実施した。また、農業機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータを、農業者等が現在利用している農業機械メーカーが提供するシステム以外でも利用できるようにするため、2022 年度以降農林水産省の補助事業等を通じてトラクター、コンバイン、田植機の導入等を行う場合は、オープン API を整備しているメーカーのものを選定することを補助金等の要件とした。2024 年度以降も引き続き、データ形式の標準化等の取扱いルールの策定、異なる種類・メーカーの機器から取得されるデータの連携実証を行うとともに、新たに、これまで実装・公開したオープン API を活用した新たなサービス開発によるサービス事業者の育成・機能強化に対する支援を通じてオープン API の整備・活用を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 我が国農業の国際競争力の向上等に向けて、公的研究機関等を対象とし、成果の効果的な社会実装のための知財マネジメントを推進する。知財マネジメントの普及・啓発に向けて、知財専門家による相談対応や農林水産研究における知財の保護・活用に関するセミナーを実施するとともに、より実践的な知財マネジメント強化に取り組もうとする公的研究機関等へ重点的な支援活動を行う。

(短期・中期) (農林水産省)

4. 高度知財人材の戦略的な育成・活躍

我が国の知財エコシステムのあらゆる場面において鍵となるのは、それを支える人材である。内閣府ではこれまで、「知的財産人材育成総合戦略」(2006 年 1 月)、「知財人財育成プラン」(2012 年 1 月)等を公表し、知的財産人材育成に関する重点課題について具体的な施策を講じてきた。

ここで知財人材と言った際、「知的財産人材育成総合戦略」においては専門性の程度に応じて「知的財産専門人材」、「知的財産創出・マネジメント人材」、「裾野人材」の分類分けによる人材像が提示され(図表 42)、人材育成策が検討されてきた。

分類	例
知的財産専門人材	知的財産の保護・活用に直接的に関わる人材 (例：企業における知的財産担当者、弁理士、弁護士、知的財産関連事業スタッフ、産学連携従事者、行政・公的機関における知的財産担当者)
知的財産創出・マネジメント人材	知的財産を創造する人材 知的財産を活かした経営を行う人材 等 (例：企業・大学・公的機関等の研究者や技術者、企業の経営者・経営幹部、コンテンツのクリエイター、コンテンツビジネス等のプロデューサー、標準化の従事者)
裾野人材	知的財産に関する一般的な知識を保有することが期待される人材 知的財産を将来創造することが期待される人材 等 (例：一般社会人、学生・生徒)

(出典) 知的創造サイクル専門調査会「知的財産人材育成総合戦略」より引用

図表 42：知的財産人材の多様性

「知的財産人材育成総合戦略」が公表されて以降も、日本を取り巻く経済環境はグローバル化、デジタル化などの進展により大きく変化し、熾烈な国家・企業間競争において AI 技術に代替されない国際競争力を維持する上で独自の知恵や技術、コンテンツ等の知的財産を創造し保護及び活用する人材の必要性はこれまで以上に高まっている。また、人材育成を企業におけるかけがえのない財産（資産）形成のためのプロセスとして捉え、単なる経費ではなく継続的に資金投入（投資）する姿勢がより一層、求められている。

そのため、高度知財人材の戦略的な育成や活躍に向けて、これまでの経済環境の変化や知財を取り巻く情勢を踏まえ、対応策を検討する必要がある。

（１）研究開発における人材育成・流動化

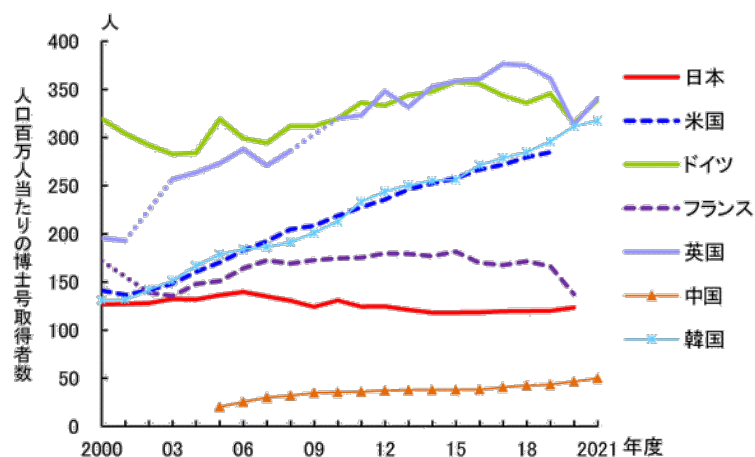
（現状と課題）

イノベーション創出・促進における知財エコシステムの構築に当たっては、「知的創造サイクル」の活性化や好循環の促進が必要であり、このサイクルを支える高度知財人材の戦略的な育成・活用は重要な要素である。

特に、博士号取得者に代表される独自の発想を持ち競争力ある研究者の活躍は、知的財産の創造に不可欠であるが、我が国における博士号取得者の人口

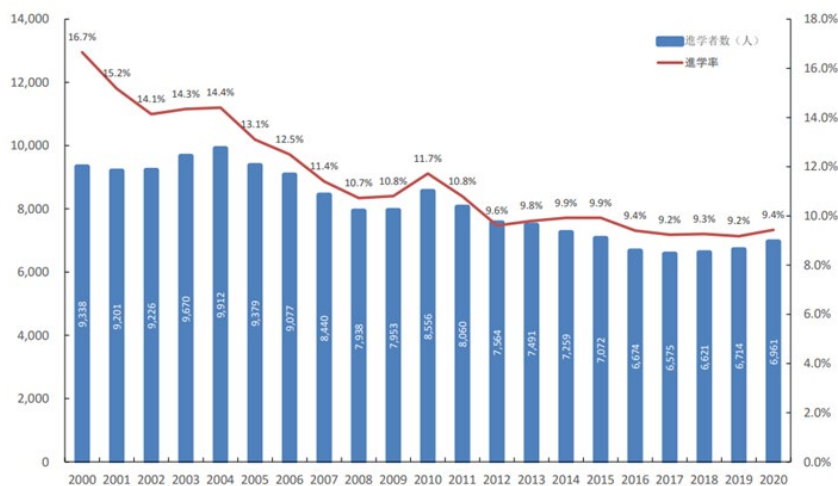
比率³¹や進学率³²は近年相対的に低下してきたこともあり、主要国の中で日本のおかれている状況は厳しさを増している（図表 43 及び図表 44）。

こうした状況の背景には、我が国における博士人材の活躍の場が限定的である点が挙げられる。例えば、（一社）日本経済団体連合会のアンケート結果（「博士人材と女性理工系人材の育成・活躍に関するアンケート結果」2024年2月20日公表）によれば、会員企業の雇用の状況として全産業では理系の博士人材を200人以上雇用している企業が2割である一方、49人以下と回答した企業が5割近くを占めている。



（出典）科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2023」

図表 43：人口 100 万人当たり博士号取得者（博士人材）の推移



（出典）文部科学省 科学技術・学術審議会人材委員会（第 91 回）資料（2021 年 4 月 28 日）抜粋

図表 44：修士課程修了者の進学者数・進学率の推移

³¹ https://www.nistep.go.jp/sti_indicator/2023/RM328_34.html

³² https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt_kiban03-000014622_4.pdf

これまで政府は、2021年に「第6期科学技術・イノベーション基本計画」を策定し、「希望する全ての優秀な博士人材が、アカデミア、産業界、行政等の様々な分野において正規の職を得て、リーダーとして活躍する展望が描ける環境を整備する」ことを示し、博士人材の多様なキャリアパスの実現に向けた、各分野における取組を促してきた。

文部科学省では、博士課程学生支援策として博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保のための支援（SPRING）やRA（リサーチ・アシスタント）支援充実など様々な施策を講じてきたところであり、各大学においても授業料免除制度を有するなど、個別に学生支援を行っている。また、競争的研究費の公募に際しては、「博士課程学生の処遇の改善」に関する項目を設けるなど、博士後期課程学生に対する経済的支援の充実化への配慮を求めている³³。

そして文部科学省は、2024年3月26日に「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を公表し、2040年における人口100万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げる（2020年度比約3倍）とする大目標を掲げ、博士人材がアカデミアのみならず、多様なフィールドで活躍する社会の実現を目指した取組を進めていくこととしている。

産業界向けに文部科学大臣から「博士人材の活躍促進に向けた企業の協力等に関するお願いについて」が示され、産業界における積極的な取組による博士人材を取り巻く現状の改善を促している。

【博士人材の活躍促進に向けた企業の協力等に関するお願いについて】

- ① 博士人材の採用拡大・処遇改善
- ② 博士人材の採用プロセスにおける海外留学経験の評価促進
- ③ 博士後期課程学生を対象としたインターンシップの推進
- ④ 博士人材の雇用に伴う法人税等の税額控除の活用促進
- ⑤ 奨学金の企業等による代理返還制度の活用促進
- ⑥ 従業員の博士号取得支援
- ⑦ 企業で活躍する博士人材のロールモデルの選定と情報提供

経済産業省では、産業界側の取組を促すべく、高度研究人材を採用し試験研究を行う場合、一定の条件により、その高度研究人材の人件費の額の20%税額控除することができる制度を2023年に導入をした³⁴。また賃上げ促進制度

³³ 令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（学術変革領域研究（A・B）・特別研究促進費）

https://www.mext.go.jp/content/20240412-mxt_gakjokik-000035186_01.pdf

³⁴ https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/R5gaiyou.pdf#page=22

を強化し、教育訓練費が前年度比 10%以上増えていることを条件に税額控除率を 5% 上乗せする制度（中小企業の場合は前年度比 5% 以上増加により税額控除率を 10% 上乗せ）³⁵を進めるなど、高度人材の雇用やその育成に向けた支援策の充実化が進められている。

人事院では、高度人材の採用に向けた対応を進め、2022 年には博士課程修了者等の初任給基準の見直し等、給与制度の改正を行った³⁶。

同様に産業界においても 2023 年 2 月、（一社）日本経済団体連合会が博士号取得者の更なる活躍に向けた提言（「博士人材と女性理工系人材の育成・活躍に向けた提言」³⁷）を公表し、高度専門人材に対する企業側の行動変容を促している³⁸。

本提言では、企業及び産学連携による具体的な取組として、求める人材像の明確化、採用におけるインターンシップの充実や通年採用の推進、適切な処遇、従業員の大学院進学への促進・支援等を提示し、積極的な対応を進めようとしている。その上で、大学・政府に求める取組として、博士課程学生に対する経済的支援やジョブ型研究インターンシップの推進・普及と言った施策を促すなど、産学連携による取組に加えた項目を提示している。

これらの取組を受け、博士後期課程在学者数は 2023 年に過去最高の約 7.58 万人となっている。また博士号取得者の活躍の場として産業界を含め幅広くキャリアパスの整備を実施することも進められ、企業インターンシップの実施、企業研究者等との交流会の実施、メンター制度の導入など各大学において工夫がなされることで、2023 年の就職者数・就職率は共に増加し、1.1 万人、70.2% となり、就職率は過去最高となった。

このように、政府、大学、産業界の取組が進められているところ、博士人材の将来の不安を取り除くべくキャリアパスの見通しが立ちやすい環境を整備し、経済的な支援、就業支援などが有機的に機能することで、より博士人材が我が国におけるイノベーション人材としての柱として活躍できる環境が整い、博士号取得者数の増加など高度人材層の拡充へとつながる。

今後は、博士人材の採用面での充実化も含め、各主体が円滑な意思疎通による連携が図られることで、博士人材の更なる活躍が実現することが期待される。

³⁵ 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の 0.05% 以上である場合に限り、適用可能。

³⁶ https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2211/kisokukaisei221118.html

³⁷ <https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/014.html>

³⁸ さらに（一社）日本経済団体連合会では「採用と大学教育の未来に関する産学協議会 2023 年度報告書」（2024 年 4 月 23 日公表）において、博士（前期・後期）課程の人材の活躍と大学院教育の充実に向けて、博士人材に対する経済的支援の拡充、大学院教育、採用選考における改善、企業・大学間の人材流動性の向上と共に、質の高いインターンシップの実現に向けた検討内容をまとめている。

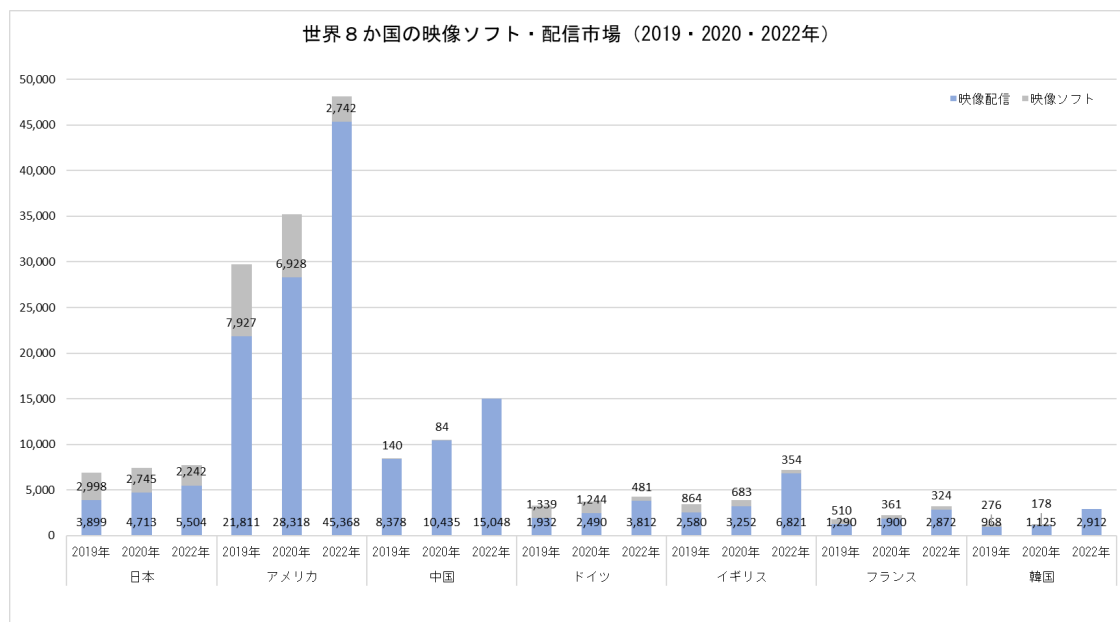
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/036.html>

(施策の方向性)

- ・ 我が国の博士号取得者数の増加等を目指し、博士後期課程学生の処遇向上等に加え、産業界における採用拡大など博士人材が社会の多様なフィールドで活躍する社会の実現に向けて、博士人材の民間企業における活躍のための手引き・ガイドライン(仮)、博士人材の活躍状況の透明化、博士課程学生に対するキャリア支援体制、ジョブ型研究インターンシップ等について産業界とも連携して検討を行う。
(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)
- ・ 産業界と大学が連携して大学院教育を行い、博士後期課程において研究力に裏打ちされた実践力を養成する長期有給インターンシップ(ジョブ型研究インターンシップ)を2021年度より実施している。博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの構築に資する取組として、本制度が産業界や大学において積極的に活用されるよう推進する。
(短期・中期) (文部科学省)
- ・ 博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保(SPRING)として、優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援(生活費相当額及び研究費)及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備(企業での研究インターンシップ等)を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。
(短期・中期) (文部科学省)

(2) コンテンツ開発や利活用における人材育成 (現状と課題)

世界では、映像や音楽を中心に、ソフト市場が減少傾向にある一方、配信が伸びており、配信プラットフォームによるコンテンツ提供が主流となっている。

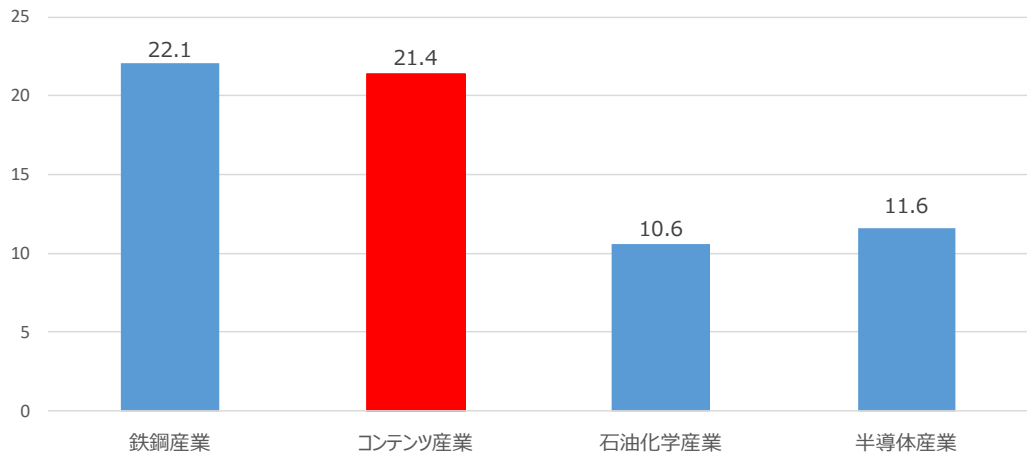


(出典)「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2023」(株)ヒューマンメディア)を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 45 : 世界の映像ソフト・配信の市場と動向

我が国のコンテンツ産業は、こうした変化に対応し、ビジネスモデルの変革や産業全体の構造改革を進めることにより、市場ニーズを的確に捉え、サービスを提供できるようにする必要がある。

その実現のためには、コンテンツ開発や利活用に関わる人材の育成が重要であり、コンテンツ分野においても、「イノベーション」が重要となる。すなわち、新しいIPの創出、制作手法やプロセスの変革、そして、新しいビジネスモデルの創出などをけん引できる人材が求められる。



(注1) コンテンツ産業は2020年、その他は2021年のデータ

(注2) コンテンツ産業は、映像・音声制作・配給+新聞+出版+放送の合計（※ゲーム・オンライン広告は含まない）

(出典) それぞれ次の資料等を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

鉄鋼産業：経済産業省 2022 年「経済構造実態調査（製造業事業所調査）産業別統計表」

コンテンツ産業：総務省・経済産業省 2021 年「2020 年経済構造実態調査（乙調査）」
経済産業省 2021 年「情報通信業基本調査」

石油化学産業：経済産業省 2022 年「経済構造実態調査（製造業事業所調査）産業別統計表」

半導体産業：経済産業省 2022 年「経済構造実態調査（製造業事業所調査）産業別統計表」

図表 46：日本のコンテンツ産業とその他産業との就業者・従業者数比較

そのためにも、海外派遣も含めた異才／クリエイターの育成のための枠組みの構築や、最先端のデジタル技術を使いこなすデジタルクリエイターの育成に取り組む必要がある。

また、留学も含め、実践的なプロデューサーを育成強化していくことが求められるとともに、ゲーム、アニメ、マンガ、実写、音楽、舞台芸術、アート等の分野ごとに求められるスキルに見える化が図られ、それらに対応した高等教育による学修機会が提供されることが必要である。併せて、スキルに応じた処遇の確保及び待遇の改善が、コンテンツ業界において積極的に取り組まれることも必要である。

さらに、コンテンツ産業を支える人材の強化のため、他の国・地域との比較においても遜色ない制作環境や、能力ある者にとって魅力ある就労環境を整備することも必要である。その際、国際水準ベースのデジタル化・DX化の推進のほか、慢性的な長時間労働の是正やコンプライアンスの徹底を進めていく必要があることは、論を待たない。

このように、コンテンツ開発や利活用に関わる人材の育成については、クリエイターやプロデューサー人材を含め、求められる役割に応じた人材の育成が必要であることや、コンテンツ業界において、そのような人材を受け入れ、育

てる環境の整備等が求められることに留意しつつ、施策を重層的に推進していくことが必要である。

なお、クリエイターやプロデューサー人材については、日本人に限られるものではなく、外国人を積極的に活用する視点も重要である³⁹。

(施策の方向性)

- 海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦を支援し、育成体制を強化するため、ゲーム、アニメ、マンガ、実写、音楽、舞台芸術、アートなどをはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画、交渉、制作、発表、海外展開までの一体的な活動について、複数年にわたって弾力的に支援する。

(短期・中期) (文化庁)

- コンテンツ産業の競争力強化に向け、クリエイター等(デジタルクリエイターを含む。)の発掘・育成、活躍の機会拡大等に向けた取組を支援する。また、制作に携わるスタッフの能力向上、制作技術や海外展開に向けたコンテンツの制作・流通等のノウハウの習得⁴⁰、海外向けコンテンツの資金調達や管理等を含むプロデュース人材やマネジメント人材の育成、コンテンツ産業のDX化を進める人材など、最先端の技術動向等を踏まえた人材育成(海外への留学によるものを含む。)を支援する。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省、総務省、関係府省)

- コンテンツ制作・流通における最新のデジタル技術の活用促進やイノベーションを通じた活性化を図るため、最新技術を活用したコンテンツ制作・流通のサービス提供やクリエイターのビジネスサポートを行うスタートアップ等の支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省、関係府省)

- コンテンツ業界における適切な人材育成のために、産業界において明確化した各ジャンルにおいて求める人材・スキルに関するミスマッチの状況などの実態について、官民が連携して改善のための方策の在り方を検討する。また、産業界のニーズに応じて、大学など高等教育機関等におけるコンテンツ産業を支える人材育成強化のための取組を支援する。

(短期・中期) (経済産業省、文部科学省、文化庁、関係府省)

- 著作物の利用に係る契約をサポートするため、契約書の標準的ひな型の提供を行う「著作権契約書作成支援システム」や著作権に必ずしも精通していない方々向けの「誰でもできる著作権契約マニュアル」の公開等

³⁹ この点について、例えば、アニメや実写などの映像分野については、日本国内において、グローバルプラットフォームの動画コンテンツのプロダクションのハブ化を目指すべきであるとの意見があり、これにより国内外から優秀な人材が集まることが期待される。

⁴⁰ 放送コンテンツについては、4K技術等の制作技術のノウハウ習得支援を検討している。

通じて、フリーランスのクリエイター等を支援する。

(短期・中期) (文化庁)

- 文化芸術分野の適正な契約関係の構築に向け、2022年7月に公表した契約書のひな型を含むガイドライン⁴¹の普及・啓発を行うとともに、研修会の実施や相談窓口の設置等の具体的な取組によって、フリーランスの芸術家等を含む文化芸術関係者の事業環境の改善に向けた取組を進展させる。

(短期・中期) (文化庁)

- コンテンツ産業における取引適正化を図るため、下請法⁴²に関するガイドライン(広告、放送コンテンツ、アニメーション制作業等)などについて、必要に応じて見直すとともに、2024年秋に施行されるフリーランス・事業者間取引適正化等法⁴³と併せ、幅広く周知を行い、遵守の徹底を図る。

特に映画産業については、民間が取り組む「日本映画製作適正化認定制度」(映適)等の仕組みについて、その進捗や効果を注視する。また、放送コンテンツについては、ガイドライン⁴⁴の改訂を行い、クリエイターへの適切な対価還元のために必要な取引・製作環境を整備する。

これらの取組により、現場のエコシステムにも配慮しつつ、実効性あるものとして、優秀な人材が働きたくなるような労働環境の改善、処遇・待遇の改善を図る。

(短期・中期) (内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、総務省、経済産業省)

- クリエイターの適切な収益の確保に向けて、クリエイターが事業展開する際の契約作成などに関する課題について、弁護士等の専門家による個別支援を行う相談窓口の体制を強化する。

(短期・中期) (文化庁)

- クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組等の分野における実演家と芸能事務所・プロダクションとの取引等の実態の把握をはじめとして、事業者団体、レコード会社、放送事業者との関係等についても調査を実施する。調査結果を踏まえて、優越的地位の濫用防止等に関する独占禁止法上及び競争政策上の具体的な考え方を明確にする指針を策定する。

(短期・中期) (公正取引委員会)

⁴¹ 「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」。

⁴² 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)。

⁴³ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)。

⁴⁴ 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」。

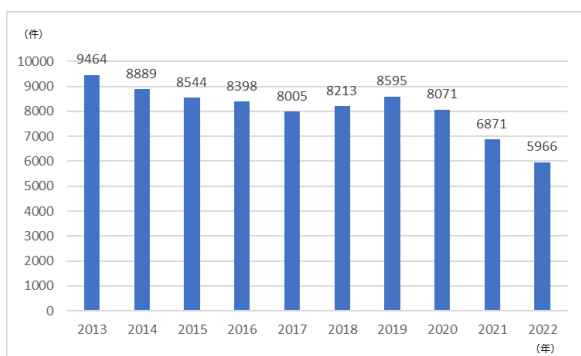
(3) 知財活用を支える人材基盤の強化

① 裾野の広がり

(現状と課題)

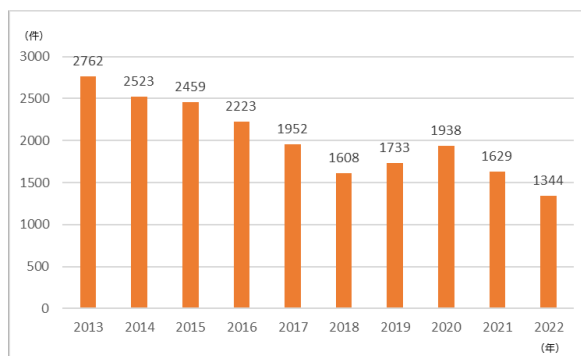
イノベーションの社会実装を推進する上で、その担い手となる人材の裾野を広げることの重要性は論をまたない。

一方、個人の出願件数の状況を見ると、過去10年間にわたり商標は増加してきたのに対して、特許、実用新案、意匠は減少又は横ばい傾向が見てとれる。また、その支援者である弁理士についても近年、志願者及び合格者は減少傾向となっている。これら状況から、知財に関わる人材のなり手は将来的に縮小傾向にあり、裾野拡大に向けた積極的な対応が求められると言える。



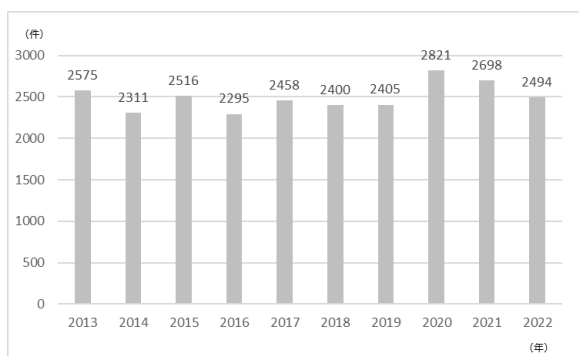
(出典) 特許庁 HP「年次報告書 2023」

図表 47：個人による出願件数（特許）



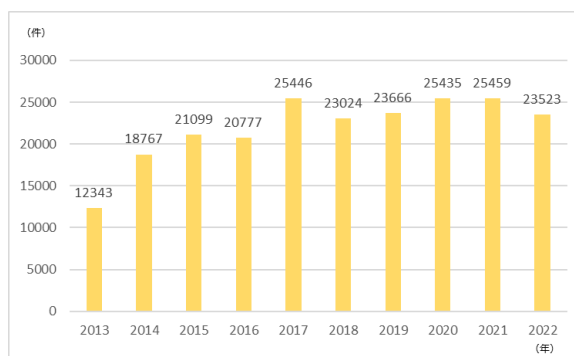
(出典) 特許庁 HP「年次報告書 2023」

図表 48：個人による出願件数（実用新案）



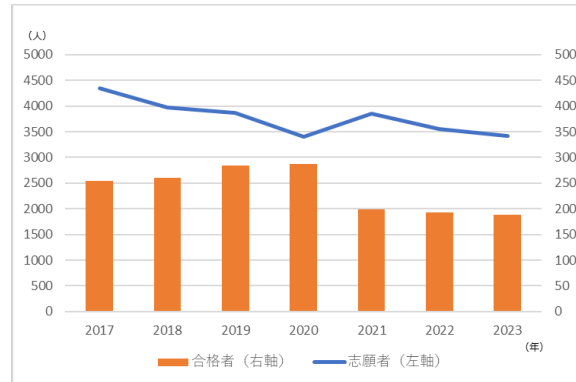
(出典) 特許庁 HP「年次報告書 2023」

図表 49：個人による出願件数（意匠）



(出典) 特許庁 HP「年次報告書 2023」

図表 50：個人による出願件数（商標）



(出典) 特許庁 HP「弁理士試験統計」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 51：弁理士試験志願者数及び最終合格者数

それに向けた基本的な出発点としては、知財に対して関心を持ってもらい、関連する知識や経験を育み発展させるための教育環境の充実化が求められる。

政府はこれまで、「知財創造教育」の普及を目的とした「知財創造教育推進コンソーシアム」を開き、2021年3月に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクションプランを取りまとめた。それにより現在、地域主導型の地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践を進めている。

例えば中国地域においては域内の教育機関、企業、県等において小中高向けの出前授業、ワークショップ開催及び支援活動など、活発な取組がなされている。また大学においては、文部科学省が知財教育に関連する「教育関係共同利用拠点」として認定した山口大学より他大学への知財教育のカリキュラム等の展開が進められ、大阪工業大学では、「知的財産学」の教育課程を編成する際の参考とすることを目的とした「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を2022年2月に作成・公表している。

そして、知財に関する実務能力を体系化した指標として知財人材スキル標準(2017年改訂)があり、この知財人材スキル標準に準拠した国家試験である知的財産管理技能検定が企業等における知財人材の育成において活用されている。

さらに他の取組として、文部科学省・特許庁・日本弁理士会・INPITでは例年、生徒や学生等の知財マインド向上を目的に「パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト」を共催している。INPITでは「知財力開発校支援事業」により専門高校及び高等専門学校の生徒・学生の知財の創造・保護・活用全般にわたる知財マインドを育成し、一般財団法人工業所有権協力センター(IPCC)では「特許検索競技大会スチューデントコース」を通じて特許情報に関する知識・技術の習得を目指す学生の意識向上を図り、そして、公益社団法人発明協会では「学生児童発明くふう展」や「未来の科学の夢絵画展」によ

り学生等の創造性を育むべく取り組んでいる。

これらを含め、今後もなお一層の知財創造教育及びそれに類する活動の普及・実践を進めることにより、広く知財に対する関心を持つ学生等が増えることで、より裾野の拡大につなげることが求められる。

(施策の方向性)

- ・ 知財教育に関する「教育関係共同利用拠点」として認定された大学の知財教育のカリキュラムや導入プロセスを、知財教育の導入を検討している大学に対して共有することで、当該大学における知財教育の教育課程への円滑な導入を推進する。
(短期・中期) (内閣府 (知財)、文部科学省)
- ・ 教育現場と地域社会とをつなぐ地域連携拠点となる地域コンソーシアムにおいて知財創造教育を普及・推進できるよう、支援を行う。
(短期・中期) (内閣府 (知財))
- ・ 企業や学校等において知財に関する意識向上を図るため、知的財産管理技能検定などの知財関連資格の取得を推奨する。
(短期・中期) (内閣府 (知財)、特許庁)
- ・ 著作権制度の基礎知識が学べるよう、著作権 Q&A 集をリニューアルし、効果的な普及啓発を行う。
(短期・中期) (文化庁)
- ・ 次世代科学技術チャレンジプログラム、未踏事業などの仕組みを活用し、独創的な発想力を持つ人材の発掘・育成に取り組むとともに、高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援する。
(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)
- ・ 新たなデジタル技術の急速な発展等を踏まえ、著作権制度に関する一般的な知識のみならず、著作権を巡る社会の動きや Web3.0 関連技術等のデジタル技術と著作権との関係などの視点を取り入れつつ、広く国民に向けたセミナーや学習教材の作成により著作権に関する普及・啓発を行う。また、クリエイターを含む全ての国民が日常的に著作権を意識できるよう、関係団体等と連携した効果的な普及啓発活動について検討する。
(短期・中期) (文化庁)
- ・ 知財創造教育の普及・実践を推進するために、専門高校及び高等専門学校を対象に行われていた「知財力開発校支援事業」を普通科高校に拡充したことを受け、高校及び高等専門学校の生徒・学生の知財の創造・保護・活用全般にわたる知財マインドの育成をより広く支援する。
(短期・中期) (特許庁)

- ・ アントレプレナーシップ教育の場における知財に関する教育の効果的な手法について調査する。課題解決に取り組む力や創造力を醸成するアントレプレナーシップ教育の一環として知財に関する教育を行うことによって、知財の知識に加え実践的応用力を身につけることができる教育の提供を目指す。

(短期・中期) (特許庁)

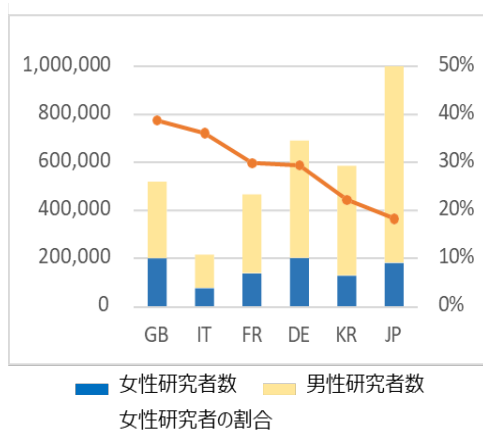
- ・ 農業・食品産業全体における知財マネジメント能力の強化に向けて、教育カリキュラムの検討やセミナーの試行を支援し、現場での取組に助言できる専門人材の育成・確保や、農業・食品産業関係者全体の知財意識向上を推進する。また、知的財産を有効に活用した企業等の表彰に向けた調整を進め、優良事例の横展開による農業・食品分野における知的財産保護・活用能力の向上を目指す。

(短期・中期) (農林水産省) 【再掲】

② オープンイノベーションを支える人材の多様性 (現状と課題)

イノベーションを創出する人材を支える環境として、多様性（ダイバーシティ）や包摂性（インクルージョン）が注目されているところ、例えば多様性の指標の一つである女性研究者の割合を見ると、日本は主要国に比べ低い（図表 52）。

また、多様性の取り込みについて、経営層の多様性スコア（性別、年齢、出身国、キャリアパス、他の業界で働いた経験、学歴の6要素で測定）が平均以上の企業は、全体に占めるイノベーションによる売上高⁴⁵の割合が大きいとの報告（図表 53）がなされるなどポジティブな影響が知られている。このように、我が国においてイノベーション進展を実現するためには、多様性の確保とその価値観そのものを認める包摂性の浸透がより進展することが望まれる。

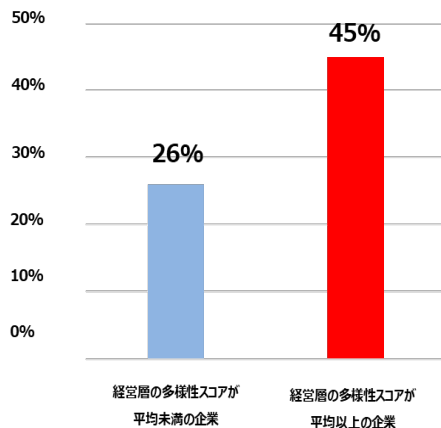


※日本は 2023 年の数値、イタリア・フランス・ドイツ・韓国は 2021 年の数値、英国は 2017 年の見積値。

(出典) 日本は 2023 年 (令和 5 年) 科学技術研究調査、その他の国は OECD Main Science and Technology Indicators に基づき、特許庁作成

図表 52 : 女性研究者の数及び割合の国際比較

⁴⁵ 過去 3 年以内に市場投入された新製品・サービスの売上高を指す。



(注1) 8カ国(米国、フランス、ドイツ、中国、ブラジル、インド、スイス、オーストリア)における様々な業種や規模の企業を対象に調査。

(注2) Blau インデックスのダイバーシティの6要素(性別、年齢、出身国、キャリアパス、他の業界で働いた経験、学歴)の平均で測定。

(出典) 第7回産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会(2022年4月12日開催) 資料より引用

図表 53 : イノベーションによる売上高が全体に占める割合

その様な中、産業界においては多様な人材の活躍推進の観点から取組が進められている。(一社)日本経済団体連合会では「博士人材と女性理工系人材の育成・活躍に向けた提言」(2023年2月公表)において、女性理工系人材の育成・活躍を重要課題と位置づけてロールモデルの一層の周知などの具体的施策を推し進めており、個別企業においても、例えば NEC では活躍する女性キャリアや、女子学生向けの理系キャリアなどの紹介に取り組んでいる⁴⁶。

また、特許庁では、知財エコシステムで活躍する女性人材の事例とマネジメント層の考え等に関する情報を取りまとめた「Diversity & Innovation～知財エコシステム活性化のカギとなる女性活躍事例～」(2024年5月公表)を作成している⁴⁷。

このように、異なる属性(性別、年齢、国籍、価値観等)を有する人材の多様性の強みを生かしつつ、その多様な人材が組織内で活躍できる包摂性の絶え間ない改善が行われることが必要である。

(施策の方向性)

- 2024年度内に、環境問題、ジェンダー平等、貧困問題等の社会課題を解決して豊かな社会の実現に取り組むソーシャル・イノベーター、特に、知的財産にまだ馴染みのないようなスタートアップや非営利法人、女性や若者などの多様なプレイヤーが、知的財産やビジネスに精通した専門家からなるチームによるメンタリング支援を受け、知的財産の活用を通じ、他者と共創によって社会課題を解決していくための事業を行う。また、

⁴⁶ <https://jpn.nec.com/recruit/women-careers/index.html>

https://jpn.nec.com/cybersecurity/topics/2023/PR005_ksec.html

<https://wisdom.nec.com/ja/series/future/2020121101/index.html>

⁴⁷ <https://www.meti.go.jp/press/2024/05/20240517001/20240517001.html>

関係者等が、継続的につながりあい、社会課題を解決する新たな取組を生み出していくためのコミュニティ運営を実践する。これらの活動を通じて、社会課題解決における知財のあり方を検証するとともに、2025年に開催される大阪・関西万博を通じて世界に情報発信するための準備を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 多様性と包摂性を推進する動きが、国際的に加速しているなか、世界の知財庁・関連機関や国内の知財制度ユーザー団体と連携を深めながら、多様性と包摂性を高めるためのネットワークの形成と環境整備を進める。2025年に開催される大阪・関西万博に向けて、知財における多様性と包摂性の推進について情報発信するための準備を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 組織に多様な人材が包摂される環境が、イノベーションや発明の創出・活用に与える影響について調査する。特に、知財エコシステム内の幅広い組織に属する発明者から、発明者が所属するチームや職場の多様性・包摂性(取組状況等)がイノベーションや発明の創出に影響を与えた事例を収集し、得られた知見を発信する。

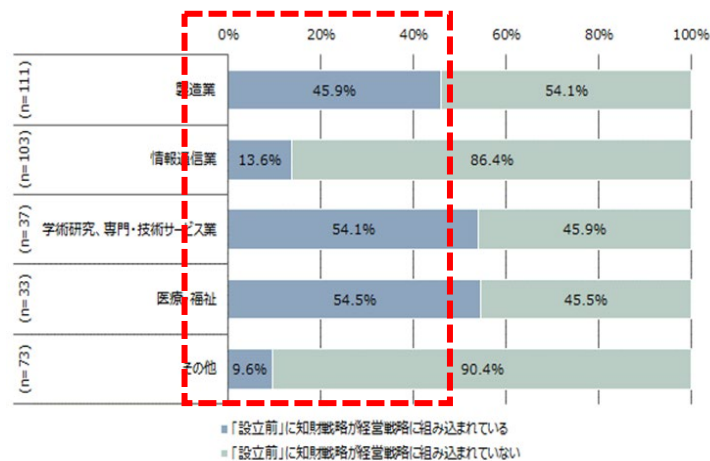
(短期・中期) (特許庁)

③ 知財戦略支援人材

(現状と課題)

「スタートアップ育成5か年計画」(2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定)が掲げられる現在、スタートアップの事業化に向けた知財戦略の構築を支援する人材が重要視されている。

しかしながら、日本では、スタートアップの知財戦略の構築を支援できる人材(知財戦略支援人材)が不足しているのが現状であり、十分な支援ができない状況も起因して、例えばスタートアップ設立前においては経営戦略に知財戦略の組み込みができていない企業は半分程度となっている(図表54)。



(出典) 特許庁「スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究報告書」(令和4年5月)

図表 54：業種別にみた設立前に経営戦略に知財戦略が組み込まれていた割合

経営戦略への知財戦略の組み込みに際しては知的財産の適切な評価を前提とするが、従来から「知的財産の評価は、一部の知的財産を除き、それ単体の評価は困難であり、事業性とセットで考慮する必要がある。加えて、知財はその使用者を選ぶ性質があることも留意をする必要がある」という考え方や⁴⁸、また、「知財は、経営戦略資源の1つであり、価値創造メカニズムに組み込まれることにより、新たな社会的価値や経済的価値の創出に貢献するものである」との考え方が示されてきた⁴⁹。

また、経営戦略に合った知財戦略を構築・遂行する人材の育成のために、CIPOのような知財を統括する責任者を置くことが必要であるという意見も出ている。

そこで、特許庁は2018年度より開始した知財アクセラレーションプログラム(IPAS)では、ビジネス専門家と知財専門家とからなる「知財メンタリングチーム」により、スタートアップに対して事業戦略に連動した知財戦略の構築支援を行っている。

その上で、スタートアップにとって権利取得プロセスにおいて求められる主要な対応は、特許出願後の審査請求の要否判断、及び権利取得に向けた特許庁審査官とのやり取りが挙げられる。それらに対する支援策が求められるところ、前者については、審査請求の判断材料として特定登録調査機関により作成される先行技術調査結果が役立つものである⁵⁰。知財を踏まえた経営・事業戦略を

⁴⁸ 経済産業省知的財産政策室、「知的財産の流通・資金調達事例調査報告～目に見えない経営資源の活用～」(2007年)

⁴⁹ 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会ほか、「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書～経営をデザインする～」(2008年5月)

⁵⁰ 登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた者(特定登録調査機関)は、出願人等の求めに応じ特許出願について先

検討したい場合には、IP ランドスケープ支援事業（INPIT による公募型知財支援事業）を活用することで事業上の競合他社の動向などを把握することが可能である。

また後者については、特許庁では、2024 年度から特許審査官による審査段階でのプッシュ型支援を開始し、審査請求のなされたスタートアップによる特許出願に対し個別の支援を行っている。本施策は開始間もないこともあり、運営方法についてはユーザーの声を踏まえ継続的に見直していくことが望ましい。

今後も各施策の実施を通じて、ユーザーからのフィードバックを踏まえながら、知財戦略支援人材及びその支援策の充実化に向けた対応が引き続き求められる。

さらに、大企業の知財部スタッフがスタートアップに対して知財担当者として業務支援を行うなど、兼業や副業が促進されることで知財エコシステム全体における労働市場の流動性が高まることにより、スタートアップ等にとって必要な事業戦略・知財戦略を有する人材の需給ギャップが解消することが予測され、産業界におけるニーズ等を踏まえた検討が進められることが期待される。

（施策の方向性）

- ・ スタートアップのビジネスモデルに沿った知財戦略の構築の支援に必要な人材の育成を進める。また、INPIT において、知財支援人材向けのスキルマップの作成、及び、そのスキルマップを活用した、知財支援人材向け研修の改善に向けた検討を行う。

（短期・中期）（特許庁）

- ・ IPAS を通じて、主に創業期のスタートアップのビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を充実させる。特に 2024 年度は、IPAS を INPIT に移管して、採択頻度を増加させてユーザーの利便性を向上させるとともに、INPIT の知財戦略エキスパートと連携して機動性を高めた支援体制を構築する。

（短期・中期）（特許庁）

- ・ 弁理士・弁護士などの知財専門家をベンチャーキャピタルに派遣し、スタートアップに対する知財戦略の構築支援を強化する。2024 年度は、派遣先のベンチャーキャピタルを増やし、より多くのスタートアップの支援に繋げる。

行技術調査を行い、その結果を記載した調査報告を交付できることとし、特定登録調査機関が交付する調査報告を提示して審査請求をしたときは、その手数料が軽減される。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokuteitouroku_01.html

(短期・中期) (特許庁)

- ・ スタートアップ向けの知財ポータルサイトにおける動画配信等の効果的な情報発信や、全国各地でのスタートアップエコシステムの関係者と知財の関係者とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。2024年度は、特に、イベントなどによるスタートアップ、スタートアップ支援者(ベンチャーキャピタル、知財専門家など)の対面での交流を強化し、よりネットワーク構築を加速させる。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ スタートアップ等によるイノベーションを促進するため、特許審査官による審査段階でのプッシュ型支援を実施し、各種支援策の活用を促すとともに、面接審査を通じてスタートアップ等の事業戦略に合わせた円滑かつ効果的な権利取得を支援する。

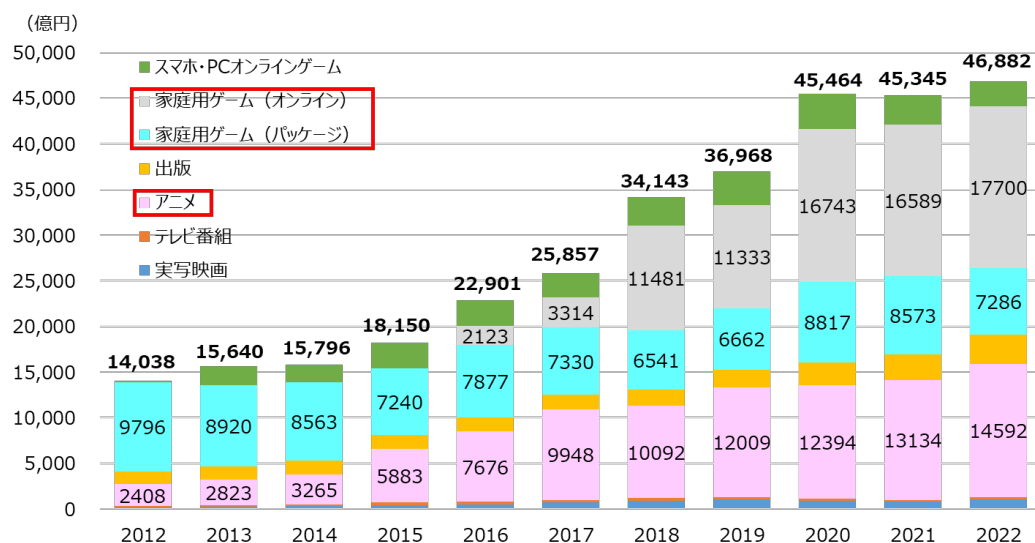
(短期・中期) (特許庁)

5. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略

2019年9月に「クールジャパン戦略」(2019年9月3日 知的財産戦略本部決定)を策定した後、コロナ禍において、クールジャパン関連分野は大きな影響を受けたが、政府は関係業界と協力しながら各種支援策を講じ、クールジャパン関連分野の存続、そこで活躍する人々の就労機会の確保や活動の継続を図ってきた。

その後、水際措置の緩和などアフターコロナを迎え、次のとおり、クールジャパンを取り巻く環境は大きく変化し、新たなフェーズに移ってきている。

- ・ アニメやゲームを中心に日本のコンテンツの人气が世界中で非常に高まっている。
- ・ 外国人の日本の「食」への期待・関心が高まっている。
- ・ インバウンドにおいて、リピーターの増加、滞在期間の長期化など訪日外国人の多様化・深化が見られる。
- ・ 米国と中国の対立など世界的に安全保障を巡る環境が厳しくなり、「ソフトパワー」の重要性が増している。



(出典)「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2023」(株)ヒューマンメディア)を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 55：日本のコンテンツ産業の海外展開の市場規模

このような環境変化の潮目を捉え、更なる高みを目指してクールジャパンを「リブート」(再起動)すべき時期が到来した。

日本には、コンテンツ、多様でおいしい食、様々な地域の自然・伝統など、広義の知的資産(IP)が既に数多く存在している。これらIPを活用して、「イ

ノベーション」を起こしながら、多層化・深化した「日本ファン」に対して高い「体験価値」を提供し、高い利益をあげて外貨を獲得し、それを再投資に回していくという好循環を確立することが重要である。

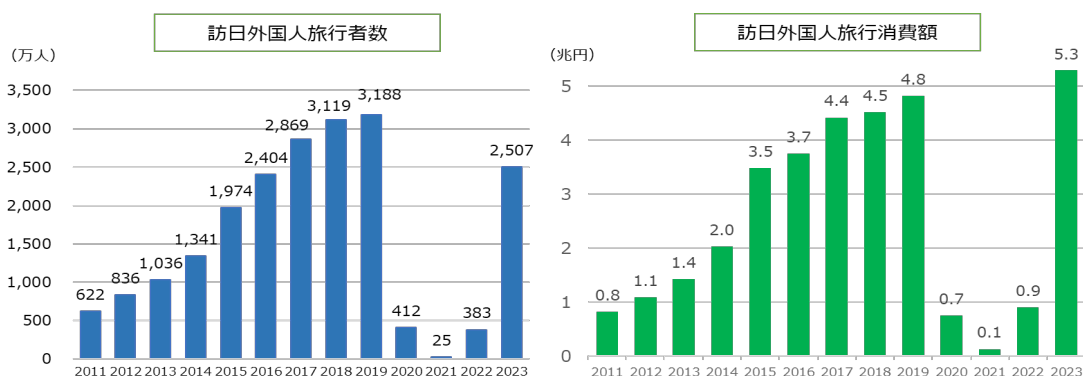
このために、コンテンツ産業の国際競争力の強化、クールジャパンの担い手の育成や外国人を含めた多様な人材の活用、新しい技術の活用も含めたデジタル化・DX化を推進していくこととし、中核であるコンテンツ産業に関する戦略も含め、実効的なアクションプランベースで「新たなクールジャパン戦略」（2024年6月4日 知的財産戦略本部決定）を策定した⁵¹。

「新たなクールジャパン戦略」においては、これまでのクールジャパン戦略に関する取組を振り返ることにより、課題を抽出し、その課題を解決し、クールジャパンの取組を更に発展させるために、目指すビジョン及び基本的な方向性を示した。その上で、コンテンツ、インバウンド、農林水産物・食品の輸出、地域の魅力の発掘・発信などに関し、取り組むべき施策としてアクションプランを定めた。

クールジャパンを巡る現状と課題、目指すビジョン、施策の方向性などについては、「新たなクールジャパン戦略」を参照されたい。

（１）新たなクールジャパン戦略 （現状と課題）

インバウンドはコロナ禍から順調に回復しており、訪日外国人旅行者は2,500万人を超え⁵²、訪日外国人旅行消費額は5兆3,065億円（2019年比+10.2%）と過去最高を更新した（いずれも2023年）。農林水産物等の輸出は1兆4,541億円（2023年）とコロナ禍中も含めて過去最高を更新し続けるなど継続的に拡大している。



（出典）「訪日外客統計」（日本政府観光局（JNTO））及び「訪日外国人消費動向調査」（観光庁）を基に

内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

⁵¹ 本推進計画と同日（2024年6月4日）に知的財産戦略本部において決定した。

⁵² 2024年3月の訪日外客数は308万人で、単月として初めて300万人を超えた（コロナ前の水準を上回り過去最高を更新）。また、同年4月も304万人と2か月連続で300万人を超えた。



(出典) 農林水産省資料(「貿易統計」(財務省)を基に作成)を基に

内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 56 : 訪日外国人旅行者、訪日外国人旅行消費額、
農林水産物・食品の輸出の推移

アフターコロナを迎え、クールジャパンを取り巻く環境は大きく変化し、新たなフェーズに移ってきている中、クールジャパンの取組を持続可能なものにするために、高付加価値の商品・サービスを提供することによって、高い利益をあげ、その収益が再投資に回るというエコシステムを形成することが重要である。

このために、外国人目線でのプロデュース、それをサポートする中小企業への支援、スタートアップの育成、新たな技術の活用を推進するとともに、外国人コミュニティの活用、連携強化を含めた海外への発信の強化に取り組む。

インバウンドについては、『サステナブル』、『オーセンティック』、『トランスフォーマティブ』といった価値を重視した体験価値の創出、日本の魅力をストーリーとして伝えることができるガイドの確保・育成、DX化やキャッシュレス化、アニメやマンガを活用したクロスオーバーの情報発信・プロモーションの強化などに取り組む。

農林水産物等の輸出については、輸出先の多角化を進めつつ、未開拓の現地商流へのアプローチの強化、認定農林水産物・食品輸出団体を中核としたオールジャパンでの輸出促進、大ロット輸出に向けたモデル産地の形成、日本の食品産業事業者による海外現地における加工・流通施設等に対する投資案件形成への支援等を通じて輸出拡大に取り組む。また、日本の食・食文化全体が普及・浸透する取組を行い、農林水産物等の輸出の増加を図っていく。

デザイン、アート等については、地域や企業においてアートやデザインが活用され再投資が行われていくための環境整備や事例の創出、クリエイターが活

躍する機会の創出・拡大に向けた人材育成支援等に取り組む。

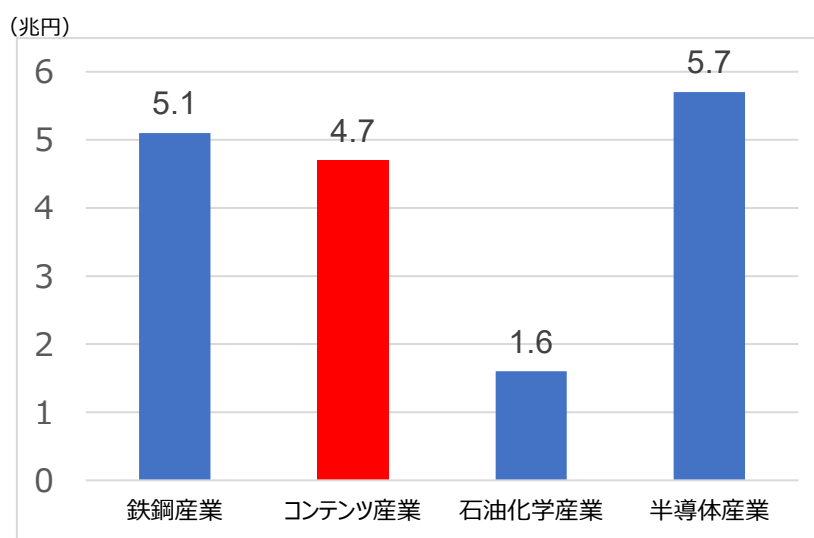
(2) デジタル時代のコンテンツ戦略

(現状と課題)

デジタル化の進展は、人々の消費活動をモノからコトへ、リアルからバーチャルへとシフトさせている。そのような中、デジタル市場・空間における成長発展が期待される分野として特に注目されるのが、コンテンツ分野である。コンテンツは、デジタル経済の主要な「中間財」として、他のモノやサービスと結びつき、様々な周辺分野にも需要を誘導するゲートウェイとして機能するなど、産業分野として特に高い波及効果を有している。

また、世界に向けたコンテンツの発信により、日本人の考え方、思い、価値観を伝え、日本の文化への共感を広げるなど、日本のブランド力を形づくるソフトパワーとしても、重要な役割を持つ。

日本のコンテンツ産業の規模は13.1兆円（2022年）であり、海外展開はアニメ、ゲーム（家庭用）を中心に年々増加傾向にあり4.7兆円（2022年）となっている。これは、鉄鋼産業の輸出額に匹敵し、半導体産業の輸出額に迫る規模である。



(出典) それぞれ次の資料等を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成
鉄鋼産業：「鉄鋼輸出入実績概況」（（一社）日本鉄鋼連盟）
コンテンツ産業：「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース2023」（（株）ヒューマンメディア）
石油化学産業（石油化学製品の国別輸出額）：石油化学工業協会からの聴き取り
半導体産業（半導体等電子部品）：「貿易統計」（財務省）

図表 57：日本のコンテンツ産業の海外展開の規模（2022年）

このようなコンテンツの意義を踏まえ、本計画（知的推進計画2024）と同

時に本部決定される「新たなクールジャパン戦略」においては、コンテンツ産業に関する戦略を中核に含めている。

我が国としては、コンテンツ産業を基幹産業として、PDCA サイクルを回しながら、海外へのビジネス展開力の推進、デジタル・ビジネスへの対応、コンテンツ産業人材の強化、官民一体となった海賊版対策、及び官民の連携体制の強化を通じ、コンテンツの創造、保護及び活用のサイクルが持続可能な形で実現するエコシステムを推進していく。

そのための具体的な施策の方向性は、新たなクールジャパン戦略に記載のとおりである。

なお、AI と知的財産権、海賊版・模倣品対策の強化、デジタルアーカイブ社会の実現、及び、コンテンツ開発や利活用における人材育成については、本推進計画において、既に個別に取り上げた⁵³。

⁵³「AI と知的財産権」については前掲 1（3）、「海賊版・模倣品対策の強化」については前掲 2（2）、「デジタルアーカイブ社会の実現」については前掲 3（3）、「コンテンツ開発や利活用における人材育成」については前掲 4（2）を参照。